

平成30年7月豪雨
非常災害対策本部会議（第9回）

議 事 次 第

日時：平成30年7月17日（火）8:40～

場所：官邸4階大会議室

1. 開会 【内閣官房長官】
2. 被害状況等報告 【内閣危機管理監】
3. 各省庁の対応状況について 【各省大臣等】
4. 内閣総理大臣発言 【内閣総理大臣】
5. 閉会 【内閣官房長官】

平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議 配席図



平成30年7月豪雨による被害状況及び消防機関等
の対応状況について（第30報）【概要版】

平成30年7月17日（火）5時15分
消 防 庁 災 害 対 策 本 部

1 被害状況

<人的被害>

- ・死者 212 名（岡山県 61 名、広島県 101 名、愛媛県 26 名ほか）
- ・行方不明者 17 名（奈良県 1 名、岡山県 3 名、広島県 13 名）
- ※そのほか、連絡がとれない者の情報有り

<住家被害>

- ・全壊 406 棟（岡山県 120 棟、広島県 213 棟、愛媛県 28 棟ほか）
- ・半壊 351 棟（岡山県 28 棟、広島県 227 棟、愛媛県 46 棟ほか） 等

2 避難指示（緊急）等の状況（16日20時00分現在）

- ・岡山県 避難指示（緊急） 約1万1千世帯、約2万8千名
避難勧告 なし
- ・広島県 避難指示（緊急）及び避難勧告等あわせて
約4万1千世帯、約9万3千名
- ・愛媛県 避難指示（緊急） 138世帯、305名
避難勧告 13世帯、43名 等

3 避難所の状況（16日20時00分現在）

- ・避難所数 214箇所
（岡山県41箇所、広島県84箇所、愛媛県46箇所ほか）
- ・避難者数 4,712名
（岡山県2,830名、広島県1,200名、愛媛県451名ほか）

4 緊急消防援助隊の活動

- ・これまでに23都府県から延べ約2,100隊8,900名、ヘリ144機
が出動し、計369名を救助
- ・昨日（16日）の主な動きは、
広島県で陸上大隊（三重、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、
山口、徳島及び香川）が活動 等

平成30年7月豪雨による被害状況及び消防機関等の対応状況について（第30報）

（これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。）

平成30年7月17日（火）5時15分
消防庁災害対策本部
※下線部は前回からの変更点

1 気象の状況（気象庁情報）

- 6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した豪雨については、「平成30年7月豪雨」と命名（7月9日）
- 気温のかなり高い状態が長く続き、猛暑日が続くところもある見込み

2 被害状況

人的・建物被害

都道府県名	人的被害					住家被害					非住家被害	
	死者	行方不明者	負傷者			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
			重傷	軽傷	程度不明							
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
北海道								1	7	121		3
秋田県								1				
福島県								9				
神奈川県									1	1		
富山県										2		1
石川県										9		
福井県								3		15		
長野県								1	1	18		
岐阜県	1		1	2		3	3	115	401	762		1
静岡県										4		
滋賀県	1									1		
京都府	5		1	6	1	12	7	51	<u>502</u>	<u>2,103</u>		
大阪府			2			1		9	7	25		8
兵庫県	2		2	8		5	5	22	100	541		
奈良県		1						1	1	20		
和歌山県				1			2	1	47	192		11
鳥取県								3	8	52		
島根県								2	227	77		2
岡山県	61	3	5	48		120	28	41	5,160	6,110		
広島県	<u>101</u>	<u>13</u>	28	74		<u>213</u>	<u>227</u>	<u>447</u>	<u>1,331</u>	<u>2,497</u>		
山口県	3		1	8		7	9	27	<u>510</u>	479		
徳島県								4	3	14		
香川県				3				8	1	7		
愛媛県	26		3	6	2	<u>28</u>	<u>46</u>	13	<u>4,390</u>	<u>1,437</u>		
高知県	3			1		4	8	27	221	618		
福岡県	4		6	14		7	8	113	690	2,150	3	7
佐賀県	2		1	4		2	4	4	33	227		1
長崎県				10		1		4	4	18	1	
熊本県			1				3	4	3	70	2	4
大分県			1	3		2	1	3		12		1
宮崎県	1		1									
鹿児島県	2			1		1		5		3		1
沖縄県				5								
合計	<u>212</u>	<u>17</u>	53	194	3	<u>406</u>	<u>351</u>	<u>919</u>	<u>13,648</u>	<u>17,585</u>	6	40

※そのほか、連絡がとれない者の情報有り

《死者の状況》

【岐阜県】

- ・関市で男性が1名死亡

【滋賀県】

- ・高島市で70歳代男性が水路に転落し、死亡

【京都府】

- ・亀岡市で50歳代女性が死亡
- ・綾部市で土砂崩れにより70歳代女性、30歳代男性、80歳代男性が死亡
- ・舞鶴市で土砂崩れに巻き込まれ行方不明になっていた60歳代男性が死亡

【兵庫県】

- ・猪名川町で50歳代男性が、水路に流され、死亡
- ・宍粟市で60歳代男性が、土砂崩れにより、死亡

【岡山県】

- ・笠岡市で土砂災害で40歳代男性、50歳代男性が死亡
- ・笠岡市で男性が死亡
- ・井原市で土砂崩れにより40歳代女性が死亡
- ・井原市で1名死亡
- ・総社市で80歳代男性が死亡
- ・総社市で60歳代男性が2名死亡
- ・総社市で1名死亡
- ・倉敷市で男性18名、女性27名の計45名が死亡
- ・倉敷市で70歳代男性が死亡

※その他確認中

【広島県】

- ・安芸高田市で50歳代男性が、川に流され、死亡
- ・熊野町で土砂崩れにより、死亡
- ・東広島市で男性が、川に流され、死亡
- ・東広島市で50歳代男性が死亡
- ・三原市で土砂崩れにより、死亡
- ・府中市で土砂崩れにより、死亡
- ・竹原市で70歳代男性が死亡
- ・竹原市で50歳代女性、60歳代女性が死亡
- ・福山市で側溝で倒れた方の死亡を確認
- ・三原市で土砂災害により4名死亡
- ・東広島市で2名死亡
- ・東広島市で40歳代女性と70歳代女性が死亡
- ・東広島市で男性死亡
- ・東広島市で男性死亡
- ・東広島市で女性死亡
- ・福山市で女児死亡
- ・坂町で死者2名
- ・東広島市で死亡
- ・東広島市で30歳代男性が死亡
- ・三原市で死亡
- ・尾道市で80歳代男性が死亡
- ・呉市で家屋が倒壊し、土砂流入により3名死亡
- ・呉市で土砂流入により死亡
- ・呉市で死亡
- ・呉市で土砂が崩れ死亡
- ・呉市で建物に土砂流入し、死亡
- ・呉市で土砂流入により死亡
- ・広島市で50歳代女性が土砂崩れにより、死亡
- ・広島市で土砂崩れにより、2名死亡
- ・広島市で3名死亡
- ・広島市で家屋が倒壊し、1名死亡

※その他、確認中

【山口県】

- ・周南市で女性が土砂崩れにより、死亡
- ・岩国市で70歳代女性が土砂崩れにより、死亡
- ・岩国市で80歳代男性が土砂崩れにより、死亡

【愛媛県】

- ・大洲市で90歳代女性が土砂崩れにより、死亡
- ・松山市で女性1名と子供2名が土砂崩れにより、死亡
- ・宇和島市で70歳代男性が土砂に埋まり、1名死亡
- ・宇和島市吉田町で40歳代女性、男児、60歳代女性が土砂災害により、死亡
- ・宇和島市で土砂による住家倒壊で50歳代女性と70歳代女性、80歳代男性が死亡
- ・宇和島市で60歳代男性が死亡

- ・今治市で40歳代女性が死亡
- ・今治市で土砂崩れにより住家が崩壊し、女性が1名死亡
- ・西予市で80歳代男性が死亡
- ・西予市で70歳代女性が死亡
- ・西予市で70歳代男性が河川に流され死亡
- ・西予市で80歳代女性を自宅の倉庫内で発見し、死亡を確認
- ・西予市で50歳代男性を田んぼで発見し、死亡を確認
- ・大洲市菅田地区で70歳代男性が死亡
- ・大洲市森山地区で70歳代男性が死亡
- ・宇和島市で70歳代男性が死亡
- ・大洲市で40歳代女性が水路に車ごと転落し、死亡
- ・宇和島市で70歳代女性が土砂に巻き込まれ、死亡
- ・宇和島市で60歳代男性が土砂に埋まり、死亡
- ・松山市で60代男性が死亡

【高知県】

- ・大月町で土砂災害により、2名死亡
- ・香南市で40歳代男性が乗った車が流され、死亡

【福岡県】

- ・福岡市で80歳代女性が、風にあおられ高所から転落し、死亡
- ・筑紫野市で60歳代女性が死亡
- ・北九州市で1名死亡
- ・北九州市で土砂崩れにより家が潰れ60歳代女性が死亡

【佐賀県】

- ・伊万里市の福祉作業所で所在不明であった20歳代男性が死亡
- ・佐賀市で行方不明となっていた80歳代女性が死亡

【宮崎県】

- ・小林市で60歳代男性が、増水した川に転落し、死亡

【鹿児島県】

- ・鹿児島市で2名死亡

《行方不明者の状況》（詳細確認中）

【奈良県】

- ・大和郡山市で60歳代男性が田の様子を確認に行ったが、帰宅せず、現在捜索中

【岡山県】

- ・高梁市で60歳代男性が行方不明
- ・新見市で60歳代男性が行方不明
- ・鏡野町で60歳代男性が行方不明

【広島県】

- ・広島市で7名が行方不明
- ・熊野町で1名が行方不明
- ・坂町で1名が行方不明
- ・呉市で2名が行方不明
- ・東広島市で1名が行方不明
- ・安芸高田市で1名が行方不明

《その他連絡が取れない者の状況》詳細確認中

【愛媛県】

- ・鬼北町で女性1名
- ・大洲市で男性1名

3 避難指示（緊急）等の状況（7月16日 20時00分時点）

都道府県	避難指示（緊急）					避難勧告				
	市	町	村	世帯数	人数	市	町	村	世帯数	人数
長野県			1	9	18					
京都府	3			46	96	2	1		13	30
大阪府	2			10	24	1			7	24
兵庫県	1			121	260	1			25	44
和歌山県						1			2	5
鳥取県	1			5	16					
岡山県	2	1		11,097	27,786					
広島県	1	1		確認中	確認中	2	3		確認中	確認中
徳島県	1			1	3					
香川県	1	2		21	58	1			17	34
愛媛県	2			138	305	1			13	43
福岡県	1	1		32	69					
長崎県	1			12	19					
合計	16	5	1	11,492	28,654	9	4		77	180

※広島県については、避難指示（緊急）（3地区）、避難勧告（19地区）及び避難準備・高齢者等避難開始（9地区）を合算して41,075世帯、92,638名に発令

4 避難所の状況（7月16日 20時00分時点）

都道府県名	避難所数	避難者数
長野県	2	18
岐阜県	1	1
京都府	5	66
大阪府	4	8
兵庫県	8	45
和歌山県	2	2
島根県	2	16
岡山県	41	2,830
広島県	84	1,200
山口県	2	9
徳島県	1	4
香川県	1	3
愛媛県	46	451
高知県	6	10
福岡県	8	41
佐賀県	1	8
計	214	4,712

5 地方公共団体における災害対策本部の設置状況

- 【岐阜県】 6月29日 16時55分 災害対策本部設置（継続設置）
- 【愛知県】 7月 5日 0時37分 災害対策本部設置
→7月 8日 13時25分 廃止
- 【三重県】 7月 7日 1時47分 災害対策本部設置
→7月 8日 10時37分 廃止
- 【京都府】 6月18日 10時00分 災害対策本部設置（大阪府北部を震源とする地震からの継続設置）
- 【鳥取県】 7月 6日 19時40分 災害対策本部設置
→7月 9日 10時00分 廃止
- 【岡山県】 7月 6日 16時30分 災害対策本部設置
- 【広島県】 7月 5日 17時15分 災害対策本部設置
- 【愛媛県】 7月 7日 7時00分 災害対策本部設置
- 【高知県】 7月 5日 14時00分 災害対策本部設置
- 【福岡県】 7月 6日 9時00分 災害対策本部設置
→7月13日 17時30分 廃止

6 地元消防機関等の対応

被災地では地元消防機関（消防吏員・消防団員）により救助等の活動を実施
岡山県をはじめとする消防防災ヘリコプターにより、救助活動及び情報収集活動を実施

7 緊急消防援助隊の活動体制（※詳細は別紙のとおり）

《活動人員規模》

県名	部隊	活動体制		活動期間
		7月17日	延べ活動人員	
岡山	陸上	—	約480隊約1,930名	7月6日～12日 計7日間
	航空 (ヘリ)	3機約10名	<u>45機268名</u>	7月6日～ 活動中
広島	陸上	約130隊約520名	<u>約1,500隊約6,030名</u>	7月6日～ 活動中
	航空 (ヘリ)	8機約40名	<u>79機487名</u>	7月6日～ 活動中
愛媛	陸上	—	約10隊約40名	7月8日～9日 計2日間
	航空 (ヘリ)	1機約10名	<u>11機77名</u>	7月8日～ 活動中
高知	航空 (ヘリ)	1機約10名	<u>9機78名</u>	7月9日～ 活動中
合計	陸上	約130隊約520名	<u>約2,000隊約8,000名</u>	
	航空 (ヘリ)	13機約70名	<u>144機約910名</u>	

《救助実績》

県名	陸上	航空	合計
岡山	220名	31名	251名
広島	39名	76名	115名
愛媛	2名	0名	2名
高知	0名	1名	1名
合計	261名	108名	369名

8 消防庁の対応

- 7月2日 13時30分 関係省庁災害警戒会議に応急対策室地域情報把握専門官が出席
16時41分 全都道府県、指定都市に対し「平成30年台風第7号警戒情報」を
発出
- 7月3日 11時30分 応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）
- 7月5日 15時30分 関係省庁災害警戒会議に応急対策室長が出席
- 7月5日 16時54分 全都道府県、指定都市に対し「低気圧と梅雨前線による大雨警戒情
報」を発出
- 7月6日 9時00分 国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部へ改組（第2次
応急体制）
14時30分 関係省庁災害対策会議に応急対策室長が出席
20時30分 消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部へ改組（第3次応急体制）
21時00分 広島県へ消防庁職員4名派遣を決定
- 7月7日 6時30分 広島県へ消防庁職員2名派遣を決定
8時00分 広島県へ派遣していた2名の派遣先を岡山県へ変更
9時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
9時00分 倉敷市消防局へ消防庁職員1名派遣を決定
10時00分 関係閣僚会議に総務大臣が出席
10時30分 広島へレポートへ消防庁職員1名派遣を決定
- 7月8日 8時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
9時00分 広島県へ派遣していた2名の派遣先を愛媛県へ変更
9時00分 岐阜県へ消防庁職員2名派遣を決定
9時00分 倉敷市消防局へ消防庁職員2名派遣を決定
9時00分 非常災害対策本部会議に総務大臣が出席
18時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
- 7月9日 8時05分 政府調査団として、国民保護運用室長を岡山県に派遣
8時45分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
9時45分 非常災害対策本部会議に総務大臣が出席
21時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
- 7月10日 8時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
8時50分 非常災害対策本部会議に総務大臣が出席
16時30分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
- 7月11日 9時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
13時00分 広島県へ消防庁職員3名派遣（うち2名は総務省併任）を決定
17時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
- 7月12日 7時30分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
9時00分 非常災害対策本部会議に総務大臣が出席
16時30分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席

7月13日 7時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
8時00分 非常災害対策本部会議に総務大臣が出席
18時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
7月14日 8時45分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
10時00分 非常災害対策本部会議に総務大臣が出席
16時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
7月15日 7時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
8時15分 非常災害対策本部会議に総務大臣が出席
10時00分 広島県へ消防庁職員1名派遣を決定
17時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
7月16日 8時00分 倉敷市へ消防庁職員1名派遣を決定
8時45分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席
10時00分 非常災害対策本部会議に総務大臣政務官が出席
16時00分 関係省庁局長級会議に消防庁次長が出席

問い合わせ先 消防庁災害対策本部 広報班 TEL 03-5253-7513 FAX 03-5253-7553

【平成30年7月17日 4:30現在】

※下線部は前回からの変更点

緊急消防援助隊の活動等

7月6日

- 19時50分 消防庁から愛知県、滋賀県、大阪府、島根県、山口県、徳島県、香川県及び愛媛県に対し、緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告及び出動準備を依頼
- 20時30分 広島県知事から消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援要請
- 21時05分 消防庁から三重県、奈良県に対し、緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告及び出動準備を依頼
- 21時10分 消防庁から和歌山県に対し、緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告及び出動準備を依頼
- 21時20分 消防庁長官から大阪府知事に対し、緊急消防援助隊の広島県への出動を求め
- 21時50分 消防庁長官から愛知県知事に対し、緊急消防援助隊の広島県への出動を求め
- 22時15分 大阪市消防局及び堺市消防局の指揮支援隊が広島県に向け出動
- 22時55分 消防庁長官から山口県知事に対し、緊急消防援助隊の広島県への出動を求め
- 23時10分 名古屋市消防局の指揮支援隊が広島県に向け出動
- 23時35分 消防庁長官から徳島県知事及び香川県知事に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の広島県への出動を求め
- 23時36分 大阪府大隊（統合機動部隊）が集結完了し、広島県に向け出動
- 23時37分 山口県大隊が広島県に向け出動

7月7日

- 0時54分 愛知県大隊が集結完了し、広島県に向け出動
- 3時00分 山口県大隊が進出拠点（広島県消防学校）に到着
- 5時17分 消防庁長官から福岡県知事及び長崎県知事に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の広島県への出動を求め
- 7時00分 消防庁長官から滋賀県知事、奈良県知事、三重県知事及び和歌山県知事に対し、緊急消防援助隊の広島県への出動を求め
- 7時15分 広島県から消防庁に、緊急消防援助隊の増隊要請
- 7時25分 福岡市消防ヘリが広島県に向け出動
- 7時30分 山口県大隊が広島市安佐北区の土砂災害現場で活動開始
- 8時00分 消防庁長官から島根県知事に対し、緊急消防援助隊の広島県への出動を求め
- 8時30分 岡山県知事から消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の応援要請
- 8時42分 島根県大隊が広島県に向け出動
- 8時50分 名古屋市消防局の指揮支援隊及び愛知県大隊は、岡山県に出動先を変更
- 8時55分 大阪市消防局の指揮支援隊が東広島市消防局に到着、活動開始
- 9時00分 消防庁から東京都、愛知県、奈良県及び鳥取県に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼
- 9時35分 長崎県防災ヘリが広島県に向け出動
- 11時10分 消防庁長官から東京都知事、愛知県知事、奈良県知事及び鳥取県知事に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の岡山県への出動を求め
- 11時20分 滋賀県大隊が集結完了し、岡山県に向け出動
- 11時40分 奈良県大隊が集結完了し、岡山県に向け出動
- 11時43分 愛媛県知事から消防庁長官に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の応援要請
- 11時28分 名古屋市消防局の指揮支援隊が岡山県庁に到着、活動開始
- 12時20分 消防庁長官から山口県知事に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の広島県への出動を求め
- 12時30分 消防庁から熊本県に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼
- 12時38分 香川県防災ヘリが広島県に向け出動
- 12時44分 奈良県防災ヘリが岡山県に向け出動
- 12時50分 東京消防庁ヘリが岡山県に向け出動
- 13時15分 消防庁から大分県、栃木県及び神奈川県に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼

- 1 3時30分 愛知県大隊が倉敷市の災害現場に到着、活動開始
- 1 3時30分 山口県防災ヘリが広島県に向け出動
- 1 3時30分 消防庁長官から熊本県知事及び大分県知事に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の岡山県への出動を求め
- 1 4時30分 消防庁から埼玉県に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼
- 1 4時33分 徳島県防災ヘリが広島県に向け出動
- 1 4時50分 大阪府統合機動部隊が、広島県消防学校に到着、活動開始
- 1 5時11分 奈良県防災ヘリが岡山県に向け出動
- 1 5時50分 消防庁長官から神奈川県知事及び埼玉県知事に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の愛媛県への出動を求め
- 1 5時58分 大分県防災ヘリが岡山県に向け出動
- 1 6時09分 大阪府大隊が東広島市に到着、活動開始
- 1 6時30分 三重県大隊及び和歌山県大隊に対し、出動の中止を連絡
- 1 7時10分 熊本県防災ヘリが岡山県に向け出動
- 1 8時45分 滋賀県大隊が倉敷市の災害現場に到着、活動開始
- 1 9時00分 奈良県大隊が倉敷市の災害現場に到着、活動開始

7月8日

- 5時41分 横浜市消防ヘリが愛媛県に向け出動
- 9時04分 名古屋市消防ヘリが岡山県に向け出動
- 9時23分 鳥取県防災ヘリが岡山県に向け出動
- 10時00分 埼玉県防災ヘリが愛媛県に向け出動
- 11時00分 消防庁から香川県に対し、緊急消防援助隊（陸上部隊）の出動可能隊数の報告及び出動準備を依頼
- 12時30分 徳島県防災ヘリの引揚げを決定
- 13時39分 消防庁長官から栃木県知事に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の広島県への出動を求め
- 14時27分 栃木県防災ヘリが広島県に向け出動
- 14時30分 愛媛県知事から消防庁長官に対し、緊急消防援助隊（陸上部隊）の応援要請
- 14時30分 消防庁長官から香川県知事に対し、緊急消防援助隊（陸上部隊）の愛媛県への出動を求め
- 16時04分 香川県大隊が愛媛県に向け出動
- 17時00分 今災害における緊急消防援助隊の出動について、消防庁長官の指示によるものとする通知を発出
- 21時51分 香川県大隊が宇和島市に到着、活動開始

7月9日

- 8時00分 高知県知事から消防庁長官に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の応援要請
- 8時10分 消防庁長官から埼玉県知事に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の高知県への部隊移動を指示
- 8時30分 消防庁から兵庫県に対し、緊急消防援助隊（航空支援隊）の出動可能隊数の報告及び出動準備を依頼
- 8時40分 消防庁長官から兵庫県知事に対し、緊急消防援助隊（航空支援隊）の高知県への出動の指示
- 8時59分 埼玉県防災ヘリが高知県へ向け出動
- 12時30分 兵庫県の航空支援隊が高知県に向け出動
- 14時00分 東京消防庁ヘリの引揚げを決定
- 18時06分 香川県大隊の引揚げを決定

7月10日

- 19時00分 消防庁から三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、徳島県及び福岡県に対し、緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告及び出動準備を依頼

7月11日

- 11時11分 兵庫県の航空支援隊の引揚げを決定
- 15時00分 消防庁長官から鳥取県知事及び大分県知事に対し、緊急消防援助隊（航空小隊）の広島県への部隊移動を指示

7月12日

- 9時00分 消防庁長官から三重県知事、京都府知事、兵庫県知事、和歌山県知事、鳥取県知事、香川県知事及び徳島県知事に対し、緊急消防援助隊（陸上部隊）の広島県への出動を指示
- 9時33分 三重県大隊が集結完了し、広島県に向け出動
- 10時00分 名古屋市消防局の指揮支援隊、愛知県大隊、滋賀県大隊及び奈良県大隊の引揚げを決定
- 10時33分 和歌山県大隊が集結完了し、広島県に向け出動
- 10時35分 香川県大隊が集結完了し、広島県に向け出動
- 10時40分 京都府大隊が集結完了し、広島県に向け出動
- 10時40分 徳島県大隊が集結完了し、広島県に向け出動
- 11時40分 兵庫県大隊が集結完了し、広島県に向け出動
- 14時10分 鳥取県大隊が集結完了し、広島県に向け出動
- 16時43分 香川県大隊が広島県に到着、活動開始
- 18時53分 徳島県大隊が広島県に到着、活動開始
- 18時56分 兵庫県大隊が広島県に到着、活動開始
- 18時56分 鳥取県大隊が広島県に到着、活動開始
- 20時40分 京都府大隊が広島県に到着、活動開始
- 21時21分 三重県大隊が広島県に到着、活動開始
- 21時30分 和歌山県大隊が広島県に到着、活動開始

7月15日

- 12時00分 島根県大隊の引揚げを決定

活動人員規模

緊急消防援助隊

陸上：三重、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、山口、徳島、香川

航空：栃木、大阪、鳥取、山口、香川、福岡、長崎、大分

約130隊
【延べ約1,360隊】
約520人
【延べ約5,510人】
へり8機
【延べ71機】
航空支援隊
【延べ5隊】
※7月11日帰隊

【備考】この他、地元消防、市へりも活動を実施。
延べ隊数、人数及び救助人数は、7月7日緊急消防援助隊到着からの数値。

救助実績	
陸上隊	2人 【合計 39人】
航空隊	0人 【合計 76人】



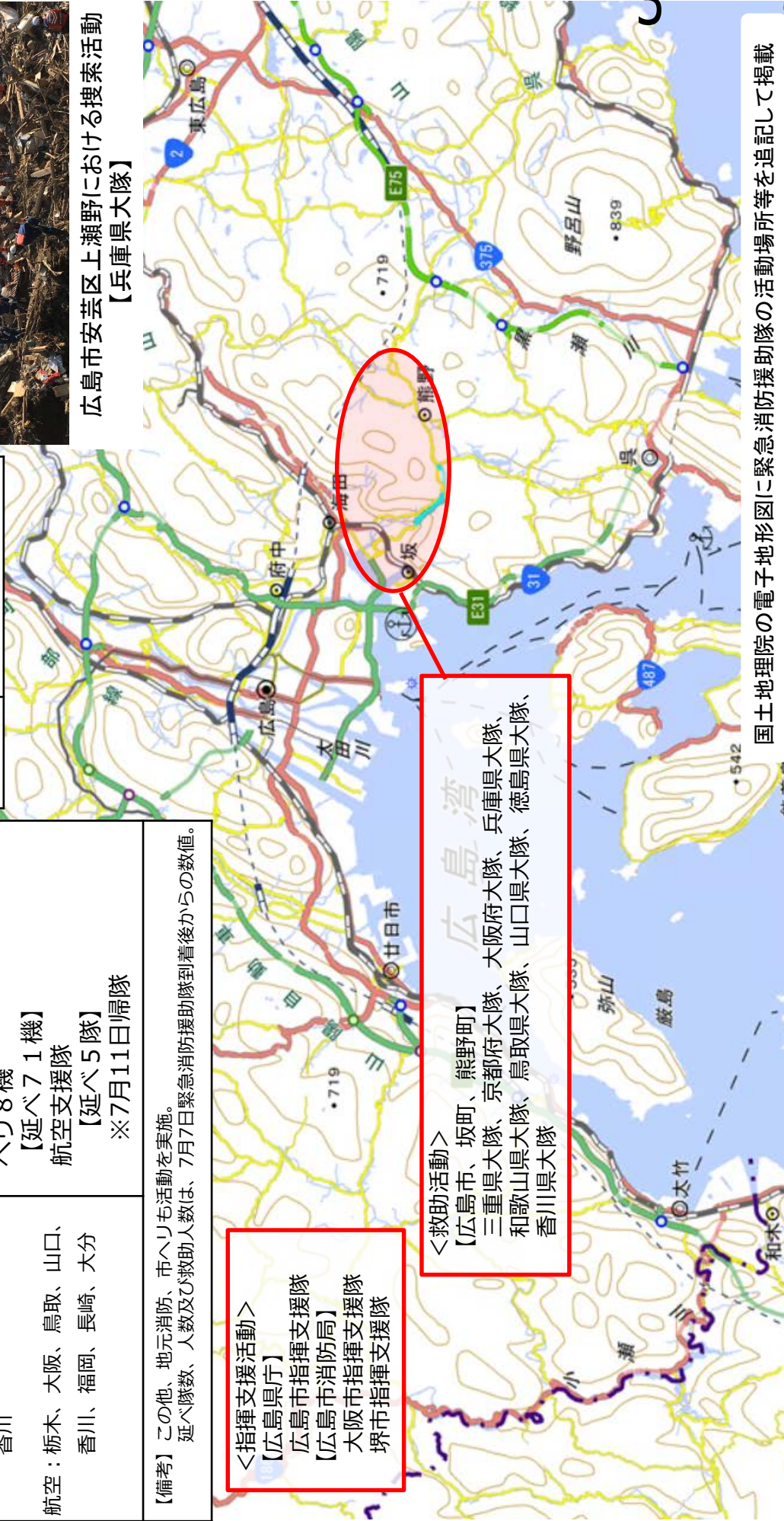
広島市安芸区上瀬野における搜索活動
【兵庫県大隊】

<指揮支援活動>

- 【広島県庁】
広島市指揮支援隊
- 【広島市消防局】
大阪市指揮支援隊
- 堺市指揮支援隊

<救助活動>

- 【広島市、坂町、熊野町】
三重県大隊、京都府大隊、大阪府大隊、兵庫県大隊、和歌山県大隊、鳥取県大隊、山口県大隊、徳島県大隊、香川県大隊



平成30年7月17日
防 衛 省

平成30年7月豪雨に係る自衛隊の災害派遣について
(05時00分現在)

※数値等は速報値であり、今後変わることがある。
※下線部は、前回報告からの変更箇所

1. 防衛省・自衛隊の対応

(1) 防衛省の体制

【7月6日(金)】

13時58分 防衛省災害対策連絡室設置

【7月7日(土)】

10時20分 防衛省災害対策室設置

10時30分 防衛省関係幹部会議を開催

【7月8日(日)】

08時00分 防衛省災害対策本部設置

09時40分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月9日(月)】

10時30分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月10日(火)】

10時00分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月12日(木)】

09時50分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月13日(金)】

08時55分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月14日(土)】

10時40分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月15日(日)】

08時55分 防衛省災害対策本部会議を開催

【7月16日(月)】

10時45分 防衛省災害対策本部会議を開催

(2) 活動規模 人 員 約31,150名
艦 船 28隻(民間船舶「はくおう」1隻を含む)
航空機 38機
L O 最大74箇所に約300名を派遣

(3) 活動部隊 陸 自 第7普通科連隊(福知山)、第37普通科連隊(信太山)、第50普通科連隊(高知)、第40普通科連隊(小倉)、第4師団司令部(福岡)、第4施設大隊(大村)、第2高射特科団(飯塚)、中部方面後方支援隊(桂)、第13旅団司令部(海田市)、第46普通科連隊(海田市)、第47普通科連隊(海田市)、第49普通科連隊(豊川)、第13飛行隊(防府)、第14普通科連隊

(金沢)、第10特科連隊(豊川)、第10施設大隊(春日井)、第13特科連隊(日本原)、第305施設隊(三軒屋)、中部方面航空隊(八尾)、中部方面特科隊(松山)、第17普通科連隊(山口)、第3特科隊(姫路)、第2施設群(飯塚)、第9施設群(小郡)、第14施設隊(徳島)、第14飛行隊(北徳島)、第15即応機動連隊(善通寺)、中部方面ヘリコプター隊(八尾)、第14後方支援隊(善通寺)、第3後方支援連隊(千僧)、第14特殊武器防護隊(善通寺)、第14高射特科隊(松山)、第8高射特科群(青野原)航空学校(明野)、需品学校(松戸)、自衛隊京都地方協力本部、自衛隊高知地方協力本部、自衛隊福岡地方協力本部、自衛隊広島地方協力本部、自衛隊岡山地方協力本部、自衛隊愛媛地方協力本部、自衛隊山口地方協力本部、自衛隊兵庫地方協力本部、自衛隊佐賀地方協力本部、自衛隊大分地方協力本部

海 自 呉地方総監部(呉)、呉警備隊(呉)、呉基地業務隊(呉)、呉教育隊(呉)、呉造修補給所(呉)、呉弾薬整備補給所(呉)、呉音楽隊(呉)、呉衛生隊(呉)、舞鶴地方総監部(舞鶴)、舞鶴警備隊(舞鶴)、舞鶴基地業務隊(舞鶴)、舞鶴教育隊(舞鶴)、舞鶴造修補給所(舞鶴)、舞鶴弾薬補給所(舞鶴)、舞鶴音楽隊(舞鶴)、舞鶴衛生隊(舞鶴)、第4護衛隊群(呉)第1潜水隊群(呉)、第1輸送隊(呉)、第1海上補給隊(横須賀)、第23航空隊(舞鶴)、第1掃海隊(佐世保)、第3掃海隊(呉)、第44掃海隊(舞鶴)、潜水艦教育訓練隊(呉)

空 自 第1高射群(入間)、第2高射群(春日)、第4高射群(岐阜)、第3移動警戒隊(春日)、西部航空警戒管制団(春日)、土佐清水通信隊(土佐清水)、警戒航空隊(浜松)、偵察航空隊(百里)、小松救難隊(小松)、浜松救難隊(浜松)、救難教育隊(小牧)、芦屋救難隊(芦屋)、春日ヘリコプター空輸隊(春日)、第3輸送航空隊(美保)、第12飛行教育団(防府北)、航空教育隊(防府南)

(4) 活動実績

活動内容	主な活動場所	実績
人命救助、孤立者救助	福岡県北九州市、飯塚市、筑前町、高知県四万十市、広島県広島市、海田町、熊野町、東広島市、呉市、竹原市、三原市、東広島市、尾道市、岡山県高梁市、倉敷市、井原市、総社市、京都府綾部市、舞鶴市、愛媛県宇和島市、大洲市、今治市、西予市、怒和島、山口県岩国市、兵庫県宍粟市	2,282名
給水支援	広島県江田島市、呉市、尾道市、三原市、坂町、岡山県高梁市、新見市、倉敷市、愛媛県西予市、宇和島市、大洲市、松山市、上島町、高知県宿毛市、大月町	11,833.6トン
入浴支援	広島県呉市、広島市、三原市、尾道市、坂町、江田島市、竹原市、岡山県倉敷市、新見市、愛媛県大洲市、宇和島市	39,361名

給食支援	愛媛県宇和島市	約8,290食
物資輸送	高知県香南市、香美市、安芸市、愛媛県大洲市、広島県呉市、三原市、岡山県倉敷市	水：約122,032本 食料：約67,991食 燃料：約125.5キロリットル その他：扇風機等
水防活動 (土のう作成)	京都府京都市、高知県安芸市	約5,200袋
道路啓開	高知県宿毛市、大月町、愛媛県西予市、愛媛県宇和島市、岡山県倉敷市	約32キロメートル
がれき処理等	岡山県倉敷市、愛媛県大洲市	トラック780台分

2. 災害派遣要請等

【7月6日（金）】

①京都府

平成30年7月5日（木）以降、京都府内の河川が増水し、氾濫危険水位に達している状況である。このため、6日（金）01時10分、京都府知事から陸上自衛隊第7普通科連隊長に対し、水防活動（堤防補強のための土嚢積み）に係る災害派遣要請があった。

（平成30年7月6日07時05分、水防作業が終了したことにより、京都府知事から撤収要請を受け、水防活動を終了。）

②高知県

平成30年7月6日（金）、高知県内の河川が堤防を越水し、高知県安芸市^{あき}で孤立者が発生したことから、同日03時30分、高知県から陸上自衛隊第50普通科連隊長に対し、孤立者の救助等に係る災害派遣要請があった。

（平成30年7月16日09時07分、自治体での対応が可能となったことから、高知県知事から撤収要請を受け、孤立者の救助等に係る活動を終了。）

③福岡県

平成30年7月6日（金）、福岡県北九州市で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み2名が行方不明となった。このため、同日09時56分、福岡県知事から陸上自衛隊第4師団長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。新たに同県飯塚市において孤立者の救助、同県筑前町において孤立者の救助等の追加要請があった。

（平成30年7月9日（日）08時24分、行方不明者が発見されたことから、福岡県知事から撤収要請を受け、人命救助活動を終了。）

④京都府

平成30年7月6日（金）、京都府内の河川が増水し、氾濫危険水位に達したため、同日、京都府知事から陸上自衛隊第7普通科連隊長に対し、水防活動（堤防補強のための土嚢積み）に係る災害派遣要請があり、水防活動を実施し、活動を終了。その後上流ダムの放水により、更に水防活動が必要になったことから、同日18時35分、京都府知事から第7普通

科連隊長に対し、水防活動に係る災害派遣要請があった。

(同日23時30分、水防作業が終了したことにより、京都府知事から撤収要請を受け、水防活動を終了。)

⑤広島県

平成30年7月6日(金)、広島県で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数名が行方不明となった。このため、同日21時00分、広島県知事から陸上自衛隊第13旅団長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

⑥岡山県

平成30年7月6日(金)、岡山県高梁市で孤立者が発生したことから、同日23時11分、岡山県知事から陸上自衛隊第13旅団長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

【7月7日(土)】

①京都府

ア 平成30年7月7日(土)、京都府綾部市上杉町で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数名が行方不明となった。このため、同日06時10分、京都府知事から陸上自衛隊第7普通科連隊長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

(平成30年7月8日(日)17時05分、行方不明者が発見されたことから、京都府知事から撤収要請を受け、人命救助活動を終了。)

イ 平成30年7月7日(土)、京都府舞鶴市城屋で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数名が行方不明となった。このため、本日09時42分、京都府知事から海上自衛隊舞鶴地方総監に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

(平成30年7月12日(木)10時02分、発見された行方不明者の身元が確認されたことから、京都府知事から撤収要請を受け、人命救助活動を終了。)

②愛媛県

平成30年7月7日(土)、愛媛県怒和島で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数名が行方不明となった。このため、同日06時10分、愛媛県知事から陸上自衛隊中部方面特科隊長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

③山口県

平成30年7月7日(土)、山口県岩国市周東町瀬越で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数名が行方不明となった。このため、同日07時35分、山口県知事から陸上自衛隊第13旅団長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

(同日14時55分、行方不明者が発見されたことから、山口県知事から撤収要請を受け、人命救助活動を終了。)

【7月8日(日)】

①兵庫県

平成30年7月8日(日)、兵庫県宍粟市で土砂崩れが発生し、民家に土砂が流れ込み数

名が行方不明となった。このため、同日05時00分、兵庫県知事から陸上自衛隊第3特科隊長に対し、人命救助に係る災害派遣要請があった。

(同日17時45分、行方不明者が発見されたことから、兵庫県知事から撤収要請を受け、人命救助活動を終了。)

3. 即応予備自衛官招集

【7月11日(水)】

17時51分 即応予備自衛官の災害等招集命令に係る内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受けて、防衛大臣から中部方面総監に対し、「平成30年7月豪雨に対する即応予備自衛官の災害等招集命令の実施及び出頭した即応予備自衛官の受入れに関する自衛隊行動命令」を発出。

【7月12日(木)】

招集された即応予備自衛官については、広島県東広島市において、住民の方々への診療に対する支援などの生活支援活動を開始

4. 民間船舶「はくおう」を活用した支援について

被災された方々への支援の一環として、防衛省がPFI方式により契約している民間船舶「はくおう」を活用し、入浴サービスの提供(入浴時間：15時00分から22時00分)、洗濯・乾燥機の利用や飲み物の提供、陸自音楽隊による船内カフェテリアでの慰問演奏等を実施。

【「はくおう」による入浴支援等の実績】

月日	場所	利用者数
7月15日(日)	広島県三原市 尾道糸崎港	865名
7月16日(月)		784名

(延べ利用者数：1,649名)

5. 災害派遣の概要

日時	県	活動の概要		
7月6日 (金)	京都府	水防活動	京都市	第7普通科連隊及び中部方面後方支援隊が土のう積み約1,200袋実施
	高知県	孤立者の救助等	安芸市	第50普通科連隊が土嚢約540袋作成
	福岡県	人命救助	北九州市 飯塚市 筑前町	第40普通科連隊及び第4施設大隊が北九州市において人命救助活動を実施 第2施設群が飯塚市において孤立住民を輸送
		道路啓開	筑前町	第9施設群が筑前町において道路啓開作業を実施
	京都府	水防活動	京都市	第7普通科連隊及び中部方面後方支援隊が土のうを約3,460袋作成
	広島県	人命救助	海田町 熊野町 東広島市 呉市 安芸津町	第46普通科連隊、第47普通科連隊及び呉地方隊が人命救助活動のため現場に前進
	岡山県	人命救助等	高梁市 総社市 倉敷市 井原市	第13特科隊及び第305施設隊が現地に向け進出準備
7月7日 (土)	高知県	孤立者の救助等	安芸市	四万十市役所において待機
	福岡県	人命救助	北九州市	第40普通科連隊及び第4施設大隊が北九州市において人命救助活動を実施
	広島県	人命救助	広島市 海田町 熊野町 東広島市 呉市 安芸津町	第46普通科連隊、第47普通科連隊及び呉地方隊が人命救助(46名)を実施
		給水支援	江田島市	呉地方隊が給水支援(約240トン)を実施
	岡山県	人命救助	高梁市 総社市 倉敷市 井原市	第13特科隊及び第305施設隊が人命救助(217名)を救助
		給水支援	高梁市	第305施設隊が給水支援(約0.4トン)を実施
	京都府	人命救助	綾部市 舞鶴市	第7普通科連隊が人命救助(1名)を実施 舞鶴地方隊が人命救助を実施
	愛媛県	人命救助	松山市	中部方面特科隊が人命救助活動を実施。
山口県	人命救助	岩国市	第17普通科連隊が人命救助活動を実施	

日時	県	活動の概要		
7月8日 (日)	高知県	道路啓開	四万十市 宿毛市	第50普通科連隊及び第4施設隊が道路啓開（約50メートル）を実施
		給水支援	宿毛市	第50普通科連隊が給水支援（約2トン）を実施
		物資輸送	香美市 香南市	第50普通科連隊が物資輸送（燃料約40リットル、食料約300食）を実施
	福岡県	人命救助	北九州市	第40普通科連隊及び第4施設大隊が北九州市において人命救助を実施
	広島県	人命救助	広島市 熊野町 呉市 竹原市 三原市	第46普通科連隊及び第47普通科連隊が人命救助（55名）を実施
		入浴支援	呉市	護衛艦「かが」「しもきた」「とわだ」「いなづま」が3か所で行浴支援（1,640名）を実施
		給水支援	江田島市 呉市	呉地方隊が給水支援（約503トン）を実施
	京都府	人命救助	綾部市 舞鶴市	第7普通科連隊及び舞鶴地方隊が人命救助を実施。
	岡山県	人命救助	岡山市 高梁市 総社市 倉敷市 井原市	第4施設団、第49普通科連隊、第13特科隊が人命救助（1,066名）を救助
		給水支援	高梁市	第13特科隊が給水支援（約6トン）を実施
	愛媛県	人命救助	怒和島 宇和島市 松山市 大洲市	中部方面特科隊が人命救助（12名）を救助。
		物資輸送	大洲市	第14飛行隊が物資輸送（水600本、食料1,690食）を実施
	兵庫県	人命救助	兵庫県 宍粟市	第3特科隊が人命救助を実施

日時	県	活動の概要		
7月9日 (月)	高知県	道路啓開	大月町	第14施設隊が道路啓開（約5メートル）を実施
		給水支援	大月町 香美市	第50普通科連隊が給水支援（約4.25トン）を実施
		物資輸送	香美市	第50普通科連隊が物資輸送（扇風機等）を実施

	広島県	人命救助	広島市 熊野町 呉市 竹原市 東広島市 三原市 尾道市	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊及び第49普通科連隊が8名を救助
		給水支援	呉市 江田島市 三原市 尾道市	呉地方隊が給水支援（約571.6トン）を実施
		入浴支援	呉市 江田島市	第4護衛隊群（かが、しもきた、とわだ、いなづま）が3か所で3,697名の入浴支援を実施
	京都府	人命救助	舞鶴市	舞鶴地方隊が人命救助活動を実施。
	岡山県	人命救助	岡山市 高梁市 総社市 倉敷市 井原市	第10特科連隊、第14普通科連隊、第305施設隊、第10施設大隊、第371施設中隊、第37普通科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊及び第10通信大隊が493名を救助
		給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第10特科連隊、第49普通科連隊及び第13特科隊が給水支援（約3.76トン）を実施
	愛媛県	人命救助	宇和島市 西予市	中部方面特科隊及び第15即機動連隊が人命救助活動を実施
		道路啓開	宇和島市	第14施設隊が道路啓開（約90メートル）を実施
		給水支援	宇和島市 西予市 大洲市	第15即機動連隊、中部方面特科隊、及び第14後方支援隊が給水支援（16.6トン）を実施

日時	県	活動の概要		
7月10日 (火)	高知県	給水支援	大月町	第50普通科連隊が給水支援（約0.2トン）を実施
		道路啓開	大月町 宿毛市	第50普通科連隊及び第14施設隊が道路啓開（約210メートル）を実施
		人命救助	大月町	第50普通科連隊が人命救助を実施
		物資輸送	安芸市	第50普通科連隊及び航空学校が物資輸送（ガソリン320リットル、軽油1,000リットル、水防土嚢20個、空ドラム缶4本）を実施
	広島県	人命救助	広島市 熊野町	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊、呉警備隊等が人命救助

		呉市 竹原市 三原市 東広島市	を実施し、行方不明者計4名を発見（うち1名は、呉市天応において警備犬が発見）
	入浴支援	呉市 広島市 尾道市 坂町 三原市	呉地方隊（かが、いなづま）が入浴支援（3, 437名）を実施 東北方面隊、東部方面隊及び西部方面隊からの増援部隊による入浴支援を準備中
	給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市	第37普通科連隊、第46普通科連隊及び呉地方隊が給水支援（約1, 159トン）を実施
	物資輸送	呉市	輸送艦「しもきた」が物資輸送（燃料タンク車7台（ガソリン・軽油約124キロリットル））を実施 輸送艦「おおすみ」による海上輸送準備中 中部方面ヘリコプター隊が物資輸送（パン約24, 000食）を実施
京都府	人命救助	舞鶴市	舞鶴地方隊が人命救助活動を実施し、行方不明者1名を発見
岡山県	人命救助	倉敷市	第10特科連隊、第14普通科連隊、第305施設隊、第10施設大隊、第371施設中隊、第37普通科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊及び第10通信大隊が人命救助を実施し、行方不明者1名を発見
	給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第3後方支援連隊、第10特科連隊、第49普通科連隊及び第13特科隊が給水支援（約7トン）を実施
	入浴支援	倉敷市	第3後方支援連隊が入浴支援（237名）を実施 需品学校による入浴支援を準備中
愛媛県	道路啓開	宇和島市	第14施設隊が道路啓開（約36メートル）を実施
	給水支援	宇和島市 西予市 大洲市	第15即機連、第14特殊武器防護隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊及航空自衛隊（春日及び土佐清水）が給水支援（約48トン）を実施
	給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が、給食支援約550食分を実施
	入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第14後方支援隊が入浴支援（380名）を実施 北部方面隊からの増援部隊による入浴支援を準備中
	物資輸送	西予市	春日ヘリコプター空輸隊がスポットクーラー20台を福岡市から西予市の間をCH-47により空輸

				じ後、中方特科隊が、西予市役所から、スポットクレーターの物資輸送を実施
--	--	--	--	-------------------------------------

日時	県	活動の概要		
7月11日 (水)	高知県	給水支援	大月町	第50普通科連隊が給水支援(約0.3トン)を実施
		道路啓開	大月町 宿毛市	第50普通科連隊が道路啓開を実施 第14施設隊が道路啓開を実施(計:約75m)
		物資輸送	香美市 安芸市	第50普通科連隊が物資輸送(水約1.6トン)を実施 航空学校が物資輸送(ガソリン、軽油1320L、水防土嚢20個、空ドラム缶4本、食糧約300食、精肉882kg、家畜用餌1880kg)を実施
	広島県	行方不明者 捜索	広島市 熊野町 呉市 竹原市 三原市 東広島	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊、呉警備隊等が行方不明者捜索を実施
		入浴支援	呉市 江田島市 広島市 坂町 三原市 尾道市	呉地方隊が入浴支援(2,038名)を実施 第1・4・7・8・9・10後方支援連隊並びに東部方面後方支援隊及び中部方面後方支援隊が入浴支援(346名)を実施
		給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市 海田市市	陸自:第37普通科連隊、第46普通科連隊、東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第4後方支援連隊、第8後方支援連隊が給水支援(約136.5t)を実施 海自:呉地方隊が江田島市、呉市で給水支援(約902t)を実施 空自:第2高射群が広島空港及び三原市で給水支援(約35t)を実施
		物資輸送	呉市	輸送艦「おおすみ」が横須賀から呉に向けて物資輸送(食糧、飲料水、入浴支援セット、浄化装置付トラック2台)を実施中(13日0800呉到着予定) 春日ヘリコプター空輸隊(CH-47×1)が物資空輸(福岡及び松山から広島及び呉にエアコンを20個ずつ空輸)を実施 中部方面航空隊(CH-47×1)が物資空輸(広島から呉にパン30,701食を空輸)を実施

	岡山県	行方不明者 捜索	倉敷市	第10特科連隊、第14普通科連隊、第305施設隊、第10施設大隊、第371施設中隊、第37普通科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊及び第10通信大隊が行方不明者捜索を実施
		給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第3後方支援連隊、第10特科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊が給水支援（約9.3t）を実施
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が入浴支援（590名）を実施 新見市にて需品学校による入浴支援を開始予定
		物資輸送	倉敷市	第10特科連隊による物資輸送（糧食（おにぎり約500個）及び生活物資（下着等））を実施
		道路啓開	倉敷市	第305施設隊による道路啓開（300m）を実施
	愛媛県	道路啓開	宇和島市 西予市	第14施設隊が小名トンネルの道路啓開（約11.2km）を実施 中部方面特科隊が、谷地地区において道路啓開（50m）を実施
		給水支援	松山市 宇和島市 西予市 大洲市	第15即応機動連隊、第14特防隊、第14高射隊、第14施設隊、第14特防、中部方面特科隊、第14後方支援隊及び春日基地及び土佐清水通信隊が給水支援（約28.1t）を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が給食支援（850食）を実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第14後方支援隊が入浴支援（607名）を実施 北部方面隊からの増援部隊が入浴支援を開始予定
		防疫支援	大洲市	中部方面特科隊が防疫作業（大洲防災センター）を実施
物資輸送		西予市	中部方面特科隊が物資輸送（ペットボトル×60箱、水缶×30）を実施	

日時	県	活動の概要		
7月12日 (木)	高知県	給水支援	大月町	第50普通科連隊が給水支援を（約0.1t）実施
		道路啓開	大月町	第50普通科連隊及び第14施設隊が道路啓開（削岩157m ³ ）を実施
		物資輸送	安芸市	第50普通科連隊及び航空学校が物資輸送を実施 （発電機×2、コードリール×4、ガソリン×120L、医療品、食糧×2箱、トイレトペーパー×1箱）

				、新聞紙)
広島県	人命救助	広島市 熊野町 呉市 尾道市 安芸高田市 坂町	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊、呉地方隊等が重機を用いた人命救助を実施（行方不明者4名発見）	
	入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第4・7・8後方支援隊、第9・10後方支援隊、呉地方隊が入浴支援（2, 218名）を実施	
	給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市	陸自：第37普通科連隊、東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1後方支援連隊、第4後方支援連隊、第8後方支援連隊、第9後方支援連隊、第12後方支援隊、第13後方支援隊、第14後方支援隊が給水支援（約433t）を実施 海自：呉地方隊、第3掃海隊及び幹部候補生学校が江田島市、呉市で給水支援（約1,020t）を実施 空自：中警団、6航団、8航団、空教隊、3輸空、12教団、2高群、1高群、12高群が三原市及び広島空港で給水支援（約50t）を実施	
	物資輸送	呉市 三原市 広島市	輸送艦「おおすみ」11日1445横須賀出港、13日0900呉到着予定（食糧、飲料水、入浴支援セット、浄化装置付トラック2台、コンビニ配送トラックを搭載） 第47普通科連隊が物資輸送を実施 中部方面輸送隊が物資輸送（水12,000本）を実施	
岡山県	人命救助	倉敷市	第10特科連隊、第14普通科連隊、第305施設隊第10施設大隊、第37普通科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊及び第10通信大隊が人命救助を実施（発見なし）	
	給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第3後方支援連隊、第10特科連隊、第13特科隊が給水支援（約9.3t）を実施	
	入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が入浴支援（793名）を実施 新見市にて13日1500より需品学校による入浴支援を開始予定	

		物資輸送	倉敷市	第10特科連隊による物資輸送 市役所から避難所（19か所）へ糧食（約5,000食）を輸送 中部方面輸送隊が物資輸送（段ボールベット）を実施
		道路啓開	倉敷市	第305施設隊による道路啓開（約100m）を実施
	愛媛県	道路啓開	宇和島市	第14施設隊が小名トンネルの道路啓開（約12km）を実施
		給水支援	松山市 宇和島市 西予市 大洲市	第15即応機動連隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊及び春日基地及び土佐清水通信隊が給水支援実施 2師団、5旅団、7師団及び11旅団が給水支援（150.2t）を実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第14後方支援隊が入浴支援を実施 1300以降、北部方面隊からの増援部隊（2師団、5旅団及び11旅団）が宇和島市及び西予市の3か所において入浴支援を開始（651名）
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が給食支援（約600食）を実施
		防疫支援	大洲市	中部方面特科隊が、大洲防災センターを拠点とし、防疫作業を継続
			宇和島市	1100以降、第14高射特科隊が、明間小学校において、防疫作業を開始

日時	県	活動の概要		
7月13日 (金)	高知県	給水支援	大月町	昨日、第50普通科連隊が支援していたところ、じ後は、自治体での対応が可能になったことから終了（0.03t）
		人命救助	大月町	昨日、第50普通科連隊により実施していたところ、行方不明者が発見されたことから終了
		道路啓開	大月町	第50普通科連隊が、橘浦の道路啓開を実施（住宅密集地の路地に堆積した土砂の除去を継続） 第14施設隊が実施していた県道43号線の柏島付近の大岩の掘削は、じ後は自治体で対応可能となったことから終了

	広島県	人命救助	広島市 熊野町 呉市 尾道市 安芸高田市 坂町 東広島市	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊等が人命救助を実施 行方不明者4名を発見
		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1・4・7・8後方支援隊、第9・10後方支援隊、需品学校、呉地方隊が入浴支援（3,808名）を実施
		給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市	第37普通科連隊、第47普通科連隊、中部方面後方支援隊、呉地方隊、第3掃海隊、幹部候補生学校、第2高射群、第3術科学校、第4術科学校等補生学校が給水支援（約511t）を実施 ※ 即応予備自衛官47名が出頭し、うち15名が三原市等において生活支援に参加
		道路啓開等	熊野町 呉市 竹原市	地域の幹線道路に流入した土砂を除去し450m啓開（油圧ショベル×1、バケット×1） ※ 西部方面隊からの増援部隊をもって、広島市安芸区、東広島市、呉市等における流木等の除去を実施予定
		物資輸送	呉市	被災者生活支援チームからの依頼のあった缶詰約9,000個を航空自衛隊第1輸送隊の航空機で輸送を実施予定。
		岡山県	人命救助	倉敷市
	給水支援		倉敷市 高梁市 新見市	第3後方支援連隊、第10特科連隊、第13特科隊が給水支援（約15t）を実施
	入浴支援		倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が入浴支援（1,065名）を実施
	道路啓開		倉敷市	第305施設隊による道路啓開（約360m）を実施

		瓦礫除去	倉敷市	第10特科連隊及び第13特科隊が、真備地区における瓦礫除去を実施（210名規模） ※14日から約120名（第7施設群）を増強して実施予定（油圧ショベル×4、グレーダー×1、大型ダンプ×4両を増加）
		物資輸送	倉敷市	中部方面輸送隊及び第8高射特科群が、段ボールベッド1,060個を真備総合公園体育館他16カ所の避難所に輸送
	愛媛県	道路啓開	宇和島市 西予市	第14施設隊が、吉田町荒巻及び鶴間川、中部方面特科隊が、倉知地区の道路啓開（約190m）を実施
		給水支援	宇和島市 西予市 大洲市	2師団、7師団、5旅団、11旅団、第15即応機動連隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊及び西部航空警戒管制団が給水支援（約156t）実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	2師団、5旅団、11旅団及び第14後方支援隊が入浴支援（1,159名）を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が給食支援（約670食）を実施
		防疫支援	大洲市 宇和島市	中部方面特科隊及び14高射隊が、防疫作業を実施
		物資輸送	上島町	中部方面特科隊が、上島町へ物資輸送（2Lペットボトルの水×1600本）の物資輸送を実施
		瓦礫撤去	大洲市	中部方面特科隊が、瓦礫撤去を実施

日時	県	活動の概要		
7月14日 (土)	高知県	道路啓開	大月町	第50普通科連隊が、橘浦の削岩等を実施
	広島県	人命救助	広島市 熊野町 呉市 尾道市 安芸高田市 坂町 東広島市 西条町	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊、第15即応機動連隊が人命救助を実施 行方不明者（2名）を発見

		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第4・7・8・9・10後方支援隊、呉地方隊が入浴支援（2,080名）を実施 15日、「はくおう」をもって尾道糸崎港において入浴支援を実施予定
		給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市	第5・37・47普通科連隊、第1・4・8・13後方支援隊、中部方面後方支援隊、第8高射特科群、呉地方隊、第3掃海隊、幹部候補生学校、第2高射群、第3術科学校及び第4術科学校等が給水支援（約1251.7t）を実施
		道路啓開等	熊野町 呉市 竹原市	西部方面隊からの増援部隊、人員約2,700名をもって、広島市安芸区、東広島市、呉市等の幹線道路に流入した土砂及び流木等の除去を実施 (計：1,440mを啓開) 中畑川決壊堤防に対する応急処置（約50m）を実施 海自1術校及び呉教育隊が倒木・土砂の撤去作業を実施
		物資輸送	呉市 広島市	春日ヘリコプター輸空隊により、被災者支援チームの物資空輸を実施（缶詰9,000個）（入間～呉） 第3輸送航空隊により、被災者支援チームの物資空輸を実施（水：21,468リットル）（入間～広島）
	岡山県	人命救助	倉敷市	第10特科連隊、第14普通科連隊、第305施設隊 第10施設大隊、第37普通科連隊、第49普通科連隊、第13特科隊及び第10通信大隊が人命救助を実施 行方不明者の発見なし
		給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第3後方支援連隊、第10特科連隊及び第13特科隊が給水支援（約16t）を実施
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が入浴支援を実施 新見市（草間市民センター）にて需品学校による入浴支援（1215名）を実施
		瓦礫除去	倉敷市	第10特科連隊及び第13特科隊、第305施設隊及び第7施設群が、真備地区における瓦礫除去を実施（400名規模） 当初、ダンプ×7、油圧ショベル×4をもって活動中のところ、逐次増強し、ダンプ×47、油圧ショベル×10をもって実施（15日、第3施設大隊（12名、油圧ショベル×1）を増強予定）

				(計 トラック376台分)
		物資輸送	倉敷市	経済産業省から依頼のあった段ボールベットの真備総合公園へ輸送 (計 特大型6台分)
愛媛県		道路啓開	宇和島市 西予市	第14施設隊が、吉田町荒巻及び鶴間川、中部方面特科隊が、倉知地区の道路啓開(約0.2km)を実施
		給水支援	宇和島市 西予市 大洲市 上島町	2師団、7師団、5旅団、11旅団、第15即応機動連隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊及び西部航空警戒管制団が給水支援(約185.5t)実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	1300以降、2師団、5旅団、11旅団及び第14後方支援隊が入浴支援(1,368名)を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が給食支援(約1,220食)を実施
		防疫支援	大洲市 宇和島市 西予市	中部方面特科隊及び14高射隊が、防疫作業を実施 (計:4箇所)
		瓦礫撤去	大洲市	中部方面特科隊が、23名をもって瓦礫撤去を実施 (計 トラック14台分)

日時	県	活動の概要		
7月15日 (日)	広島県	行方不明者捜索	広島市 熊野町 呉市 坂町	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊、第15即応機動連隊が行方不明者捜索を実施。 坂町及び呉市において行方不明者2名発見。
		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町 竹原市	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1・4・7・8・9・10後方支援隊、呉地方隊(「かが」「いなづま」「さざなみ」「ちはや」「とわだ」「しもきた」)が入浴支援(4,995名)を実施 三原市尾道糸崎港においてチャーター船「はくおう」による入浴支援(865名)を実施 即応予備自衛官206名招集完了(内197名活動中が竹原市、東広島市、広島市及び呉市において生活支援を実施)

		給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市	第5・37・47普通科連隊、第1・4・8・13後方支援隊、中部方面後方支援隊、第8高射特科群、呉地方隊、第3掃海隊、幹部候補生学校、第2高射群、第3術科学校及び第4術科学校等が給水支援（約1,790.1トン）を実施 尾道寺崎港における「ぶんご」、「なおしま」「ゆげしま」による給水支援は昨日をもって終了
		瓦礫等除去	広島市 東広島市 海田町 熊野町 呉市 江田島市	41普通科連隊、12普通科連隊、15即応機動連隊、8施設大隊の増援部隊（約1,700名）をもって広島市安芸区、東広島市、呉市、海田町、熊野町の瓦礫等除去を実施 304施設隊（約20名、3両、重機1両）が熊野北農道において瓦礫等除去を実施 370施設隊（約20名、5両、重機1台）が呉市中畑川決壊堤防に対する応急処置を実施 呉教育隊学生（約40名）が呉市安浦地区における土砂撤去を実施 海上自衛隊第1術科学校及び幹部候補生学校（約200名）が江田島市内において瓦礫等除去を実施
		物資輸送	三原市 呉市	第3輸送航空隊（C-2×1）により入間基地～広島空港と中部方面輸送隊（特大×6）により広島空港～防災航空センターへ被災者支援生活チームの物資輸送（水等2093箱）を実施 第8高射群（中型×2）により呉市役所～安浦市民センターへ物資輸送（カップ麺1000食等）を実施 第8高射群（中型×1）により呉市役所～音戸市民センターへ物資輸送（紙おむつ4箱等）を実施
	岡山県	給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	第3後方支援連隊、第10特科連隊及び第13特科隊が給水支援（約18トン）を実施
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊が倉敷市（真備総合公園及び第二福田小学校）及び新見市（草間市民センター）で入浴支援（319名）を実施
		瓦礫等除去	倉敷市	第10特科連隊及び第13特科隊、第7施設群及び第3施設大隊（約300名、ダンプ×7、重機×12、水トレ×2）が、真備地区における瓦礫等除去（ダンプ135両分）を実施
		防疫支援	倉敷市	広域防疫隊（約10名、94式除染装置及び除染車3号）が真備町において、公共施設の防疫活動を実施
	愛媛県	道路啓開等	宇和島市 西予市	第14施設隊が、吉田町荒巻及び鶴間川、中部方面特科隊が、倉知地区の道路啓開等（約975m）を実施

		給水支援	宇和島市 西予市 大洲市 上島町	第2師団、第7師団、第5旅団、第11旅団、第15即応機動連隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方面特科隊、第14後方支援隊、第14通信隊、第14偵察隊及び西部航空警戒管制団等が給水支援（約92.5トン）を実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第2師団、第5旅団、第11旅団及び第14後方支援隊が4箇所において入浴支援（1,202名）を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が吉田公民館及びJAえひめ南本所玉津共同選果場の2箇所において給食支援（約1,200食）を実施
		防疫支援	宇和島市	第14高射隊が、吉田町の防疫作業を5,000㎡実施
		瓦礫等除去	大洲市 宇和島市 西予市	中部方面特科隊（約35名）が、大洲市久米地区における瓦礫等撤去を実施 第14施設隊及び中部方面特科隊（約65名）が、吉田町における土砂除去等を実施 第14施設隊（約20名）が、吉田町鶴間川における土砂除去等を実施 中部方面特科隊が、15名をもって西予市における土砂除去を実施 (計：ダンプ15両分)
高知県	道路啓開等	大月町	第50普通科連隊が、橘浦の削岩等を民間事業者に引継予定（0700から引継準備を実施し、0800に引継予定）	

日時	県	活動の概要		
7月16日 (月)	広島県	行方不明者 検索	広島市 熊野町 呉市 坂町	第37普通科連隊、第46普通科連隊、第47普通科連隊、第49普通科連隊、第15即応機動連隊が <u>行方不明者5名発見</u> <u>18日、第111航空隊の航空機（MCH-101）</u> <u>による洋上における行方不明者検索を実施予定</u>
		入浴支援	呉市 広島市 尾道市 三原市 江田島市 坂町 竹原市 因島	東部方面後方支援隊、中部方面後方支援隊、第1・4・7・8・9・10・ <u>13</u> 後方支援隊、呉地方隊（「かが」「いなづま」「さざなみ」「ちはや」「とわだ」「しもきた」）が入浴支援 <u>（1,835名）</u> を実施 三原市尾道糸崎港においてチャーター船「はくおう」 による入浴支援 <u>（784名）</u> を実施（1500～2200）

		給水支援	呉市 江田島市 坂町 尾道市 三原市	第5・37・47普通科連隊（即応予備自衛官含む。）、第1・4・8・13後方支援隊、中部方面後方支援隊、第8高射特科群、呉地方隊、第3掃海隊、幹部候補生学校、第2高射群、第3術科学校及び第4術科学校等が給水支援（約1,556.8トン）を実施
		瓦礫等除去	広島市 東広島市 海田町 熊野町 呉市 江田島市	第41普通科連隊、第12普通科連隊、第15即応機動連隊、 <u>第8施設大隊、第3施設隊</u> が広島市安芸区、東広島市、呉市、海田町、熊野町において <u>瓦礫等除去</u> を実施 第304施設隊が熊野北農道において瓦礫等除去を実施 第370施設隊が呉市中畑川決壊堤防に対する応急処置を実施 呉教育隊学生が呉市安浦地区における瓦礫等除去を実施 海上自衛隊第1術科学校及び候補生学校が江田島市内において瓦礫等除去を実施 <u>（計：約1,900名、ダンプ×9台、重機×14台）</u>
		物資輸送	<u>三原市</u>	<u>第3輸送航空隊の輸送機（C-2）により、5トン水タンク車×2を広島空港に輸送</u>
	岡山県	給水支援	倉敷市 高梁市 新見市	<u>第10戦車大隊及び第13特科隊が給水支援（約10.6トン）を実施</u>
		入浴支援	倉敷市 新見市	第3後方支援連隊及び需品学校が倉敷市（真備総合公園及び第二福田小学校）及び新見市（草間市民センター）で入浴支援（ <u>1,054名</u> ）を実施
		瓦礫等除去	倉敷市	第10特科連隊及び第13特科隊、第7施設群、第305施設隊、 <u>第380施設隊</u> 、第3施設大隊及び第10施設大隊（計：約470名、ダンプ×34台、重機×15台）が、真備地区における瓦礫等除去（ <u>瓦礫除去量：ダンプ241台分</u> ）を実施
		防疫支援	倉敷市	中央特殊武器防護隊、第3・6・9特殊武器防護隊（約60名）が真備地区において、防疫支援（ <u>1.2ha</u> ）を実施 <u>（94式除染装置及び除染車3号×12両）</u>

	愛媛県	給水支援	宇和島市 西予市 大洲市 上島町	第2師団、第7師団、第5旅団、第11旅団、第15 即応機動連隊、第14高射隊、第14施設隊、中部方 面特科隊、第14後方支援隊、第14通信隊、第14 偵察隊及び西部航空警戒管制団等が給水支援 <u>(約66.7トン)</u> を実施
		入浴支援	大洲市 宇和島市 西予市	第2師団、第5旅団、第11旅団及び第14後方支援 隊が入浴支援 <u>(942名)</u> を実施
		給食支援	宇和島市	第14後方支援隊が吉田公民館及びJAえひめ南本所 玉津共同選果場において給食支援 <u>(3,200食)</u> を 実施
		防疫支援	宇和島市	中部方面特科隊が、吉田町の防疫支援 <u>(約100ha)</u> を実施
		瓦礫等除去	大洲市 宇和島市 西予市	14施設隊、 <u>第15即応機動連隊</u> 及び <u>第14偵察隊</u> が 宇和島市吉田町荒巻において瓦礫等除去を実施 中部方面特科隊が、西予市倉知地区の瓦礫等除去を実 施 中部方面特科隊が、大洲市における瓦礫等除去を実施 <u>(計：約160名)</u>

6 総務省

平成 30 年 7 月 17 日(火)04:30 現在

総 務 省

平成 30 年 7 月豪雨による被害状況等について（第 31 報）【概要版】

I 被害状況

※携帯主要 2 社は、提供エリアが今回の災害前と同水準まで復旧。

他の主要 1 社は、四国地方の一部を除き復旧。

※通信未復旧地域などへプッシュ型で自治体に「災害対策用移動通信機器」を貸与
(7/16 時点 MCA 無線機 119 台、簡易無線機 135 台、衛星携帯電話 15 台)

1 通信関係（→P 3）

＜固定＞NTT 西日本：約 8,185 回線

※岡山県倉敷市、愛媛県大洲市、広島県呉市の一部の利用者に影響あり

＜携帯＞NTT ドコモ：53 局停波

※愛媛県今治市、西予市、大洲市、高知県須崎市、長岡郡大豊町、徳島県三好市の一部のエリアに支障あり

KDDI (au)：26 局停波 ※サービスエリアに支障なし

ソフトバンク：63 局停波 ※サービスエリアに支障なし

＜防災行政無線＞

県防災行政無線：被害なし

市町村防災行政無線：広島県福山市、愛媛県大洲市

2 放送関係（→P 5）

＜地上波（テレビ・ラジオ）＞復旧済み

＜ケーブルテレビ＞12 事業者で停波中

3 郵便関係（→P 7）

＜窓口関係＞37 の郵便局が窓口業務を停止

＜配達関係＞33 拠点で配達不能及び取集不能が発生

II 支援状況

1 被災市町村に対する人的支援の状況（→P 8）

＜対口支援団体の派遣状況＞被災 15 市町に対し、19 都県市から 314 名を派遣

＜災害マネジメント総括支援員の派遣状況＞

被災 6 市町に対し、6 県市から 6 名の災害マネジメント総括支援員を派遣

2 避難所支援（→P 13）

・NTT ドコモ：マルチチャージャー86 台、Wi-Fi85 台

・KDDI：充電 BOX82 台、Wi-Fi68 台

・ソフトバンク：マルチ充電 BOX112 台、Wi-Fi28 台、PHS22 台、携帯電話 8 台

・NHK：テレビ 55 台（51 箇所）

・中国放送、山陽放送、ニッポン放送等：ポータブルラジオ 450 台

3 その他

・生活支援のメニューと窓口の一覧表をホームページで公表、配布（→P 12）

・（準備中）特別行政相談所、災害相談用のフリーダイヤル開設

6 総務省

6 総務省

平成 30 年 7 月 17 日(火)04:30 現在

総 務 省

平成 30 年 7 月豪雨による被害状況等について (第 31 報)

※ 第 2 報までは「雨竜川（北海道）の氾濫等に係る被害状況等について」、第 18 報までは「平成 30 年台風第 7 号及び前線等による被害状況等について」として報告

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者（サービス名）	被害状況等
固定 (注 1)	NTT 東日本	・被害なし。
	NTT 西日本	・約 8,185 回線 岡山県： ・真備ビルに收容される加入電話等：約 3,100 回線、フレッツ光等：約 2,900 回線、専用線等：約 60 回線 ※岡山県倉敷市の一部の利用者に影響あり。 愛媛県： ・八多喜ビルに收容される加入電話等：約 1,100 回線、フレッツ光等：約 450 回線、専用線等：約 20 回線 ※愛媛県大洲市の一部の利用者に影響あり。 ・伊予森山ビルに收容される加入電話等：約 510 回線、専用線等：約 30 回線 ※愛媛県大洲市の一部の利用者に影響あり。 広島県： ・安浦ビルに收容される専用線等：約 15 回線 ※広島県呉市の一部の利用者に影響あり。
	NTT コミュニケーションズ	・復旧済み。
	KDDI	・963 回線（岡山県倉敷市：963 回線） ※岡山県倉敷市の一部の利用者に影響あり。
	ソフトバンク	・岡山県内の一部の ADSL 回線が利用できない状況（岡山県：199 回線（他社ケーブル支障による局舎孤立のため））
携帯電話等 (注 2)	NTT ドコモ	・56→53 局停波 （京都府 3 局、兵庫県 2 局、広島県 32→31 局、岡山県 9 局、山口県 1 局、愛媛県 6→4 局、高知県 2 局、徳島県 1 局） ※愛媛県今治市、宇和島市（復旧済み）、西予市、大洲市、高知県須崎市、長岡郡大豊町、徳島県三好市の一部にエリア支障あり。 ※広島県、京都府、兵庫県、岡山県、山口県、島根県では停波している局はあるがエリア支障なし。 ※役場エリアについては支障なし。

6 総務省

KDDI (au)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26 局停波 (岡山県 9 局、広島県 11 局、島根県 1 局、愛媛県 2 局、高知県 3 局) ※応急復旧によりサービスエリアに支障無し
ソフトバンク	<p>【携帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65→63 局停波 (京都府 1 局、兵庫県 9 局、山口県 1 局、岡山県 8 局、広島県 3 局、広島県 31→29 局、愛媛県 9 局、高知県 2 局、福岡県 1 局) ※応急復旧によりサービスエリアに支障無し <p>【PHS】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 13 局停波 (岡山県 13 局) ※岡山県倉敷市<small>くらしきし</small>の一部にエリア支障あり。 ※役場エリアについては支障なし。
UQ コミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7→6 局停波 (岡山県 1 局、広島県 6→5 局) ※岡山県倉敷市<small>くらしきし</small>、広島県広島市<small>ひろしまし</small>、呉市<small>くれし</small>、東広島市の一部にエリア支障あり。 ※役場エリアについては支障なし。
ワイヤレスタイプ ランニング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27→24 局停波 (山口県 2→1 局、岡山県 15 局、広島県 4→3 局、愛媛県 3→2 局、高知県 1 局、福岡県 2 局) ※岡山県倉敷市<small>くらしきし</small>、赤磐市<small>あかいはし</small>の一部にエリア支障あり。 ※山口県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県では停波している局はあるがエリア支障なし。 ※役場エリアについては支障なし。

○主な原因は伝送路断

(注 1) 事業者が把握可能な範囲の情報を記載

(注 2) 携帯電話等事業者が設置している基地局数は各社で異なり、停波中の基地局数は、サービス影響の規模を直接表すものではない

<防災行政無線>

○県防災行政無線

被害なし

○市町村防災行政無線 (同報系)

- ・ 広島県福山市：中継局が 5 局停止中、拡声子局が 49 局停止中
- ・ 愛媛県大洲市：拡声子局が 20 局停止中
- ・ その他の市町村：被害なし

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載

6 総務省

2. 放送関係

<地上波（テレビ）>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
広島県 <small>あきたかたし</small> 安芸高田市高宮町 (高宮栃林ミニサテ局)	NHK、民放	水没	36	復旧済
岡山県・香川県	山陽放送	キー局（TBS）からの回線断	県内全域	復旧済
愛媛県	南海放送	停電	約 5,800	復旧済
	テレビ愛媛	停電	約 5,800	復旧済
	あいテレビ	キー局（TBS）からの回線断	県内全域	復旧済

<地上波（ラジオ）>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
愛媛県	南海放送（FM補完局）	停電	約 13,360	復旧済

<ケーブルテレビ>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状	
福井県 福井市	福井ケーブルテレビ	土砂崩れ	30	復旧済み	
長野県 王滝村	木曾広域連合	ケーブル断線	10	■停波中 (7/8~)	
岐阜県 関市	シーシーエヌ	河川氾濫による電柱倒壊	30	仮復旧済	
京都府	宇治田原町	ケイ・オプティコム	土砂崩れ	4	復旧済
	舞鶴市	ケイ・オプティコム	ケーブル断線	8	■停波中 (7/7~) 一部復旧 (残り3)
	亀岡市	ケイ・オプティコム	土砂崩れ	10	復旧済
大阪府 能勢町	ケイ・オプティコム	土砂崩れ	3	■停波中 (7/8~)	
兵庫県	香美町	ケイ・オプティコム	ケーブル断線	2	復旧済
	養父市	ケイ・オプティコム	土砂崩れ	157	復旧済
	南あわじ市	南あわじ市	強風によるケーブル断線	1	復旧済
岡山県	倉敷市	倉敷ケーブルテレビ	ヘッドエンド局 舎水没	3,549	復旧済
	岡山市、 井原市高屋町、 倉敷市真備町	スカパーJSAT	収容局への浸水	68	■停波中 (7/6~)
	三咲町	三咲町	ケーブル断線	約 1,000	復旧済
	岡山市	岡山ネットワーク	停電	210	復旧済
広島県 広島市	ちゅピCOMふれあい	停電、ケーブル断線等	2,094	■停波中 (7/6~) 一部復旧	

6 総務省

					(残り 55)
	おのみちし 尾道市	ちゅピCOMおのみち	ケーブル断線	2,605	■停波中 (7/6~) 一部復旧
	ひがしひろしまし 東広島市	東広島ケーブルメディア	ケーブル断線	約 2,500	復旧済
	みはらし せらちよう 三原市、世羅町	三原テレビ放送	土砂崩れ	約 2,700	■停波中 (7/6~)
	みはらし 三原市大和町	三原テレビ放送	土砂崩れによる 回線断	約 1,400	■停波中 (7/6~)
	みはらし 三原市本郷町南方地区、船木地区	三原テレビ放送	シェルター水没、停電、ケーブル断線	約 1,500	■停波中 (7/6~)
	ふくやまし 福山市	スカパーJSAT	ケーブル断線	1,647	復旧済
	くれし 呉市	スカパーJSAT	ケーブル断線	293	復旧済
	くれ 呉市	ちゅピCOMひろしま	ケーブル断線	233	復旧済
	たけはらし 竹原市	たけはらケーブルネットワーク	ケーブル断線	47	復旧済
山口県	やまぐちし 山口市	山口ケーブルビジョン	土砂崩れ	2	■停波中 (7/6~)
	しゅうなんし 周南市	シティーケーブル周南	土砂崩れ	70	復旧済
	いわくにし 岩国市周東町川越地区	アイ・キャン	土砂崩れ	50	仮復旧済
	いわくにし 岩国市周東町樋余地	アイ・キャン	バッテリー枯渇	約 50	仮復旧済
	やないし 柳井市	周防ケーブルネット	ヘッドエンド設備故障	約 400	復旧済
徳島県	みよしし 三好市	池田ケーブルネットワーク	ケーブル断線	146	■停波中 (7/6~) (一部復旧)
香川県	さかいでし 坂出市	香川テレビ放送網	土砂崩れ	250	■停波中 (7/7~)
	ことひらちよう 琴平町	中讃ケーブルビジョン	倒木による断線	1	復旧済
愛媛県	せいよし 西予市	西予CATV	土砂崩れ	3,973	■停波中 (7/7~) (一部復旧)
	いかたちよう 伊方町	はっせい 八西CATV	土砂崩れ	74	復旧済
	おおずし 大洲市、 うちこちよう 内子町	ケーブルネットワーク西瀬戸	停電	4,407	復旧済
	いまぼりし 今治市	今治CATV	ケーブル断線	6	復旧済
	うわじまし 宇和島市	宇和島市	土砂崩れによる ケーブル断	232	■停波中 (7/7~) 一部復旧 (残り 6)
高知県	全域	アイキャスト	ネットワーク設備故障	4,708	復旧済

6 総務省

	すくもし 宿毛市、 おおつきちよう 大月町	西南地域ネットワー ク	土砂崩れ、伝送 路設備故障	121	復旧済み
	しまんどちよう 四万十町	四万十町	降雨減衰	8,570	復旧済
	くろしおちよう 黒潮町	黒潮町	降雨減衰	2,297	復旧済
	すきし 須崎市、 とさし 土佐市、 なかとさちよう 中土佐町	よさこいケーブルネ ット	ケーブル断線	約400	復旧済
	こうなんし 香南市	香南施設農業協同組 合	土砂崩れ	5	■停波中 (7/6～)
大分県	きつきし 杵築市	杵築市	停電	5,880	復旧済

<コミュニティ放送>

地域		事業者名	原因	影響世帯数	現状
京都府	あやべし 綾部市	エフエムあやべ	停電による接触不良	8,496	復旧済
広島県	ふくやまし 福山市	エフエムふくやま	停電	約100,000	復旧済
高知県	こうちし 高知市	高知シティエフエ ムラジオ放送	送信所と演奏所間の 回線異常	105,458	復旧済
長崎県	させぼし 佐世保市	FMさせぼ	ブレーカー故障	71,192	復旧済
鹿児島県	あいらし 姶良市	あいらFM	電力会社の設備不具 合による停電	約30,000	復旧済

<衛星放送>

被害情報なし

3. 郵便関係

<窓口関係>

・37の郵便局が窓口業務を休止（岐阜県2局、島根県2局、岡山県11局、広島県13局、山口県1局、愛媛県3局、高知県2局、福岡県3局）

※累計149局休止：北海道2局、山梨県5局、岐阜県6局、三重県1局、京都府26局、滋賀県1局、大阪府5局、兵庫県3局、和歌山県2局、鳥取県1局、島根県2局、岡山県15局、広島県35局、山口県1局、徳島県1局、愛媛県7局、高知県11局、福岡県22局、鹿児島県3局

<配達関係>

- ・交通規制等により、西日本地域で引受・配達となる郵便物等の配達が遅延
- ・33拠点で配達不能及び収集不能が発生。
- ・特に大幅な遅れが見込まれる地域宛ての生もの等について、お客様に差出を控えるよう日本郵便が呼びかけ。

II 総務省の対応状況

- 7月3日(火)8時45分、大臣官房総務課長を長とする災害警戒室を設置。
- 北海道災害対策連絡本部ヘリエゾンを派遣（北海道総合通信局 部長級1名）。
- 7月6日(金)17時10分、災害警戒室を大臣官房長を長とする総務省災害対策本部へ改組。

6 総務省

- 7月7日(土) 京都府災害対策本部、兵庫県災害警戒本部及び岡山県災害対策本部ヘリエゾンを派遣(近畿総合通信局及び中国総合通信局 部長級・課長級等 計4名)
- 7月7日(土) 総務大臣出席により総務省災害関係局長会議(第1回)開催
- 7月8日(日) 8時00分、総務省災害対策本部を総務大臣を長とする総務省非常災害対策本部へ改組。
- 7月8日(日) 総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議(第1回)開催
- 7月8日(日) 愛媛県災害対策本部ヘリエゾンを派遣(四国総合通信局 部長級1名・課長級1名)
- 7月8日(日)、災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- 7月9日(月) 総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議(第2回)開催
- 7月9日(月)、災害救助法の適用区域が拡大し、新たに適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- 7月13日(金)、災害救助法の適用区域が拡大し、新たに適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- 携帯電話不正利用防止法が義務づける契約の相手方の本人確認について、被災で本人確認書類を喪失したために、本人であることを確認できる書類がない場合にも被災者が携帯電話の契約等を行えるよう、省令改正。
- 7月10日(火) 総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議(第3回)開催
- 7月10日(火) 広島県災害対策本部ヘリエゾンを派遣(中国総合通信局 課長級1名)
- 7月12日(木) 総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議(第4回)開催
- 7月13日(金) 総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議(第5回)開催
- 7月13日(金)に、広島県熊野町から臨時災害放送局(FM)の開設の申請があり、同日免許。熊野町において、中国総合通信局所有の機器を活用し、開設(送信所設置場所:同町役場)。7月14日(土)に放送開始。
- 7月14日(土) 総務省非常災害対策本部会議(第6回)開催(※メール開催)
- 7月15日(日) 総務省非常災害対策本部会議(第7回)開催(※メール開催)
- 被災市町村に対する人的支援の状況
 - ・ 7月7日(土) 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、被災府県及び被災地域ブロック幹事県並びに関係団体と連絡を取り合い、人的支援に関する情報収集を開始。
 - ・ 7月8日(日) 現地での応援職員の要否等に係る詳細な情報収集のため、職員を広島県庁、愛媛県庁、岡山県庁へ派遣。
 - ・ 7月9日(月) 広島県において、関係団体と応援職員派遣の調整に関する「現地調整会議」を実施し、応援職員の派遣調整を開始。

<対口支援団体派遣状況>

- ・ 被災15市町に対し、19都県市から314名を派遣

被災県	被災市町村	対口支援団体	派遣人数 (16日時点)	主な業務内容
広島県	くれし 呉市	静岡県	14名	罹災証明交付業務(受付・交付)、避難所運営等
	かいたちよう 海田町	富山県	11名	罹災証明交付業務(受付・交付)、災害対策本部運営支援等
	たけはらし 竹原市	浜松市	※15日に一旦帰庁。 罹災証明書交付業務のため再度派遣予定。	

6 総務省

	くまのちよう 熊野町	三重県	13名	災害対策本部運営支援、 避難所運営、災害廃棄物処理支援
	さかちよう 坂町	川崎市	11名	災害対策本部運営支援、 避難所運営
	えたじまし 江田島市	石川県	11名	災害対策本部運営支援、 ボランティアセンター運営支援
	みはらし 三原市	名古屋市	12名	罹災証明交付業務（調査）、 連絡調整員
	おのみちし 尾道市	長野県	3名	先遣隊
	ひがしひろしまし 東広島市	愛知県	2名	本部リエゾン
	ふちゆうし 府中市	宮城県	19名	罹災証明交付業務（受付・交付、 調査）、災害対策本部運営支援
小計	10団体	10団体	96名	
岡山県	くらしきし 倉敷市	東京都	58名	罹災証明交付業務（受付・交付、 調査）、避難所運営、 支援物資仕分業務等 物資拠点運営 避難所運営、支援物資仕分業務等
		埼玉県	10名	
		福岡市	40名	
	たかはしし 高梁市	神奈川県	20名	罹災証明交付業務（受付・交付）、 支援物資仕分業務等
	やかげちよう 矢掛町	千葉県	※ 13日に一旦帰庁。 17日より罹災証明書交付業務のため 再度派遣予定。	
	そうじゃし 総社市	仙台市	5名	災害対策本部運営支援等 避難所運営、災害対策本部運営支援
		新潟市	23名	
おかやまし 岡山市	横浜市	調整中		
小計	5団体	8団体	156名	
愛媛県	おおずし 大洲市	香川県	2名	災害対策本部運営支援
	せいよし 西予市	熊本市	34名	罹災証明交付業務（調査）、 避難所運営等
	うわじまし 宇和島市	徳島県	11名	避難所運営等 給水補助業務
大分県		15名		
小計	3団体	4団体	62名	

※1 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく派遣を記載。

※2 対口支援団体の都県は、区域内の市区町村とともに一体的支援を行う。

6 総務省

＜災害マネジメント総括支援員の派遣状況＞

- ・ 7月16日（月）現在、被災6市町に対し、6県市から6名の災害マネジメント総括支援員を派遣。

被災県	被災市町村	派遣団体	派遣時期
広島県	くれし 呉市	兵庫県	7月9日～
	たけはらし 竹原市	浜松市	7月9日～7月14日
	さかちよう 坂町	川崎市	7月8日～
	ふちゆうし 府中市	宮城県	7月13日～
岡山県	くらしきし 倉敷市	熊本市	7月8日～7月12日
愛媛県	おおずし 大洲市	東京都	7月10日～7月15日
		香川県	7月14日～
	せいよし 西予市	横浜市	7月9日～
	うわじまし 宇和島市	徳島県	7月9日～

※1 浜松市は、対口支援団体としての支援は継続。

※2 倉敷市へ派遣された熊本市の災害マネジメント総括支援員は、対口支援団体への引き継ぎを終え、帰還。

※3 大洲市へ派遣された東京都の災害マネジメント総括支援員は、香川県の災害マネジメント総括支援員への引き継ぎを終え、帰還。

- ・ その他、関西広域連合の対応としては以下の通り。

(1) 支援体制

「広域連合災害対策支援本部」を設置し、支援

(2) 支援先

被害が大きい岡山県、広島県、愛媛県を支援

(3) 支援方法

構成団体が有する資源等を有効活用するため、「カウンターパート方式」による支援を実施

被災県	応援団体
岡山県	兵庫県、鳥取県
広島県	滋賀県、大阪府、和歌山県
愛媛県	奈良県、徳島県

○ 市町村の行政機能の確保状況

事項	支障のある団体
トップマネジメントの機能状況	なし。

6 総務省

人的体制の充足状況	※詳細は「○ 被災市町村に対する人的支援の状況」参照。
物的環境の整備状況	【岡山県】 倉敷市 ・真備支所は浸水被害。支所職員は真備総合公園体育館にて災害対応。

※ 災害救助法が適用されている市町村のうち、行政機能に支障がある団体及び状況に変更があった団体について掲載。

なお、被害が甚大な市町村については、今後必要に応じ更に精査。

- 7月13日（金）、岐阜県内3市、京都府内5市、兵庫県内15市町、鳥取県内1町、島根県内1市、岡山県内10市町、広島県内13市町、愛媛県内6市町、高知県内3市町、福岡県内1市の合わせて58団体に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、9月に定例交付すべき普通交付税の一部（346億5,100万円）を7月17日（火）に繰り上げて交付することを決定。

- 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

（MCA無線機119台、簡易無線機135台、衛星携帯電話15台）

貸出自治体	貸出機器	台数	備考
岡山県倉敷市	MCA無線機	50	7/10午後 搬入済
	衛星携帯電話	2	※うち簡易無線機4台は7/14午前 搬入済
	簡易無線機	9	
兵庫県宍粟市	衛星携帯電話	3	7/10午前 搬入済
	簡易無線機	6	
広島県江田島市	簡易無線機	15	7/10午前 搬入済
広島県三原市	簡易無線機	15	7/10午前 搬入済
広島県府中町	MCA無線機	8	7/10午後 搬入済
愛媛県西予市	簡易無線機	10	7/10午後 搬入済
広島県坂町	MCA無線機	20	7/11午前 搬入済
	簡易無線機	10	7/14午後 搬入済
広島県府中市	簡易無線機	15	7/11午後 搬入済
愛媛県大洲市	簡易無線機	10	7/11午後 搬入済
広島県竹原市	簡易無線機	15	7/11午後 搬入済
岡山県総社市	衛星携帯電話	3	7/12午前 搬入済
	簡易無線機	3	※うち1台は7/13午前 搬入済 7/13午前 搬入済
広島県熊野町	MCA無線機	20	7/12午前 搬入済
徳島県三好市	衛星携帯電話	5	7/12午後 搬入済
	簡易無線機	10	
岡山県	衛星携帯電話	2	7/13午後 搬入済
	簡易無線機	6	
広島県東広島市	MCA無線機	21	7/14午後 搬入済
	簡易無線機	11	

6 総務省

- 移動電源車等の貸与状況
 - ・ 移動電源車（中国総合通信局管理）を岡山県倉敷市役所に引き渡し（7/10）
 - ・ 無線 LAN（Wi-Fi）と衛星回線の組み合わせで、音声通話やメールが利用可能な可搬型通信装置（ICT ユニット）を引き渡し
 - 中国総合通信局管理 → 岡山県総社市役所（7/12）
 - 東海総合通信局管理 → 岡山県総社市役所（7/13）
 - 近畿総合通信局管理 → 岡山県庁（7/13）

- 公衆無線 LAN サービス（「00000JAPAN」）の利用上の注意点について、総務省ホームページにお知らせを掲載するとともに、携帯電話事業者に対し、ポスターの掲示などによる注意喚起を実施することを要請。

- 災害復旧事業における入札及び契約の取扱い
 - ・ 7月10日（火）、国土交通省と連名で、地方公共団体に対し、当面の災害復旧事業の入札及び契約についての考え方を周知。
 - ・ 7月13日（金）、国土交通省と連名で、地方公共団体に対し、被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定について要請。

- 行政相談業務における対応状況
 - ・ 7月10日（火）、九州管区行政評価局において、被災者の困りごとに対応する支援措置を講じている関係機関の窓口リスト（以下、本項において「支援措置の窓口リスト」という。）である「平成30年7月豪雨被災者の皆様への生活支援情報」を作成し、ホームページで公表及びプレスリリース。また、被害が大きかった福岡県内の3市へ送付。
 - ・ 7月11日（水）、中国四国管区行政評価局において、支援措置の窓口リスト「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）」を作成するとともに、「平成30年7月豪雨災害行政相談窓口」を設置し、ホームページで公表及びプレスリリース（7月13日（金）、広島県内の全市町へ送付）。
 - ・ 7月11日（水）、京都行政監視行政相談センターにおいて、支援措置の窓口リスト「平成30年7月豪雨の被災者の皆様への生活支援」を作成し、ホームページで公表するとともに、災害救助法の適用を受けた京都府内の6市3町へ送付。
 - ・ 7月12日（木）、岡山行政監視行政相談センターにおいて、支援措置の窓口リスト「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）」を作成するとともに、「平成30年7月豪雨災害行政相談窓口」を設置し、ホームページで公表及びプレスリリース。
 - ・ 7月12日（木）、岐阜行政監視行政相談センターにおいて、支援措置の窓口リスト「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）」を作成し、ホームページで公表（7月13日（金）プレスリリース及び岐阜県内全市町村へ送付）。
 - ・ 7月12日（木）、兵庫行政評価事務所において、支援措置の窓口リスト「平成30年7月豪雨による被災者の皆様への生活窓口案内」を作成し、ホームページで公表（7月13日（金）兵庫県及び災害救助法の適用を受けた兵庫県内9市6町へ送付）。
 - ・ 7月13日（金）、山口行政監視行政相談センターにおいて、「災害特別行政相談窓口」を設置し、ホームページで公表及びプレスリリース。
 - ・ 7月13日（金）、和歌山行政監視・行政相談センターにおいて、支援措置の窓口リスト「平成30年7月豪雨による被災者の皆様への生活窓口案内」を作成し、ホームページで公表。

6 総務省

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 通信関係

(1) 災害用伝言サービス

NTT 東西、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが災害用伝言サービス及び災害用音声お届けサービスを展開中。

(2) 避難所等支援状況

○公衆無線 LAN サービス（「00000JAPAN」（ファイブゼロ・ジャパン））の利用環境整備

- ・NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが岡山県、広島県、愛媛県の全域で、約 21,000 のアクセスポイントを無料開放。

<NTT 東西>

○避難所支援

- ・特設公衆電話が事前設置された避難所等において稼働中。
- ・特設公衆 Wi-Fi : 10 箇所
- ・衛星携帯電話の設置 : 15 箇所（岡山県 4、広島県 9、岐阜県 2）

<NTT ドコモ>

○避難所支援

設置場所	設置台数	
	マルチチャージャー	Wi-Fi
総合福祉センター（愛媛県大洲市）	1	1
菅田小学校（愛媛県大洲市）	1	1
望湖荘（愛媛県大洲市）	1	1
大洲市交流促進センター鹿野川荘（愛媛県大洲市）	1	1
西予市立野村小学校（愛媛県西予市）	1	1
西予市立野村中学校（愛媛県西予市）	1	1
西予市立野村中央公民館（愛媛県西予市）	1	1
西予市立明間小学校（愛媛県西予市）	1	1
宇和島市三間公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
宇和島市吉田公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
宇和島市川之内集会所（愛媛県宇和島市）	1	1
香美市物部支所（高知県香美市）	1	0
奥物部ふれあいプラザ（高知県香美市）	1	0
安佐北区スポーツセンター（広島県広島市）	1	1
広島市立口田小学校（広島県広島市）	1	1
広島市立矢野南小学校（広島県広島市）	1	1
広島市立温品小学校（広島県広島市）	1	1
広島市福木集会所（広島県広島市）	1	1
広島市立狩小川小学校（広島県広島市）	1	0
広島市立矢野小学校（広島県広島市）	1	1
広島市立矢野西小学校（広島県広島市）	1	1

6 総務省

安芸津文化福祉センター（広島県東広島市）	1	1
黒瀬保健福祉センター（広島県東広島市）	1	0
坂町立坂中学校（広島県安芸郡坂町）	1	1
坂町町民センター（広島県安芸郡坂町）	1	1
SunstarHall（広島県安芸郡坂町）	2	2
くまの・みらい交流館（広島県安芸郡熊野町）	1	0
熊野町公民館（広島県安芸郡熊野町）	1	1
熊野町民体育館（広島県安芸郡熊野町）	1	3
熊野町東部地域健康センター（広島県安芸郡熊野町）	1	0
尾道総合福祉センター（広島県尾道市）	1	0
高梁市文化交流館（岡山県高梁市）	2	0
高梁市青少年研修センター（岡山県高梁市）	1	0
倉敷市立福田中学校（岡山県倉敷市）	1	1
倉敷市立第二福田小学校（岡山県倉敷市）	1	1
倉敷市立第五福田小学校（岡山県倉敷市）	1	1
倉敷市立蘭小学校（岡山県倉敷市）	3	3
倉敷市立岡田小学校（岡山県倉敷市）	13	18
倉敷市立二万小学校（岡山県倉敷市）	3	2
倉敷市立連島東小学校（岡山県倉敷市）	3	3
倉敷市立連島南小学校（岡山県倉敷市）	1	0
倉敷市立連島南中学校（岡山県倉敷市）	1	0
真備総合公園（岡山県倉敷市）	1	0
倉敷市立倉敷東小学校（岡山県倉敷市）	1	1
清音福祉センター（岡山県総社市）	1	3
清音公民館（岡山県総社市）	2	3
山手公民館（岡山県総社市）	3	2
サンワーク総社（岡山県総社市）	2	4
昭和公民館（岡山県総社市）	2	3
三好市山城支所川口会館（徳島県三好市）	1	0
大洲市肱南公民館（愛媛県大洲市）	1	1
天応まちづくりセンター（広島県呉市）	1	1
安浦まちづくりセンター（広島県呉市）	1	2
河内保健福祉センター（広島県東広島市）	1	1
南区スポーツセンター（広島県広島市）	1	1
広島市畑賀福祉センター（広島県広島市）	1	1
倉敷市立乙島小学校（岡山県倉敷市）	2	2
倉敷市立船穂小学校（岡山県倉敷市）	2	2
矢掛町老人福祉センター（岡山県小田郡矢掛町）	1	2
合計	86	85

6 総務省

○携帯電話等貸出状況

貸出機関	貸出台数		
	携帯電話	衛星携帯電話	データ端末等
連島南中学校	0	1	0
陸上自衛隊その1	91	0	0
陸上自衛隊その2	200	10	10
陸上自衛隊その3	0	0	10
陸上自衛隊その4	30	0	0
陸上自衛隊その5	60	0	0
陸上自衛隊その6	10	5	0
陸上自衛隊その7	4	5	0
陸上自衛隊その8	12	0	2
陸上自衛隊その9	0	20	0
陸上自衛隊その10	50	0	0
陸上自衛隊その11	35	0	0
陸上自衛隊その12	60	0	0
陸上自衛隊その13	10	0	1
矢掛町	1	0	0
福田中学校	1	0	0
福田第二小学校	1	0	0
福田第五小学校	2	0	0
福岡市消防局	0	0	2
尾道市	18	0	0
二万小学校	0	1	0
奈良県	4	0	0
東峰村	0	1	0
朝倉市	20	1	0
大洲市	2	0	0
大崎上島町	0	5	0
大阪市	3	0	0
総社市福祉協議会	6→11	0	0
倉敷東小学校	0	1	0
倉敷成人病院	0	2	0
倉敷市福祉協議会	15	0	0
倉敷市その1	20	2	30→65
倉敷市その2	15	1	20
倉敷市その3	0	0	20
倉敷市その4	10	0	0
仙台市	10	0	4
西予市	0	6	0
清音福祉センタ	0	1	0

6 総務省

清音公民館	0	1	0
真備陵南高校	2	0	0
真備町社会福祉法人	0	2	0
真備総合運動公園	0	5	0
庄原市	2	0	0
鹿児島市	4	0	0
滋賀県	4	0	0
山口県社会福祉協議会	27	0	0
山口県	2	0	0
三原市	35	0	0
札幌市	5	2	5
坂町	8	0	0
国土交通省その1	20	0	0
国土交通省その2	45	0	5
国土交通省その3	16	0	5
国土交通省その4	28	0	0
国土交通省その5	20	0	15
国土交通省その6	7	0	0
国土交通省その7	20	0	0
香美市	0	2	0
航空自衛隊その1	60	0	0
航空自衛隊その2	10	0	0
江田島市	0	1	0
広島市社会福祉協議会	60	0	4
広島市その1	30	0	12
広島市その2	20	0	0
広島県	68	0	30
呉市	10	1	0
熊野町	3	0	0
熊本県	10	0	0
京都府災害ボランティアセンター	15	0	0
京都市	7	0	0
宮城県	15	0	10
久留米市	10	0	0
吉備路アリーナ	0	1	0
吉備時クリーンセンター	0	3	0
海田町	3	0	0
岡田小学校	0	1	0
岡山大学病院	2	1	0
岡山市社会福祉協議会	10	0	0

6 総務省

岡山市	10	0	0
岡山県福祉協議会	50	0	0
岡山県赤十字病院	2	0	0
岡山県	0	0	20
岡山医師会	1	0	0
菌小学校	0	1	0
宇和島市	1	0	0
安芸市	0	1	0
愛媛県	7	0	26
愛知県	4	0	2
JR	4	0	0
(各避難所)	0	0	8
合計	1347→1352	84	241→276

<KDDI>

○避難所支援

設置場所	設置台数	
	充電BOX	Wi-Fi
福木集会所（広島県広島市）	1	0
安芸区スポーツセンター（広島県広島市）	1	0
畑賀福祉センター（広島県広島市）	1	0
畑賀小学校（広島県広島市）	1	0
瀬野福祉センター（広島県広島市）	1	0
阿戸小・中学校（広島県広島市）	1	0
船越小学校（広島県広島市）	1	0
矢野小学校（広島県広島市）	1	0
矢野南小学校（広島県広島市）	1	1
狩小川小学校（広島県広島市）	1	1
高南小学校（広島県広島市）	1	1
温品小学校（広島県広島市）	1	0
海田公民館（広島県広島市）	1	1
熊野町民体育館（広島県広島市）	3	3
熊野町民会館（広島県広島市）	1	1
くまの・みらい交流館（広島県広島市）	1	1
小屋浦ふれあいセンター（広島県安芸郡）	1	1
坂町・町民センター（広島県安芸郡）	1	1
小屋浦小学校（広島県安芸郡）	1	1
小屋浦集会所（広島県安芸郡）	2	1
天応小学校（広島県呉市）	1	1
天応まちづくりセンター（広島県呉市）	1	1
吉浦中学校（広島県呉市）	1	1

6 総務省

吉浦小学校（広島県呉市）	0	1
中通公民館（広島県竹原市）	1	1
小梨公民館（広島県竹原市）	1	1
黒瀬保険福祉センター（広島県東広島市）	1	1
河内保険福祉センター（広島県東広島市）	2	2
北方コミュニティセンター（広島県三原市）	2	2
本郷船木ふれあいセンター（広島県三原市）	1	1
本郷生涯学習センター（広島県三原市）	3	3
清音福祉会館（岡山県総社市）	1	1
菌小学校（岡山県総社市）	2	2
中州小学校（岡山県倉敷市）	1	1
岡田小学校（岡山県倉敷市）	1	1
二万小学校（岡山県倉敷市）	3	3
第5福田小学校（岡山県倉敷市）	4	4
連島南中学校（岡山県倉敷市）	3	3
連島東小学校（岡山県倉敷市）	2	2
安芸市女性の家（高知県安芸市）	1	1
宝永町集会所（高知県安芸市）	1	1
港町1丁目集会所（高知県安芸市）	1	0
屋島西コミュニティセンター（香川県高松市）	1	1
高浜小学校（愛媛県松山市）	1	1
大洲平公民館（愛媛県大洲市）	1	1
八多喜公民館（愛媛県大洲市）	1	1
肱川公民館（愛媛県大洲市）	1	0
望湖荘（愛媛県大洲市）	1	0
野村小学校（愛媛県西予市）	1	1
吉田公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
奥南公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
玉津公民館（愛媛県宇和島市）	1	1
白浦コミュニティセンター（愛媛県宇和島市）	1	1
みかんの里宿泊・合宿施設マンダリン（愛媛県八幡浜市）	1	1
総合福祉センター（愛媛県大洲市）	1	0
宗像市市民体育館（福岡県宗像市）	2	2
坂中学校（広島県安芸郡）	1	1
人権センター（広島県竹原市）	2	2
鹿野川荘（愛媛県大洲市）	1	0
大川公民館（愛媛県大洲市）	1	1
ボランティアセンター（宇和島市総合福祉センター） （愛媛県宇和島市）	1	1
災害ボランティアセンター（大洲市総合福祉センタ	1	1

6 総務省

一) (愛媛県大洲市)		
南区スポーツセンター (広島県広島市南区)	1	1
西公民館 (岡山県総社市)	1	1
ボランティアセンター (西予市社会福祉協議会本所) (愛媛県西予市)	1	1
合計	82	68

○携帯電話等貸出状況

貸出機関	貸出台数			
	携帯電話	衛星携帯電話	データ端末等	充電器
陸上自衛隊	302	34	22	142
海上自衛隊	0	5	0	0
航空自衛隊	20	0	0	0
国土交通省	0	0	10	0
経済産業省	5	0	2	0
岡山県	10	0	0	0
広島県	123	0	14	0
広島市	24	0	0	0
広島県三原市	15	0	0	0
島根県	15	0	0	0
愛媛県	50	0	0	0
大洲市	32	0	0	0
宇和島市	25	0	0	0
愛媛県西予市	6	0	0	0
岡山県倉敷市	0	0	0	210
奈良県	4	0	0	0
宮崎県	10	0	8	0
合計	641	39	56	352

<ソフトバンク>

○避難所支援

設置場所	設置台数			
	マルチ 充電 BOX	Wi-Fi	PHS	携帯 電話
安芸郡海田町 海田町福祉センター (広島県安芸郡)	1	2	1	0
安芸郡海田町 海田公民館 (広島県安芸郡)	1	2	1	0
安芸郡海田町 ひまわりプラザ (広島県安芸郡)	1	2	1	0
安芸郡坂町 Sunstar Hall (広島県安芸郡)	1	2	2	0
倉敷市立岡田小学校 (岡山県倉敷市)	1	2	2	0
倉敷市立蘭小学校 (岡山県倉敷市)	1	2	0	5

6 総務省

倉敷市立二万小学校（岡山県倉敷市）	1	2	0	3
倉敷市立連島南中学校（岡山県倉敷市）	0	2	2	0
倉敷市 真備支所（岡山県倉敷市）	1	0	0	0
倉敷市 クリーンセンター（岡山県倉敷市）	0	0	1	0
倉敷市立第5福田小学校（岡山県倉敷市）	0	2	2	0
倉敷市立第2福田小学校（岡山県倉敷市）	0	2	2	0
総社市 昭和福祉センター（岡山県総社市）	1	2	2	0
総社市 サンワーク総社（岡山県総社市）	1	2	2	0
総社市 山手公民館（岡山県総社市）	1	2	2	0
総社市 清音公民館（岡山県総社市）	1	2	2	0
岡山県災害対策本部	100	0	0	0
合計	112	28	22	8

○携帯電話等貸出状況

貸出機関	貸出台数		
	携帯電話	衛星携帯電話	データ端末等
陸上自衛隊	219	155	10
一般社団法人	6	0	4
名古屋市	10	10	0
日本赤十字社	10	0	0
広島県	0	0	300
茨城県	10	0	10
広島市	21	0	0
合計	276	165	324

<移動無線センター>

○無線機器等貸出状況

貸出自治体	貸出機器	台数	備考
広島県呉市	MCA 無線機	20	7月8日搬入
広島県坂町	MCA アンテナ	1	7月13日搬入
岡山県倉敷市	MCA アンテナ	10	7月14日搬入
広島県東広島市	MCA アンテナ	5	7月14日搬入

(3) 通信料金の減免

- ・NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT コミュニケーションズ、ケイ・オプティコム、エネルギー・コミュニケーションズ、STNet が、災害救助法適用地域内に居住する固定電話サービス等利用者に対し、避難により利用できない期間、基本料金等の減免を実施。

(4) 支払期限の延長

- ・NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクは、災害救助法適用地域内に居住する請求書払いを行う移

6 総務省

動電話利用者を対象に、7月請求分の支払期限を1か月延長。

- ・NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT コミュニケーションズは、災害救助法適用地域内に居住する請求書払いを行う固定電話サービス等利用者を対象に、7月請求分の支払期限を1か月延長。

(5) 携帯各社のデータ通信容量制限解除等の措置

- ・携帯電話事業者各社が、災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、契約しているデータ通信容量を超えた場合の速度制限の解除や追加の通信容量の無償提供を開始。

	NTT ドコモ	KDDI	ソフトバンク
措置内容	契約しているデータ通信容量を超えた場合の速度制限の解除	①データ通信容量 10GB を無償で追加提供 ②上記①が始まるまでに行ったデータチャージ（容量追加）の料金免除	データ通信容量の追加料金免除
対象者	平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる災害救助法が適用された地域に「契約者住所」または「請求書送付先住所」のいずれかがある利用者		
適用時期	7/13～7/31	①7/13～ ②7/5 以降のデータチャージ	7/13～8/31

2. 放送関係

(1) テレビ設置状況

<NHK>

県	市町村	設置場所	設置台数	設置日
広島県	ひろしましあきく 広島市安芸区	矢野小学校	1台	7/12
		矢野南小学校	1台	7/12
		畑賀福祉センター	1台	7/13
	ひろしましひがしく 広島市東区	温品小学校	2台	7/12
	ひろしましみなみく 広島市南区	南区スポーツセンター	3台	7/14
	ひがしひろしまし 東広島市	造賀地域センター	1台	7/11
	くれし 呉市	天応小学校	1台	7/14
		中畑自治会館	1台	7/15
		畑老人集会所	1台	7/16
		旧小坪小学校	1台	7/16
	ふちゅうちよう 府中町	安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ	1台	7/14
	くまのちよう 熊野町	熊野町民体育館	2台	7/13
	かいたちよう 海田町	海田公民館	1台	7/13
	えたじまし 江田島市	沖美市民センター	1台	7/14
	たけほらし 竹原市	竹原市民館	1台	7/15
	ふくやまし 福山市	山手コミュニティセンター	1台	7/15
みほらし 三原市	本郷船木ふれあいセンター	1台	7/16	
	沼田西町民センター	1台	7/16	
岡山県	くらしきし 倉敷市	岡田小学校	1台	7/12

6 総務省

		藺小学校	1台	7/12
		二万小学校	1台	7/12
		船穂小学校	1台	7/12
		連島南中学校	1台	7/13
		上成小学校	1台	7/13
		乙島小学校	1台	7/13
		吉備路クリーンセンター	1台	7/13
		倉敷東小学校	1台	7/14
		倉敷西小学校	1台	7/14
		連島南小学校	1台	7/14
		福田中学校	1台	7/14
		第五福田小学校	1台	7/14
		水島中学校	1台	7/14
		くらしき健康福祉プラザ	1台	7/15
		そうじやし 総社市	サンワーク総社	1台
清音公民館	1台		7/12	
おかやましひがしく 岡山市東区	上道公民館	1台	7/16	
	平島小学校	1台	7/16	
愛媛県	せいよし 西予市	野村小学校	1台	7/9
		野村中学校	1台	7/9
		野村公民館	1台	7/9
		明間小学校	1台	7/12
	おおずし 大洲市	大洲小学校	1台	7/10
		菅田小学校	1台	7/10
		大川公民館	1台	7/10
	うわじまし 宇和島市	吉田小学校	1台	7/12
		玉津公民館	1台	7/12
		川之内集会所	1台	7/12
		君ヶ浦集会所	1台	7/13
		白浦コミュニティセンター	1台	7/13
		畦屋三つ尾集会所	1台	7/13
吉田公民館	1台	7/15		
合計	51箇所	55台		

※NHKにおいて、総務省、経済産業省及びJEITAと連携しテレビを設置。

6 総務省

(2) ポータブルラジオの提供

- ・中国放送、山陽放送、ニッポン放送等が岡山県、広島県にポータブルラジオを順次提供（合計 500 台の予定）。

被災県	被災市町村	提供台数	備考
岡山県	総社市 <small>そうじゃし</small>	70	7/12 提供済
	倉敷市 <small>くらしまし</small>	180	7/13 提供済
広島県	熊野町 <small>くまのちやう</small>	20	7/12 提供済
	呉市 <small>くれし</small>	20	7/13 提供済
	坂町 <small>さかちやう</small>	90	7/14 提供済
		70	7/15 提供済

(3) NHK

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に係る放送受信契約について、平成 30 年 7 月から 8 月までの 2 か月間の放送受信料を免除。

(4) (株)WOWOW

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、7 月分の視聴料を免除。

(5) スカパーJSAT(株)

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、7 月分の視聴料等を免除。

3. 郵政関係

＜日本郵政グループ＞

- 災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、貯金及び保険に関する非常取扱いを実施。
 - ・通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い（平成 30 年 7 月 9 日（月）から 8 月 8 日（水）まで）
 - ・保険料の払込猶予期間の延伸（最長 6 か月間）
 - ・保険金の非常即時払等の非常取扱い（平成 30 年 7 月 9 日（月）から 8 月 8 日（水）まで）
- ゆうちょ銀行及び郵便局の貯金窓口において、平成 30 年 7 月 10 日（火）から 12 月 28 日（金）まで義援金の無料送金サービスを実施。
- 郵便局の窓口において、平成 30 年 7 月 11 日（水）から、救援等を行う団体に宛てた災害義援金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施。
- 郵便局及びかんぽ生命保険各支店において、災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、平成 30 年 7 月 13 日（金）から、保険に関する特別取扱いを実施。
 - ・普通貸付金の非常即時払に適用する利率の減免（貸付期間中 0%、貸付期間後 0.5%）
 - ・入院保険金の特別取扱い（被災地等の事情により入院できなかった人に対して、本来入院が必要であった期間についても入院保険金を支払う等）
- 広島通信病院の職員 2 名を災害支援ナースとして広島県看護協会に登録。そのうち 1 名を 7 月 15 日から 18 日まで派遣。

4. その他の支援

＜地方公務員共済組合宿泊施設（31 施設）への被災者受入れの状況＞

- ・宿泊無料（食費実費負担）で受入れ実施中
- ・7 月 12 日現在の利用状況
サン・ピーチ OKAYAMA（岡山市）おかやまし：7 名

総務省行政相談センター

まぐみみ広島

平成30年7月豪雨災害 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

平成30年7月豪雨災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

総務省中国四国管区行政評価局では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

給水、廃棄物（ごみ）に関する情報等については、お住まいの市町にご確認ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15

（常設の行政相談専用電話、要通話料）

行政相談専用ダイヤル 082-222-1100

- 来所による相談受付：平日 8：30～17：15

住所：広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館 13階

まぐみみ広島（中国四国管区行政評価局）

- インターネットによる相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

- FAXによる相談受付

082-228-4955

（注）ガイドブックの情報は、平成30年7月12日時点の情報で作成しています。

まぐみみ広島



総務省行政相談センター

総務省 中国四国管区行政評価局

広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎

電話：082-222-1100

FAX：082-228-4955

目 次

No.	支援策、手続きの名称等	頁
1	り災証明の発行	4
2	行方不明者相談ダイヤル（広島県警察本部）	5
3	被災者生活再建支援金の支給	5
4	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	6
5	雇用保険に関する特別措置及び雇用調整助成金	6
6	災害援護資金の貸付	7
7	生活福祉資金の貸付	7
8	被災者のための住宅提供	7
9	住宅の建設、補修等の融資	8
10	被災住宅の応急修理等	8
11	法律相談等の窓口	8
12	運転免許証の再交付	8
13	預貯金通帳、印鑑を紛失した場合	8
14	住宅ローンの返済	9
15	損害保険	9
16	生命保険の契約内容	9
17	医療機関の受診	9
18	労働保険	10
19	自動車の廃車手続き等	10
20	車検期間の延長	10
21	年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合	11
22	登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合	11
23	国税の特別措置	12
24	県税の特別措置	12
25	市町村税の特別措置	13
26	公共料金の減免措置等	13
27	奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付	13
28	中小企業者を対象とした相談窓口	14
29	こころの悩みや健康に関する相談	14

30	災害時の発達障害のある方の支援	15
31	災害ボランティア	15
32	ペット動物に関する相談窓口	16

(注) 関係各機関等における支援策等については、随時、追加、変更し、当局ホームページに掲載してまいります。<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>

災害救助法適用市町：広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、
江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町

生活再建支援法適用市町：広島市、竹原市、庄原市

相談先、支援策等の情報

1 リ災証明書の発行

- ◆ 「リ災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町における「リ災証明」の相談窓口は以下のとおりです。
(発行には、本人確認書類、被災状況が分かる写真等が必要です。)

市町	部 署	電 話
広島市	各区役所 地域起こし推進課	中区：082-504-2820 東区：082-568-7705 南区：082-250-8935 西区：082-532-1023 安佐南区：082-831-4926 安佐北区：082-819-3905 安芸区：082-821-4905 佐伯区：082-943-9704
呉市	呉市収納課 市民センター	0823-25-3199
竹原市	竹原市税務課	0846-22-7732
三原市	(被害調査に関すること) 資産税課	0848-67-6032
尾道市	総務部総務課生活安全係	0848-38-9216
福山市	福山市福祉総務課 各支所保健福祉課等	本庁：084-928-1045 松永：084-930-0410 北部：084-976-8803 東部：084-940-2572 神辺：084-962-5005 沼隈支所：084-980-7704 新市支所：0847-52-5515
府中市	地域福祉課 上下支所総務係	0847-43-7148 0847-62-2111
庄原市	総務部収納課 各支所地域振興室（東城支所 は市民生活室）	0824-73-1145、73-1511
東広島市	東広島市総務部総務課 黒瀬支所、福富支所、豊栄支 所、河内支所、安芸津支所	082-420-0907
江田島市	江田島市税務課 江田島・能美・沖美市民セン ター・三高支所	0823-43-1636 出張所・連絡所では申請のみ受 付、後日リ災証明書を交付
府中町	府中町安心安全室	082-286-3243 (原則、電話で受け付け)

海田町	海田町社会福祉課	082-823-9207
-----	----------	--------------

そのほかの市町については、窓口が判明しましたら追加いたします。

2 行方不明者相談ダイヤル

- ・ 広島県内における大雨被害の発生に伴い「被災地区に居住する方と連絡が取れない。」などの問い合わせに対応しています。

082-228-1109

(広島県警察本部生活安全部生活安全総務課)

3 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 今回の災害で、住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなど以下のような場合において、生活再建のための支援金が支給されます。生活再建支援法の適用を受けた広島市、竹原市、庄原市が対象地域となっています。

また、対象となる世帯は、以下のとおりです。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が大規模半壊した世帯

支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。基礎支援金は災害発生日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内が申請期間となっています。

【基礎支援金】

住宅の被害の程度	全壊、解体、長期避難 (上記①、②、③)	大規模半壊(上記 ④)
二人以上の世帯	100万円	50万円
一人世帯	75万円	37.5万円

【加算支援金】

住宅再建の方法	建設・購入	補修	賃貸
二人以上の世帯	200万円	100万円	50万円
一人世帯	150万円	75万円	37.5万円

- ◆ 詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

◆ 今回の災害でお亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた場合に災害見舞金が、以下のとおり支給されます。

- ・ 生活維持者がお亡くなりになられた場合 500万円
- ・ 生活維持者以外がお亡くなりになられた場合 250万円
- ・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合 250万円
- ・ 生活維持者以外が重度の障害を受けた場合 125万円

◆ 詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

5 雇用保険に関する特別措置及び雇用調整助成金

◆ 災害救助法の適用を受けた市町において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。

◆ 災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます(一定の要件があります)。

詳しくは、最寄りのハローワークまたは広島労働局所業安定部職業安定課(082-502-7831)にお問い合わせください。

◆ 災害に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者の休業についての手当てを支払う場合、雇用調整助成金が利用できます。

詳しくは、事業所を管轄するハローワーク(ハローワーク広島および広島東の管轄事業所については広島労働局職業安定部職業対策課(082-502-7832))までお問い合わせください。

ハローワーク	所在地	電話番号	管轄区域
広島	広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル	082-223-8609	広島市のうち中区、西区、安佐南区、佐伯区(杉並台、湯来町を除く)
広島西条	東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-8609	東広島市
竹原	竹原市中央 5-2-11	0846-22-8609	竹原市、豊田郡
呉	呉市西中央 1-5-2	0823-25-8609	呉市、江田島市
尾道	尾道市栗原西 2-7-10	0848-23-8609	尾道市、世羅郡
福山	福山市東桜町 3-12	084-923-8609	福山市
三原	三原市館町 1-6-10	0848-64-8609	三原市
三次	三次市十日市東 3-4-6	0824-62-8609	三次市
安芸高田	安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605	安芸高田市
庄原	庄原市中本町 1-20-1	0824-72-1197	庄原市
可部	広島市安佐北区可部南 3-3-36	082-815-8609	広島市のうち安佐北区、山県郡
府中	府中市府中町 188-2	0847-43-8609	府中市、神石郡
広島東	広島市東区光が丘 13-7	082-264-8609	広島市のうち東区、南区、安芸区、安芸郡

※ 大部のため、以下省略

平成30年7月豪雨による文部科学省関係の被害情報について

【文教施設関係における被害】

○人的被害（7月16日12:00時点）

- ・現在のところ、児童生徒の学校管理下における被害情報なし。
このほか、教育委員会から報告があった被害情報は以下のとおり。
 - 広島県：公立中学校の生徒1名が車ごと流され、重傷。
公立小学校の教職員1名が避難中に転倒し、軽傷。
公立小学校の児童1名が死亡。
公立中学校の生徒1名が死亡。
 - 愛媛県：公立小学校の児童3名が、自宅で被災し、搬送された病院で死亡確認。
公立高等学校の生徒3名が被災し、軽傷。
公立高等学校の教職員1名が自宅の倒壊により、軽傷。
 - 福岡県：公立中学校の教職員1名が通勤途中に道路の崩落に巻き込まれ、軽傷。

○物的被害（7月16日12:00時点）

- ・床上浸水、校内斜面における土砂崩れ等、827件の被害報告あり。

○休校・短縮授業等（13日の休校状況）

- ・221校で休校措置を実施（広島県：173校、岡山県：20校、愛媛県：23校）

【文部科学省の対応】

（省内の体制整備、職員の派遣等）

- 文部科学省非常災害対策本部（本部長：事務次官）を設置
- 文部科学省豪雨被災者生活支援対策チームを設置
- 政府調査団（岡山県及び広島県）に文部科学省職員を派遣
- 被災地の被害状況や課題等の情報を収集するため、文部科学省職員を岡山県及び広島県へ派遣

（教育委員会等への対応）

- 児童生徒等の安全確保、文教施設の被害状況の把握、2次被害防止を要請及び災害復旧の事前着工手続き等を連絡
- 災害により滅失・毀損した教科書の給与を速やかに行えるよう教科書供給協会及び教科書協会に指示。
- 被災地域の児童生徒等の就学機会の確保及び被災学生の経済的支援等に係る通知を发出

（今後の対応）

- 引き続き、教育委員会等と連携を密にしつつ、被害状況の収集に努めるとともに、被災した学校施設の復旧をはじめ、教育環境の速やかな復旧・復興に向け必要な支援に取り組む。

厚生労働省
平成30年7月17日
05時30分現在

平成30年7月豪雨による被害状況等について
(第28報)

1 厚生労働省における対応

- 7/2 13:30 厚生労働省災害情報連絡室設置
- 7/7 12:00 第1回省内課長級会議開催
- 7/8 8:30 厚生労働省災害対策本部設置
- 7/8 14:00 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催
- 7/9 14:00 第2回省内課長級会議開催
- 7/9 17:30 中国四国厚生局内に「厚生労働省現地対策本部」を設置
- 7/10 16:45 第2回厚生労働省災害対策本部会議開催
- 7/10 17:00 厚生労働省被災者生活支援チーム設置
- 7/12 18:30 第3回省内課長級会議開催
- 7/13 14:00 第4回省内課長級会議開催
- 7/14 13:00 第5回省内課長級会議開催
- 7/15 11:00 第6回省内課長級会議開催
- 7/16 13:00 第7回省内課長級会議開催

○ 加藤厚生労働大臣の現地視察

7月12日、広島県三原市を訪問し、本郷取水場等を視察。

7月14日、愛媛県大洲市を訪問し、介護老人保健施設等を視察。

○ 職員の現地等への派遣状況（7/17 05:30現在）

現在、15名が活動中。(+4名予定)

【広島県：7名、岡山県：7名、愛媛県：5名】

累計で46名。

2 医療関係

(1) 医療関係全般

7月6日 高知県 7:17 EMIS 警戒モードに切り替え。

京都府 11:23 EMIS 警戒モードに切り替え。

愛媛県 12:30 EMIS 警戒モードに切り替え。

→7月7日 11:54 EMIS 災害モードに切り替え。

山口県 13:42 EMIS 警戒モードに切り替え。
 広島県 14:05 EMIS 警戒モードに切り替え。
 → 19:51 EMIS 災害モードへ切り替え。
 徳島県 14:51 EMIS 警戒モードに切り替え。
 滋賀県 15:09 EMIS 警戒モードに切り替え。
 岡山県 15:40 EMIS 警戒モードに切り替え。
 → 7月7日 12:02 EMIS 災害モードに切り替え。
 鳥取県 16:40 EMIS 警戒モードに切り替え。
 香川県 17:10 EMIS 警戒モードに切り替え。
 兵庫県 22:50 EMIS 警戒モードに切り替え。
 7月7日 島根県 0:57 EMIS 警戒モードに切り替え。
 ※大阪府 大阪府北部を震源とする地震発生時より EMIS 警戒モード継続中。

(2) 医療施設（精神科病院を除く）の被害状況

都道府県	市町村	被害のある医療機関数	現在も支援が必要な医療機関数	備考
広島県	呉市	22	<u>10</u>	断水
	尾道市	22	<u>12</u>	断水
	三原市	12	<u>2</u>	断水
	江田島市	6	6	断水
岡山県	倉敷市真備町	1	0	
	岡山市	1	0	
	高梁市	1	0	
愛媛県	西予市	3	<u>2</u>	断水
	大洲市	10	8	断水
	宇和島市	7	7	断水
長崎県	県内	5	0	
京都府	亀岡市	1	0	
	福知山市	1	0	
	海田町	1	0	
福岡県	北九州市	1	0	
合計		94	<u>47</u>	

その他、現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売業販売関係

現時点では、通行止めの影響による輸送遅延を除き、医薬品・医療機器の安定供給等に係る被害情報無し。

(4) 衛生用品等の支援状況

- 7月15日（日）に岡山県から政府の非常災害対策本部を通じて、倉敷市真備町の真備総合公園体育館に生理用品1万セットを供給するよう要請があった。（一社）日本衛生材料工業連合会（日衛連）に対応を依頼。到着済み（16日（月）午後）。
- 7月16日（月）広島県から政府の非常災害対策本部を通じて、東広島市東広島運動公園に生理用品200セットを供給するよう要請があった。日衛連に対応を依頼（到着予定日未定）。
- 7月16日（月）岡山県倉敷市から被災者生活支援チームを通じて、①おむつ24,500枚（子供用20,000枚、大人用4,500枚）、紙パンツ4,500枚、おしりふき3,000個、弾力包帯3,000個、②日焼け止め10,000個、救急箱105セット、③弾性ストッキング5,000個を供給するよう要請があった（送付先未定）。日衛連（①）、一般用医薬品連合会（②）に対応を依頼（到着予定日未定）。③については対応企業を調整中。

(5) 病院の患者用給食の提供について

業界団体に確認したところ、現時点では、安定供給等にかかる支援を必要とする会員企業はない。また、業界団体へは患者用給食の提供ができない病院があれば、支援するよう要請している。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況（7/17 05:30現在）

- ① 全都道府県に、水道の被害状況について積極的に情報収集するよう要請。また、日本水道協会に対し、応急給水・応急復旧の支援を行うよう依頼。同協会と被害情報を共有しつつ、適切な応援体制が確保されるよう調整中。
 - ② 岡山県 1市で540戸（1事業体）、広島県 7市2町で92,750戸（11事業体）、愛媛県 4市2町で10,152戸（9事業体）の計103,442戸（21事業体）が断水中。（前回（7/16 12:00）報告比▲55,791戸）
- ※ 広島県呉市における39,300戸、江田島市における約7,300戸、高梁市における約6,800戸への給水開始等により、断水戸数が減少。

(2) 全体の対応状況

- ① 応急給水については、岡山県、広島県、愛媛県の3県13水道事業者に対し、中国・四国の水道事業者に加え、中部、関西、九州等の水道事業者の支援（給水車合計118台、200名以上）の他、自衛隊、海上保安庁等による支援を得て実施中。

医療機関向けの給水支援として、7/12に追加要請のあった広島県呉市（6台）、三原市（7台）、尾道市（7台）については、関西と中部の水道事業者が、7/13より給水支援を実施中。

- ② 広島県、岡山県、愛媛県等の被災水道事業者等における被災状況や復旧状況、要望を職員派遣等により聴取しつつ、復旧作業の進捗に応じて必要となる技術者の支援等が円滑に進むよう調整中。
- ③ （公社）日本水道協会を通じた水道事業者等からの支援として、
 - ・岡山県倉敷市真備地区において、岡山市ほか県内他水道事業者から24名の技術者を派遣し、漏水調査等の技術支援を実施し、7/13までに作業完了。
 - ・愛媛県南予水道企業団における仮設浄水設備設置作業等の技術支援を横浜市が実施中であり、7/17に現地に職員3名を派遣予定。
 - ・広島県竹原市において、出雲市の技術職員4名を派遣し、被害状況調査を実施し、7/14までに現場到達が困難な区域を除き調査完了。
 - ・広島県呉市において、7/15より山口県支部、島根県支部が技術職員を合わせて24名派遣し、通水作業、漏水調査等の技術支援を実施しており、7/16より高知県支部からも技術職員が派遣。
- ④ 広島県三原市における浄水場の復旧計画を広島県が支援、愛媛県宇和島市において仙台市が技術職員8名を派遣し、漏水調査等の支援を実施。

（3）広域的な断水が生じている水道施設の復旧状況

① 土砂災害による被害を受けた施設

堆積した土砂・破損設備等の撤去、設備の点検・整備作業等を実施中

- ・広島県呉市、江田島市の断水の主な原因となっている広島県企業局の導水トンネルにおいて、通常開放されている開閉ゲートが土石流で損傷し、トンネル内に落ちて閉鎖していたと判明。このため、ゲートの引き上げ作業を実施、浄水場への送水を開始。7/14より順次給水を開始しており、7/16までに呉市では約44,000戸、江田島市では約7,300戸の断水が解消。
- ・愛媛県宇和島市において5,143戸の断水の原因となっている南予水道企業団吉田浄水場については、土砂崩れのため、浄水場が損傷。このため、2か所に仮設浄水設備を整備することにより対応することとし、用地確保、水利権の調整、設計、資機材の手配等を進めている。
南予水道企業団からの受水地域への宇和島市自己水源の融通等により、1,425戸への供給を見込んでおり、7/16までに995戸の断水を解消。

② 冠水した取水施設及び浄水場、その他

冠水した施設の排水は完了しており、施設の清掃、設備の点検・整備作業等を実施中。順次給水を開始しているところもある。

- ・ 広島県三原市、尾道市等において断水の主な原因となっている広島県企業局本郷取水場については、排水作業が完了。施設の被害状況を確認の上、点検、清掃、修理を行い、7/14に約50%の送水を再開、7/16に通常通りの送水を再開し、7/17から順次給水が再開される見通し。尾道市では、市の水源の融通等により、7/14までに58,647戸のうち11,223戸の断水が解消。
- ・ 岡山県倉敷市の8,900戸の断水の原因となっている真備浄水場については、施設の状況を確認し、復旧作業に着手。真備地区には岡山県広域水道企業団からの送水が可能であるため、その水を利用して8,900戸に対して9時～17時まで生活用水（飲用不可）としての給水を再開し、7/16に真備地区の小田川から南の区域1,300戸において飲用水の供給を開始。
- ・ 岡山県高梁市では、水源池の冠水により故障したポンプの交換等の復旧作業を実施し、7/14までに黒鳥簡水地区の212戸の断水が解消。残りの地区も7/16までに生活用水として給水を再開。
- ・ 愛媛県大洲市では、冠水した水源池（10か所）の復旧作業を完了し、7/16までに9,921戸に生活用水としての供給を再開。残りの地区も概ね一週間以内で供給される見込み。
- ・ 広島県三原市の約3万戸の断水の原因となっている西野浄水場については、原水の濁度が低下し稼働を再開し、7/14から順次給水を再開。

県・市町村名	断水戸数（戸）		断水期間	被害等の状況
	最大	現在		
【岡山県】 新見市 <small>にいみし</small>	644	540	7/6～	浄水場が冠水、水道管が破損 応急給水実施中（中国・県内の5水道事業者（給水車6台）及び自衛隊）
【広島県】 広島市 （坂町含む） <small>ひろしまし</small>	13,300	5,100	7/7～	水道管が破損 応急給水実施中（自衛隊）
呉市 <small>くれし</small>	78,000	23,700	7/7～	広島県企業局 ^{※1} の送水が停止、水道管が破損 応急給水実施中（関東・中部・九州・県内の13水道事業者（給水車16台）及び自衛隊）
熊野町 <small>くまのちよう</small>	1,000	113	7/8～	給水管流出 応急給水実施中
江田島市 <small>えたじまし</small>	9,936	2,649	7/7～	広島県企業局 ^{※1} の送水が停止、水道管が破損 応急給水実施中（九州の8水道事業者（給水車11台））

たけはらし 竹原市	1,622	1,077	7/8～	水道原水（地下水）の濁度上昇、水道管が破損 応急給水実施中（中国・県内の4水道事業者（給水車4台））
ひがしひろしまし 東広島市	1,062	650	7/7～	施設被害等 応急給水実施中
みはらし 三原市	38,856	13,537	7/7～	施設被害、水道管が破損 広島県企業局*1の送水が停止 応急給水実施中（関西・九州・中国の19水道事業者（給水車20台）、自衛隊及び海上保安庁）
おのみちし 尾道市	58,647	45,924	7/7～	施設被害、水道管が破損 広島県企業局*1の送水が停止 応急給水実施中（関西・九州・中国・県内の13水道事業者（給水車16台）、自衛隊及び民間企業）
【愛媛県】 うわじまし 宇和島市	6,568	5,573	7/7～	南予水道企業団*2吉田浄水場からの送水が停止、水道管が破損 応急給水実施中（九州・四国・県内の10事業者（給水車10台）及び自衛隊）
きほくちょう 鬼北町	260	2	7/7～	水道管が破損 応急給水実施中
おおずし 大洲市	10,096	175	7/7～	水源池が冠水 応急給水実施中（九州・四国・県内の10水道事業者（給水車14台）及び自衛隊）
せいよし 西予市	2,685	1,016	7/7～	水道管が破損、浄水場が冠水 応急給水実施中（四国・県内の2水道事業者（給水車2台）及び自衛隊）
松山市	300	48	7/6～	水道管が破損、水道原水（地下水）の濁度が上昇、 応急給水実施中
かみじまちょう 上島町	3,338	3,338	7/7～	広島県企業局*1の送水が停止 応急給水実施中（県内の1水道事業者（給水車1台）及び自衛隊）
給水再開				
【北海道】 らんこしちょう 蘭越町	158	0	7/5～6	水道原水（湧水）の濁度が上昇
【長野県】 おおしかむら 大鹿村	10	0	7/7～8	取水口の土砂堆積
【岐阜県】 たかやまし 高山市	397	0	7/6～8	水道原水（表流水）の濁度が上昇

ひだし 飛騨市	10	0	7/9	水道管が破損
せきし 関市	277	0	7/8~12	土砂崩れにより配水池が埋没、水道管が破損
げろし 下呂市	12	0	7/8~13	水道管が破損
【京都府】				水道原水（地下水）の濁度が上昇
まいづるし 舞鶴市	900	0	7/7~9	
あやべし 綾部市	85	0	7/7~9	水道管が破損
なんたんし 南丹市	390	0	7/7~11	取水口の土砂堆積
ふくちやまし 福知山市	17	0	7/6~11	水道管が破損
みやづし 宮津市	91	0	7/7~13	水道管が破損
きょうたんばちよう 京丹波町	97	0	7/9~10	水道管が破損
【大阪府】				水道管が破損
のせちよう 能勢町	253	0	7/5~10	
とよのちよう 豊能町	3	0	7/6~9	水道管が破損
【兵庫県】				水道管が破損
こうべし 神戸市	43	0	7/7~8	
やぶし 養父市	1	0	7/7~8	水道管が破損
たんばし 丹波市	2	0	7/7~8	水道管が破損
あわじし 淡路市	29	0	7/6~8	水道管が破損
さんだし 三田市	4	0	7/7~8	水道管が破損
しそうし 宍粟市	58	0	7/7~13	水道管が破損
【奈良県】				水道管が破損
いこまし 生駒市	11	0	7/6	
【鳥取県】				水道原水（地下水）の濁度が上昇
ちづちよう 智頭町	231	0	7/8~10	
わかさちよう 若桜町	78	0	7/7~11	水道管が破損
ひのちよう 日野町	571	0	7/7~8	水道原水（伏流水）の濁度が上昇
【島根県】				因原浄水場及び川本浄水場が機能停止
かわもとまち 川本町	1,099	0	7/7~8	
ごうつし 江津市	300	0	7/8~13	浄水場が冠水
【岡山県】				水道管が破損
かがみのちよう 鏡野町	21	0	7/5~7	
いばらし 井原市	137	0	7/6~10	水道管が破損
やかげちよう 矢掛町	3,416	0	7/7~11	浄水場が冠水

みさきまち 美咲町	10	0	7/7~11	水道管が破損
くらしきし 倉敷市	8,900	0	7/7~14	水道管が破損、浄水場が冠水 応急給水実施中（関西・県内の8水道 事業者（給水車12台）、自衛隊及び民 間企業）※3
たかはしし 高梁市	7,071	0	7/7~	水源及び浄水場が冠水 応急給水実施中（関東・四国・県内の 4水道事業者（給水車6台）及び自衛 隊）※4
【広島県】 ふくやまし 福山市	171	0	7/7~14	配水池停電、水道管が破損 広島県企業局※1の送水が停止
あきたかたし 安芸高田市	1,321	0	7/7~10	水道管が破損
かいたちよう 海田町	6	0	7/7~11	水道管が破損
おおさきかみじまちよう 大崎上島町	30	0	7/8~11	停電に伴う送水ポンプ停止
じんせきこうげんちよう 神石高原町	14	0	7/8~11	水道管が破損
みよしし 三次市	660	0	7/7~12	水道管が破損
【山口県】 ひかりし 光市	13	0	7/7	水道管が破損
しゅうなんし 周南市	9	0	7/6~7	水道管が破損
いわくにし 岩国市	181	0	7/7~11	水道管が破損
すおうおおしまちよう 周防大島町	40	0	7/7~14	水道管が破損
【徳島県】 みよしし 三好市	513	0	7/7~15	水道管が破損
【香川県】 みとよし 三豊市	30	0	7/6	水道管が破損
まんのう ちよう 町	18	0	7/7~8	水道管が破損
【愛媛県】 やわたはまし 八幡浜市	371	0	7/7~8	水道管が破損
まつのちよう 松野町	74	0	7/7~8	水道管が破損
あいなんちよう 愛南町	20	0	7/9	水道管が破損
いかたちよう 伊方町	271	0	7/7~11	水道管が破損
うちごちよう 内子町	17	0	7/7~13	水道管が破損
いまばりし 今治市	336	0	7/7~13	水道管が破損、停電によりポンプ停止

【高知県】 しまんとし 四万十市	74	0	7/3~4 7/9	取水口の土砂堆積 水道管が破損
こうなんし 香南市	356	0	7/6	水道管が破損
すくもし 宿毛市	9	0	7/9	
かみし 香美市	499	0	7/5~10	水道原水（表流水）の濁度上昇、水道管が破損
おおつきちよう 大月町	413	0	7/9~13	
【福岡県】 いづかし 飯塚市	2	0	7/6	水道管が破損
きたきゆうしゆうし 北九州市	1,640	0	7/6~7	水道管（水管橋）が破損
【長崎県】 ごとうし 五島市	3,306	0	7/3~4	停電に伴う送水ポンプ停止等
さいかいし 西海市	925	0	7/3~4	停電に伴う送水ポンプ停止
させぼし 佐世保市	7	0	7/3~4	倒木による配水管破損
合計	262,322	103,442		

- ※1 広島県企業局（広島県内10市5町及び愛媛県内1町に水道用水を供給）
- ・宮原浄水場への導水トンネルが閉塞。
 - ・本郷取水場が水没し機能停止。
- ※2 南予水道企業団（愛媛県内3市1町に水道用水を供給）
- ・吉田浄水場が土砂崩れで埋没。
 - ・三崎浄水場への導水管の崩落は、仮設復旧が完了。
- ※3 岡山県倉敷市では、9時~17時まで生活用水（飲用不可）として給水中の区域については、併せて応急給水も実施中。
- ※4 岡山県高梁市では、生活用水として給水中のため、併せて応急給水も実施。
- ※5 括弧書きのない応急給水については、被災水道事業者が自らの給水区域で応急給水を実施中。また、自衛隊等、水道事業者以外が実施する応急給水については、把握できたもののみ記載している。

(4) 火葬場の被害状況（7/12 11:00現在）

- ・広島県：いくつかの火葬場で小規模の被害あり（壁が壊れた、電柱が倒れてきた等）だが、市町村単位で火葬は対応できている状況であり、火葬能力に支障はなし。
- ・愛媛県：愛媛県宇和島市の吉田斎場において、床下浸水、断水、土砂大量流入の被害あり。市内の他の火葬場で対応可能なため、市全体の火葬能力に支障はない。その他の市町村については被害報

告なし。

- ・岡山県：岡山県高梁市の高梁市斎場において床上浸水の被害あり。近隣の市町村の火葬場で対応可能。また、津山市の津山市加茂町斎場において土砂流入の被害あり。市内の他の火葬場で対応可能。県全体の火葬能力に支障はない。
- ・高知県、鳥取県、京都府、兵庫県、岐阜県：特段被害報告なし。

(5) 食中毒予防対策

- ① 平成30年7月9日付け通知等で、避難所を設置している自治体に対し、食中毒対策について以下の事項を要請した。
 - ・ 避難所での食中毒発生予防のため、継続的な啓発の実施すること。その際には厚労省から提供した予防のポイントをまとめたリーフレットファイルも活用すること。
 - ※ 食中毒の発生（疑いを含む）の初期段階から厚生労働省に情報共有すること。（避難所での食中毒発生時の適切な対応のため、厚生労働省として必要な対応を行う。）

- ② 公益社団法人日本食品衛生協会が、7月9日以降、福知山市、今治市、広島市（計3回）、倉敷市（計2回）、八幡浜市、東広島市、竹原市（計2回）、三原市、高梁市、江田島市、宇和島市、舞鶴市、尾道市（計2回）、福山市、美濃市に対し消毒用アルコール、マスク、使い捨て手袋等の衛生用品を順次提供（発送）。7月17日以降、甚大な被害のあった岡山県、広島県、愛媛県に入り、状況把握（情報収集）と追加支援等の打合せを実施予定。

(6) 日本政策金融公庫への協力要請

日本政策金融公庫の融資に関して、中小企業・小規模事業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、平成30年7月6日付けで、当面の貸付業務についての配慮を要請。

(7) 関係団体への協力要請

- (ア) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会に対して、平成30年7月9日付けで、被災者等の宿泊支援等に関し、被災自治体から依頼があった場合に積極的な協力を行うことを文書で要請。
- (イ) 上記に基づく宿泊支援については、岡山市（2軒）、倉敷市（8軒）及び美作市（1軒）で実施。また、入浴支援については、広島市（14軒）、呉市（3軒）、福山市（2軒）及び宇和島市（3軒）で実施。（7月16日 18:00現在）

(8) 検疫所における救援物資の取扱い

各検疫所に対して、平成30年7月12日付けで、海外から輸入される食品等のうち救援物資であることが確認されたものについては、食品衛生法第27条に係る届出を要しないものとする通知を発出。

(9) その他

7月14日に、都道府県・政令市・特別区に対し、医療機関等が公衆浴場法の許可を取らなくとも被災者に浴場を開放することが可能であることを明確化するための事務連絡を発出。

4 社会福祉施設等関係

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集とともに、厚生労働省担当者への情報提供を依頼。また、併せて都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、自治体が発令する警戒情報に留意するとともに、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、躊躇なく避難するよう、注意喚起を依頼（7/6）。

(1) 高齢者関係施設の被害状況

高齢者関係施設については、177施設で雨漏りや床上浸水等の被害があり、このうち29施設で利用者が他の介護施設等、病院、自宅に避難中であり、現時点において、大きな問題は生じていない。引き続き情報収集に努める。

府県	施設種別	被害施設数	避難中の施設数	避難者数	避難先
岐阜県	介護老人保健施設等	2	1	28	病院16人 自宅12人
滋賀県	特別養護老人ホーム等	2	0	0	0
京都府	特別養護老人ホーム等	10	0	0	0
大阪府	特別養護老人ホーム等	4	0	0	0
兵庫県	特別養護老人ホーム等	10	0	0	0
岡山県	特別養護老人ホーム等	41	10	256	他の社会福祉施設137人 病院89人 自宅30人

島根県	認知症高齢者グループホーム	1	1	8	他の社会福祉施設2人 病院6人
広島県	介護老人保健施設等	41	9	86	他の社会福祉施設80人 病院6人
愛媛県	特別養護老人ホーム等	13	5	80	他の社会福祉施設73人 自宅7人
山口県	特別養護老人ホーム	1	1	99	他の社会福祉施設99人
福岡県	有料老人ホーム等	41	2	36	他の社会福祉施設、病院、 自宅36人
佐賀県	特別養護老人ホーム	1	0	0	0
沖縄県	特別養護老人ホーム等	10	0	0	0

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

障害児・者関係施設については、63施設で床上浸水等の被害があり、このうち4施設で利用者が避難中であるが、現時点において、避難先で大きな問題は生じていない。引き続き情報収集に努める。

府県	施設種別	被害施設数	避難中の施設数	避難者数	避難先
京都府	生活介護等	2	0	0	0
大阪府	放課後等デイサービス	1	0	0	0
兵庫県	生活介護	1	0	0	0
岡山県	障害者支援施設等	14	1	16人	病院16人
広島県	障害者支援施設等	29	2	26人	他の社会福祉施設26人
愛媛県	障害者支援施設等	10	1	8人	同一事業所の2階8人
福岡県	障害者支援施設等	4	0	0	0
佐賀県	生活介護	1	0	0	0

沖縄県	共同生活援助	1	0	0	0
-----	--------	---	---	---	---

(3) 児童関係施設等の被害状況

児童関係施設については、88施設で雨漏りや床上浸水等の被害あった。引き続き情報収集に努める。

府県	施設種別	被害施設数	避難中の施設数	避難者数	避難先
京都府	児童厚生施設等	3	0	0	0
大阪府	保育所等	11	0	0	0
岡山県	保育所等	25	0	0	0
広島県	保育所等	24	0	0	0
山口県	保育所等	1	0	0	0
愛媛県	保育所等	9	0	0	0
福岡県	保育所等	11	0	0	0
長崎県	放課後児童クラブ等	2	0	0	0
沖縄県	児童養護施設等	2	0	0	0

(4) その他

- ① 7月7日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等において、高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者の緊急的な受入れ、避難者への対応を依頼するとともに、法人間、関係団体との連携による職員の応援確保を要請。

また、7月9日、以下の関係団体に対し、上記についての協力を要請。いずれも、状況に応じて適宜対応するとの回答があり、連携して対応中。

	団体数	団体名
高齢者関係	15	<ul style="list-style-type: none"> ・日本認知症グループホーム協会 ・全国グループホーム団体連合会 ・全国老人福祉施設協議会 ・高齢者住まい事業者団体連合会 ・全国軽費老人ホーム協議会

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本介護支援専門員協会 ・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 ・ 日本在宅介護協会 ・ 全国農業協同組合中央会 ・ 日本生活協同組合連合会 ・ 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会 ・ 市民福祉団体全国協議会 ・ 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 ・ 24時間在宅ケア研究会 ・ 全国老人保健施設協会
子ども関係	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本保育協会 ・ 全国私立保育園連盟 ・ 全国保育協議会 ・ 全国保育士会 ・ 全国児童養護施設協議会 ・ 全国乳児福祉協議会 ・ 全国児童自立支援施設協議会 ・ 全国児童心理治療施設協議会 ・ 全国自立援助ホーム協議会 ・ 全国母子生活支援施設協議会 ・ 日本ファミリーホーム協議会 ・ 全国婦人保護施設等連絡協議会 ・ 日本子ども・子育て支援センター連絡協議会 ・ 子育てひろば全国連絡協議会 ・ 全国学童保育連絡協議会 ・ 児童健全育成推進財団
障害児・者関係	32	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本知的障害者福祉協会 ・ 全国身体障害者施設協議会 ・ 全国社会就労センター協議会 ・ きょうされん ・ 日本セルフセンター ・ 全国就業支援ネットワーク ・ 全国就労移行支援事業所連絡協議会 ・ 就労継続支援A型事業所全国協議会 ・ 日本相談支援専門員協会 ・ 全国精神障害者地域生活支援協議会 ・ 全国地域生活支援ネットワーク ・ 全国地域で暮らそうネットワーク ・ 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 ・ 全国手をつなぐ育成会連合会 ・ 障害児・者相談支援事業全国連絡協議会 ・ 日本肢体不自由児協会 ・ 全国重症心身障害児（者）を守る会 ・ 日本重症心身障害福祉協会 ・ 全国肢体不自由児者施設運営協議会

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国盲ろう難聴児施設協議会 ・ 全国児童発達支援協議会 ・ 全国発達支援通園事業連絡協議会 ・ 全国肢体不自由児者父母の会連合会 ・ 全国重症心身障害日中活動支援協議会 ・ 日本筋ジストロフィー協会 ・ 日本ダウン症協会 ・ 日本自閉症協会 ・ 発達障害者支援センター全国連絡協議会 ・ 日本発達支援ネットワーク ・ 全国視覚障害者情報提供施設協会 ・ 全国聴覚障害者情報提供施設協会 ・ 日本盲人社会福祉施設協議会
その他	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国社会福祉法人経営者協議会 ・ 日本介護福祉士会 ・ 日本社会福祉士会

- ② 7月12日付け、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、社会福祉施設等の災害復旧事業について、災害復旧費の協議書類を提出前でも、復旧工事等の着工が可能である旨を周知し、施設の早期復旧について要請。
- ③ 7月14日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて、旅費等が災害救助費から支弁される場合がある旨を周知。
- ④ 7月14日付け、各都道府県・指定都市・中核市に対し、災害派遣福祉チームの活動内容や必要性等について、管内市町村等に対し周知を図るよう依頼するとともに、関係団体との積極的な連携を図ること等により、避難者に対する支援体制を確保し受援体制を整備することを要請。（岡山県の避難所において、岡山県の福祉関係団体から編成される DWAT が7月10日から支援活動を展開中。）

5 心のケア・精神科病院関係

各都道府県・指定都市に対し、大雨の影響による精神科病院の被害状況及び DPAT 活動状況に関する情報の収集に努めるとともに、厚生労働省担当者への情報提供を依頼（7/6）。

(1) 精神科病院等の被害状況

(広島県)

- ・ 広島市の1病院で床上浸水、患者を別棟に移動、診療可能。1病院が河川氾濫で周辺道路が浸水したが、孤立状況ではなく、給水等の支援を受けているところ、7日に念のため4名、9日に2名、12日に3

名の患者を広島県 DPAT が別の病院へ搬送協力。病院被害なし。

- ・呉市の3病院で食料・水の不足だったが、県から救援物資等を受けた。3病院とも断水について解消。なお1病院については食料等の支援を継続中。

(岡山県)

- ・岡山県高梁市の1病院で断水、応急給水で対応、9日以降に食糧不足の懸念があったが、他病院から救援物資等を受けた。応急給水は継続中。医療的な問題なし。

(2) DPAT の状況

- ・精神科医師、看護師、臨床心理士等精神医療の専門家により構成されるチームで被災地にて公衆衛生チームと連携し、被災者の精神医療、メンタル医療等の支援を実施。
- ・基本的には、被災病院への診療支援、他の病院への患者の搬送協力、避難所における精神医療ニーズの情報収集や診療等を実施。

岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県 DPAT 調整本部は13日で終了 ・13日で DPAT 活動は終了。14日から、医療から保健活動に重点を移したところのケアチームが活動、15日は1隊が総社市、倉敷市の避難所で活動、1名の診察対応を実施。16日は2隊が倉敷市、総社市で活動。17日は1隊が倉敷市で活動、1隊が待機予定。
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県 DPAT 調整本部設置 ・広島市1病院の患者9名を別病院に搬送協力 ・15日は広島県 DPAT4隊が熊野町、海田町、呉市、坂町の避難所で12名の診察対応を実施、島根県 DPAT1隊が本部活動を支援。16日は広島県 DPAT 3隊が熊野町、海田町、坂町の避難所で活動。17日は4隊が海田町、坂町、呉市で活動予定。
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県 DPAT 調整本部設置 ・愛媛県 DPAT1隊が待機中

(3) 電話相談窓口の開設状況

- ・岡山県：岡山県精神保健福祉センター（岡山県岡山市）
- ・広島県：広島県総合精神保健福祉センター（広島市安芸郡）
- ・広島市：広島市精神保健福祉センター（広島市中区）
- ・愛媛県：愛媛県心と体の健康センター（愛媛県松山市）

6 保健・衛生関係

(1) 人工透析

【岡山県】

- ・倉敷市：浸水、停電による透析不可報告は1施設(外来90名、入院9名)。

外来及び入院の透析患者は、周辺施設で対応している。施設の復旧には、1～2ヶ月程度要する見込みであり、受入機関への業務支援については、日本透析医会等により構成されている日本災害時透析医療協働支援チーム（JHAT）から技師等の派遣を調整中。

【広島県】

断水の影響に関する報告：13施設

給水支援を受けて透析実施中：6施設

給水支援を受けずに透析実施中：7施設

- ・尾道市：断水の影響に関する報告は5施設。このうち、2施設は、水道局や自衛隊による給水を要請し対応中。1施設は、周辺施設で対応中。
尾道市海岸部で7月14日より通水開始を受け、7月16日より2施設では通常通り透析可能になった。
- ・三原市：断水の影響に関する報告は3施設。
7月14日午後より通水開始を受け、7月16日より3施設では通常通り透析可能になった。
- ・呉市：断水の影響に関する報告は3施設。このうち、1施設は、50名の患者が交通遮断により通院不可となったため、移送手段の確保や周辺施設で対応中。2施設は、水道局や自衛隊による給水を要請し対応中。呉市阿賀・広地区で7月14日午後より通水開始を受け、2施設では透析使用に向け確認中。
- ・江田島市：断水の影響に関する報告は2施設。このうち、1施設は、6名が交通遮断により通院不可となっていたが、通常通り通院可能となった。2施設は、水道局や自衛隊による給水を要請し対応中。
- ・広島市：浸水の影響に関する報告は1施設。浸水のため透析が不可となっていたが、通常通り透析可能となった。
交通遮断のため通院不可の患者ありとの報告が2施設。周辺施設で対応中。
- ・庄原市：1施設、周辺地域にて土砂災害複数あり、土砂のため通院不可の患者3名は、別ルートで通院可能。
- ・東広島市：交通遮断のため、通院不可の患者（2名）ありとの報告が1施設。周辺施設で対応中。
- ・府中市：交通遮断のため、通院不可の患者ありとの報告が1施設。周辺施設で対応中。

給水にあたっては、事前に県の担当者と地元市の担当者が情報共有するよう依頼。

【愛媛県】

- ・大洲市：浸水の影響に関する報告が1施設。浸水のため透析が不可となっていたが、通常通り透析可能となった。
複数の施設について自宅の被災等で通院不可の患者がいるとの報告あり。入院透析や周辺施設で対応中。
- ・西予市：複数の施設について自宅の被災等で通院不可の患者がいるとの報告あり。入院透析や周辺施設で対応中。

被害状況については、これまでに特別警報が発令された佐賀県、長崎県、福岡県、鳥取県、広島県、岡山県、兵庫県、京都府、岐阜県、高知県、愛媛県の担当者、日本透析医会（上記以外の府県の情報を含む）と適宜連絡中。情報は、がん・疾病対策課を含めた三者で共有し、対応が必要であれば早めに依頼することで認識共有。

国や他府県からの支援や給水の必要性を確認し、人工透析を含む医療機関の給水の状況について、県や関係省庁と情報共有しながら対応中。
引き続き、患者集中回避など、必要な対応も含めて、情報収集に努める。

(2) DHEAT について

- ・7月7日付事務連絡で、DHEAT 派遣に関する調整の依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、DHEAT 派遣調整の依頼に活用するよう要請した。
- ・岡山県・広島県より DHEAT の派遣要請があり。健康危機管理対応をしていく本県の指揮調整機能が混乱しており、県内の体制が不十分であると判断したため、応援・派遣調整の依頼があったもの。

【派遣状況】

派遣先	活動場所	チーム数	派遣期間	派遣元
岡山県	倉敷市で活動	1	7月12日～31日	長崎県
広島県	呉市、東広島市、三原市を中心に活動予定	4	7月17日～8月3日	千葉県、東京都、愛知県（※）、大分県（※）、札幌市、熊本市（※）

（※）愛知県、大分県、熊本市の3自治体が1週間交代で派遣期間中1チームを構成。

(3) 被災者の健康管理

① 保健師の応援派遣について

- ・7月7日付事務連絡で、保健師派遣に関する調整の依頼が夜間・休日となった場合の厚生労働省の連絡先を示し、保健師派遣調整の依頼に活用するよう要請した。

- ・各県に対し県外からの保健師の応援派遣の必要性について照会し、岡山県・広島県から保健師の派遣要請があり、厚生労働省において調整を行っている。

【岡山県】：計16チーム

- ・岡山県において、管内の被災市町村へ県の保健師を派遣。
- ・厚生労働省において、7月8日より11チームの派遣調整を行った。さらに倉敷市における保健活動の状況を踏まえ、7月12日より追加で5チーム（※）の派遣調整を行った。

派遣先	活動場所	チーム数	派遣元自治体 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
岡山県	倉敷市	14	福島県（※）、愛知県、三重県（※）、滋賀県（※）、奈良県（※）、徳島県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、神戸市、姫路市、
	総社市	1	岡山県
	県庁	1	和歌山県（※）

【広島県】：計17チーム

- ・広島県において、管内の被災市町村へ県の保健師を派遣。
- ・厚生労働省において、7月8日より15チームの派遣調整を行った。さらに広島県における保健活動の状況を踏まえ、7月14日より追加で2チーム（※）の派遣調整を行った。
- ・広島市内他区の保健師が広島市安芸区にて活動中。

派遣先	活動場所	チーム数	派遣元自治体 (派遣元については、県内市町村を含む場合がある)
広島県	海田町	1	仙台市
	熊野町	2	山口県
	坂町	2	兵庫県、島根県
	呉市	4	静岡県、さいたま市、名古屋市
	東広島市	2	宮城県、横浜市
	竹原市	2	茨城県、新潟市
	三原市	3	東京都（※）、新潟県、宮崎県（※） (東京都、宮崎県は17日から活動開始予定)
	県庁	1	熊本県

【愛媛県】：厚生労働省による保健師派遣調整なし。

- ・愛媛県の県保健所、松山市保健所、県立医療技術大学看護学部教員で編成されるチームが大洲市、西予市にて活動中。
- ・上記チームに加え、愛媛県内市町の保健師が、大洲市、宇和島市にて活動中（8月2日までの予定）。

②保健師等の活動について

○都道府県、保健所設置市、特別区に対して、避難所で保健師等が行う保健

活動に活用するため、以下の事務連絡を送付し、避難者への対応を要請した。

- ・ 7月7日付 「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」（平成30年7月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・ 7月7日付 「管轄避難所情報の記録様式について」（平成30年7月7日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・ 7月8日付 「被災地における熱中症予防について（周知依頼）」（平成30年7月8日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・ 7月8日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（平成30年7月8日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）
- ・ 7月13日付 「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のための動画について」（平成30年7月13日付け健康局健康課保健指導室事務連絡）（厚生労働省ホームページにも動画を掲載）

○上記の要請により、被災地の避難所等においては、以下の避難者の健康支援業務を行っている。

- ・ 避難所での熱中症予防について、避難所でのリーフレットの掲示や配布により活動を実施中。
- ・ エコノミークラス症候群の予防について、避難所でのリーフレットの掲示や配布、動画の案内により活動を実施中。

③アレルギー疾患への対応状況については、大雨特別警報がだされた11府県（岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県）の担当部局に対し、避難所などにおけるアレルギー食の不足などの要請が、各市区町村から来ていないかどうかについて確認し、いずれの府県においても、アレルギー食に関する要請は上がってきていないとのことであった。

また、上記府県に対しては、7月9日に日本小児アレルギー学会が作成している「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」および「災害時子供のアレルギー疾患対応ポスター」の共有を行い、避難所におけるアレルギー疾患対策の周知を依頼した。

7月9日付けで、「避難所等におけるアレルギー疾患を有する被災者への対応について」の事務連絡を発出し、都道府県に対し、避難所においてアレルギー疾患を有する方に関し、以下の点について対応いただくように要請。

- ・ 避難所におけるアレルギー対応についてのポスター掲示

- ・避難所においてアレルギー患者への医療的対応が必要になった際の対処法

7月13日付けで、「平成30年7月豪雨を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」の3省庁連名課長通知を発出し、都道府県、保健所設置市、特別区の食品表示主管部（局）長に対し、食品表示に関し、以下の点について対応いただくように要請。

- ・災害救助法の適用を受けた被災地において、食品表示基準を弾力的に運用
- ・アレルギー表示や消費期限については、被災者の食事による健康被害を防止することが何より重要なため、これまでどおり、取締りの対象

④感染症予防対策について

- ・事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に係る被害地域（河川氾濫・浸水等）における感染症予防対策について」で、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、感染症の予防法、浸水後の衛生対策や消毒方法等について、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。（7/8）
- ・「避難所内のトイレの衛生管理について」及び「浸水した家屋の感染症対策」等のリーフレットを厚労省 HP に掲載するとともに、都道府県、保健所設置市、特別区に対し、管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくよう要請した。（7/11）
- ・岡山県、広島県、愛媛県及び管内の保健所設置市より消毒液の不足状況を把握。不足がある場合には、ペストコントロール協会や卸と連携し対応。（7/10～）

⑤被災された方々への栄養・食生活の支援として、公益社団法人日本栄養士会に協力依頼の事務連絡を発出。その中で、アレルギー食等個別の対応が必要な方々に、ニーズに応じた食品等を提供する体制の整備として特殊栄養食品ステーションの設置を依頼。

公益社団法人日本栄養士会が岡山県、広島県、愛媛県内の以下の場所に特殊栄養食品ステーションを設置。

- ・岡山県：学校法人作陽学園　くらしき作陽大学（7/13～）
- ・広島県：公益社団法人　広島県栄養士会事務局（7/11～）
- ・愛媛県：公益社団法人　愛媛県栄養士会事務局（7/12～）

⑥特殊ミルクの供給について、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会及び特殊ミルク製造3社に対して、安定供給に関する協力依頼の事務連絡を

発出。

(4) 人工呼吸器在宅療養患者

- ・各自治体を通じて大規模停電発生の可能性のある地域の在宅人工呼吸器使用患者の状況を確認。引き続き、最新の情報把握に努める。

(確認状況)

- 愛知県、岐阜県、京都府、奈良県、兵庫県、大阪府、島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県：在宅人工呼吸器使用患者への停電による被害がないことを確認済み。
- ・患者団体（（一社）日本難病・疾病団体協議会）の西日本の各支部を通じて、情報を収集：停電による被害の確認なし。
- ・製造メーカー（15社）を通じて、使用者への影響の状況を確認：停電による被害の確認なし。

(5) その他

①感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

②保健衛生施設等

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- 209件の薬局で浸水被害等が発生。
- 開局できない薬局が39か所あるが、医薬品の供給については、周辺の薬局等により地域でカバーされており、現在のところ医薬品の供給に支障は生じていない。
- 広島県薬剤師会では、7月9日（月）から県内の5地区（広島，坂，呉，尾道，三原）に公衆衛生チームとして薬剤師を派遣し、活動中。また、その他の地区においても学校薬剤師が避難所の状況の確認を行っている。
- 広島県では、7月11日（水）からモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）1台が呉市内において活動中。
- 岡山県薬剤師会では、他の医療関係者と協力し、7月10日（火）から倉敷市内の避難所の巡回を開始し、医薬品に関する相談等に対応している。
- 岡山県では、避難所で交付される災害処方箋の調剤に対応するため、

7月11日（水）から岡山県薬剤師会により、仮設の調剤所が倉敷市保健所に設置された。

- 岡山県では、7月11日（水）からモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）1台が倉敷市内において活動中。
- 愛媛県薬剤師会では、他の医療関係者と協力し、7月11日（水）、12日（木）に大洲地区の避難所や医療機関の巡回した。
- 愛媛県薬剤師会では、7月14日（土）から宇和島地区の避難所を巡回中。
- 広島県薬剤師会では、7月15日（日）に日本薬剤師会へ薬剤師派遣（7月22日（日）～8月6（月））を要請し、7月17日（火）から日本薬剤師会が他都道府県薬剤会と調整予定。
- 引き続き情報収集に努める。

	床上浸水	床下浸水等
広島県	広島市10件 (5件は開局不可)	呉市22件(17件は浸水、断水等で開局不可) 福山市12件(詳細不明) ほか8件(詳細不明)
岡山県	岡山市15件(詳細不明) 倉敷市9件(開局不可) 津山市2件(詳細不明) 井原市1件(詳細不明) 高梁市2件(1件開局不可) 矢掛町1件(詳細不明)	
愛媛県	宇和島市3件(7/9再開) 今治市1件 大洲市14件(5件は開局不可) 松山市2件(開局可)	北宇和郡松野町2件 西予市野村3件 (1件は断水により開局不可)
京都府	舞鶴市5(7/13再開) 福知山市3(7/12再開) 亀岡市1(開局可) 南丹市1件(7/13再開)	
福岡県	福岡市2件(開局可) 宗像市1件(開局可) 新宮町1件(開局可) 古賀市1件(開局可) 小郡市1件(開局不可) 久留米市3件(開局可) 北九州市14件(1件開局不可)	48件(いずれも開局可。雨漏等を含む。)

	飯塚市 1 件 (開局可)	
山口県	岩国市 2 件 (開局可) 光市 1 件 (開局不可) 下松市 2 件 下関市 3 件	
兵庫県	朝来市 1 件	
高知県		宿毛市 1 件 (開局可)

(2) 輸血用血液製剤の供給

日本赤十字社に確認したところ、現時点で輸血用血液製剤の安定供給等に支障は出ていない。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物製造（輸入）業における毒物劇物取扱施設関係

広島県の製造業で 1 件、及び販売業で 6 件、愛媛県の販売業で 4 件、兵庫県の製造業（販売業登録もあり）で 1 件の被害報告あり。このうち、兵庫県の製造業では、劇物の流出事故が 1 件発生（ただし、周辺の水質環境への影響は低いと思われる）。その他は現時点で毒物劇物の流出等の事故は無し。引き続き情報収集に努める。

	被害状況
広島県	広島市 5 件（販売業）： （毒劇物の保管庫の水没 1 件、床上浸水 4 件） 江田島市 1 件（製造業）：断水 呉市 1 件（販売業）：毒劇物の保管庫の水没
愛媛県	大洲市 2 件（販売業）：床上浸水 宇和島市 2 件（販売業）：土砂流入（詳細確認中）
兵庫県	たつの市 1 件（製造業及び販売業登録あり）：床上浸水、劇物流出事故発生 ※周辺の水質環境への影響は低いと思われる。

8 障害者福祉関係

(1) 利用者関係

○ 被災した要援護障害者等への対応について

- ・ 高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県、島根県及び福岡県に対して、被災した要援護障害者等について、市町村より特段の配慮（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができるなど）をお願いするとともに、被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援に

について、具体的な方法や配慮等の例を周知（高知県：7月6日付け、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県：7月7日付け、岐阜県：7月9日付け、島根県及び福岡県：7月13日付け）。

- ・ 7月10日付で、都道府県等に対して、避難所等で生活する障害児者に障害の特性に応じた配慮を行うことを要請。
- 7月13日付で、障害福祉サービス等の利用料に関し、必要な方について適切に利用料の支払いの猶予を行うよう都道府県等に要請。
- 7月13日付で、障害福祉サービス等の利用料の免除等の実施について都道府県等に要請・意向確認依頼。

(2) 事業者関係

- 7月9日付で、市町村が障害者（児）についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に要請。
- 7月9日付で、高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県及び国保連に対して、6月サービス提供分の介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱い（概算で請求してもよい旨等）について、事務連絡を発出。
- 7月9日付で、被災地域の児童福祉施設等に入所する障害児等の広域的な受入体制の構築や、当該障害児等に係る費用徴収の減免措置等を行っても差し支えないこととした。
- 7月9日及び10日付で、一時的に避難をしている利用者等に対する以下の柔軟なサービス提供方法を報酬の算定対象としても差し支えないこととした。
 - ・ 避難所において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象とすること
 - ・ 障害者支援施設等が定員を超過して利用者を受け入れた場合でも所定の報酬の請求ができること 等
- 7月10日付で、被災地に応援職員を派遣する児童福祉施設等（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等であっても、減算しないなど柔軟に取り扱って差し支えないこととした。
- 7月12日付で、被災地に応援職員を派遣する障害者施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等であっても、減算しないなど柔軟に取り扱って差し支えないこととした。
- 7月13日付で、社会福祉法人が特例として寄付金（義援金）を支出することを認めることとした。

(3) その他

- 7月10日付で、特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や二

定の損害を受けた被災者を所得制限の対象外とする等の特例措置について都道府県等に要請。

9 介護保険関係

(1) 利用者関係

○ 被災した要介護高齢者等への対応について

7月6日付けで、高知県（管内市町村）に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用料や保険料の負担をすることが困難な者について、利用料の減免や保険料の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡。

また、同日付で、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出。

さらに、7月7日付で、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県及び愛媛県（管内市町村含む。）に対して、同趣旨の事務連絡を発出。加えて、7月9日付で、岐阜県（管内市町村含む。）に対して、同趣旨の事務連絡を発出。

加えて、7月12日付で、福岡県・島根県、7月13日付で山口県に対して同趣旨の事務連絡を発出。

- 7月11日付けで、被災した認知症の人や家族が避難所等で安心して過ごせるよう健康管理に係るチラシ、支援ガイドなどを避難所に周知するよう、避難所設置府県に要請。
- 7月11日付け事務連絡で、被災した高齢者等の方々に、生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下の発症が危惧されることから、避難所等における心身の機能の低下の予防に係るチラシなどを避難所等で活用するよう、避難所設置府県に対し依頼した。
- 7月11日付けで、利用料の免除等の実施について、保険者に対して要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付けで、災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、利用料の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月12日付けで、介護サービス事業所等の窓口での利用料支払いの免除等の取扱いを定め、保険者に対して対応を要請。
- 7月13日付けで、介護サービス事業所等の窓口での利用料支払いの免除等の取扱いに係る介護サービス事業所等向けリーフレットを作成し、都道府県等に対し、管内の保険者、介護サービス事業所等への配布等による周知を要請。

- 7月13日付けで、住宅全半壊・床上浸水等の要件に合致している被保険者については、介護サービス事業所等の窓口で申し立てれば利用料の免除が可能となる旨の利用者向けリーフレットを作成し、都道府県等に配布し、管内の保険者への周知を要請するとともに、被保険者や関係者への周知・広報を要請。
- 7月13日付事務連絡で、各都道府県に対し、指定居宅サービス事業所が福祉避難所として開設されている場合において、避難生活のため短期入所生活介護等を利用し区分支給限度基準額を超過したときは、福祉避難所として救助を行う日は内閣府と都道府県の協議の上災害救助費から支弁され、短期入所生活介護等を行う日は介護報酬を請求するものとする^{こと}等を示すとともに、介護サービス事業所に対する周知を要請した。
- 7月13日付けで、災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、利用料の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。
- 7月13日及び14日付けで、介護サービス事業所等の窓口での利用料支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、窓口での利用料支払いの免除等を実施する保険者名等を、管内の保険者、介護サービス事業所等に対して周知するよう、全国の都道府県に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、介護サービス事業所等での配布等による周知を要請。
 ※ 現時点で、介護サービス事業所等での利用料免除等を実施している保険者は、97市町村。

(2) 事業者関係

- 7月9日付け事務連絡で、各都道府県に対し、今般の台風等により介護サービス提供記録を滅失等した場合において、介護報酬の概算請求を可能とすること及び通常どおり介護報酬を請求する際の提出期限を延長すること（7月10→7月17日）などを可能とすることを示すとともに、市町村及びサービス事業所等への周知を要請した。
- 7月10日付け事務連絡で、各都道府県、政令市及び中核市に対し、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した場合における介護報酬、人員基準等について柔軟な取扱いを行うよう要請。
- 7月10日付けで、避難を要する要介護者等が別の地域の地域密着型サービスを利用する手続きを事後的に行う等柔軟に取り扱うことが可能である旨を周知するよう都道府県等に要請した。
- 7月10日付けで、要援護高齢者等の安否確認と適切な支援の実施及び介護支援専門員等の広域的な確保について都道府県に要請。
- 7月11日付け事務連絡で、社会福祉法人による寄付金（義援金）の支出に

ついて、特例的に所定の条件を満たす場合には支出を可能とする旨を示し、都道府県等に対応を要請した。

- 7月11日付け事務連絡で、各都道府県、政令市及び中核市に対し、各介護保険サービスに係る介護報酬の算定要件等について柔軟な取扱いが可能であることを示すとともに、市町村及びサービス事業所等への周知を要請した。
- 7月13日付け事務連絡で、被災地域の老人福祉施設等に入所する高齢者の広域的な受入体制の構築や、当該高齢者に係る費用徴収の減免措置等が行える旨を周知するよう都道府県等に要請した。
- 7月13日付け事務連絡で、被災した方を受け入れる施設へ定員超過などに係る柔軟な取扱いの周知を進めるための、事業所向けの対応をまとめたお知らせについて、都道府県等や関係団体に送付し、介護サービス事業所に対する周知を要請した。

10 児童福祉関係

(1) 利用者関係

- 7月6日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・ 保育所等を利用している方々等で、保育料を負担することが困難な者について、保育料の減免ができること等
- 7月8日付けで、各都道府県等に対して、被災した妊産婦及び乳幼児への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・ 保健師・助産師等が支援する際に、保温、栄養、感染症防止、休息など、健康管理に配慮した相談支援などを継続的に行うこと
- 7月8日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・ 母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の各種母子保健サービスについて、住民票の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切に受けられるよう柔軟に対応すること
 - ・ 児童福祉法による助産の実施について、付近に助産施設がない場合等やむを得ない事由があるときは助産施設以外で助産の実施を行っても差し支えないこと
- 7月10日付けで、母子衛生研究会に対して、避難所等での生活を余儀なくされている被災した妊産婦及び乳幼児に、ミルクなどの必要な支援物資が行き届くよう支援物資の供給に当たって協力を要請。
- 7月10日付けで、各都道府県等に対して、厚生労働省ホームページ等に掲載している災害時の母子保健対策に関するマニュアル等について情報提供。

(2) 事業者関係

- 7月9日付けで、各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。
- 7月9日付けで、各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。

(3) その他

- 7月9日付けで、各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。
 - ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
 - ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える 等
- 7月9日付けで、各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予 等
- 7月13日付けで、各都道府県等に対し、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。
 - ・保育士養成施設において、豪雨の影響により休学等をした学生に対して、補習等により保育士資格の取得に支障が出ないようにすること。

11 医療保険関係

(1) 通知等の発出状況

- 7月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 ※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（平成30年7月6日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付。
 ※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 7月6日付 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
 ※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（平成30年7月6日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送

付。

- 7月6日付 全国健康保険協会、健康保険組合、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。
※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（平成30年7月6日付け保険局保険課事務連絡）を送付。
- 7月6日付 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。
※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について」（平成30年7月6日付け保険局医療課事務連絡）を送付。
- 7月6日付 公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に連絡
※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（平成30年7月6日付け関係課連名事務連絡）を送付。
- 7月9日付 診療報酬請求の期日延長及び被災により診療録等が滅失した場合等に診療報酬の概算請求ができることや、定数超過入院等に係る診療報酬上の特例等について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。
※「平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（平成30年7月9日付け保険局医療課・老健局老人保健課事務連絡）を送付。
- 7月10日付 被災に伴い電子レセプト請求が困難な場合は、書面によるレセプト請求について、レセプトの請求日に届出をすればよい旨を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会及び関係団体に周知するとともに、医療機関等への周知を要請。

※「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に伴う療養の給付費等の書面による請求について」（平成30年7月10日付け保険局医療介護連携政策課保険システム高度化推進室事務連絡）を送付。

○ 7月11日付 医療機関等の窓口での一部負担金の免除等の実施について、保険者に対して要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。

○ 7月12日付 災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった保険者に対して、一部負担金の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。

○ 7月12日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを作成し、これらの団体等に送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。
※「平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平成30年7月12日付け保険局医療課事務連絡）を送付。

○ 7月12日付 医療機関等の窓口での一部負担金の免除等の取扱いを定め、保険者に対して対応を要請。
※「平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いについて」（平成30年7月12日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）を送付。

○ 7月13日付 住宅全半壊・床上浸水等の要件に合致している被保険者については、医療機関等の窓口で申し立てれば一部負担金の免除が可能となる旨の患者向けリーフレットを作成し、都道府県等に配布し、管内の保険者への周知を要請するとともに、被保険者や関係者への周知・広報を要請。
※「平成30年7月豪雨で被災した被保険者の一部負担金の取扱いの周知について」（平成30年7月13日付け保険局国民健康保険課・高齢者医療課・老健局介護保険計画課事務連絡）を送付。

○ 7月13日付 災害救助法の適用範囲の拡大に伴い新たに適用対象となった

保険者に対して、一部負担金の免除等の実施について要請するとともに、免除等の実施の意向を確認、報告するよう依頼。

- 7月13日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、これを医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請再周知。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。（事務連絡その2・その3を送付）
- 7月14日付 医療機関等の窓口での一部負担金支払いの免除等の実施について、実施の意向の報告があった保険者の拡大を踏まえ、医療機関等への周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請。併せて、これらの取扱いに係るリーフレットを改定し、送付するとともに、これを医療機関等に配布し、院内掲示等を促すよう要請。（事務連絡その4を送付）

※現時点で、医療機関等の窓口での一部負担金の免除等を実施している保険者は、国民健康保険では101市町村、11国民健康保険組合（うち1組合は猶予のみ）、後期高齢者医療では11広域連合、被用者保険では協会けんぽ、520健保組合（猶予のみ）。

12 年金関係

7月9日付

日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、各市町村に対しても周知。

※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務（通知）」の再周知について、平成30年7月9日付け厚生労働省年金事業管理課長通知を送付。

7月11日付

年金担保融資について、任意繰上返済後の再借入申込み制限の緩和と一定期間の返済の猶予など貸付条件変更ができる旨を実施機関の（独）福祉医療機構が受託金融機関に周知。

7月13日付

各市町村等に対して事務連絡を発出し、災害救助法が適用された地域に住所を有する障害年金の受給権者等について、後日、厚生労働大臣告示により、障害状態確認届等の提出期限を

延長する予定である旨を周知。

13 労働関係

(1) 事業活動及び雇用への影響

- ・ 7月10日より、災害救助法適用対象地域に所在する事業所に対して、事業活動への影響及び雇用への影響について、調査を実施。
- ・ 調査の過程や労働局・労働基準監督署・ハローワークに寄せられた相談等を端緒として、解雇等のおそれがある事案を把握した場合は、解雇等に係るルールを周知するとともに、雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金を周知し、豪雨被害を理由とする安易な解雇等を行わないよう丁寧に働きかけを実施。
- ・ 事業活動への影響が生じている事業所の事業者や労働者の方々に参考としていただけるよう「平成30年7月豪雨による被害に伴う労働基準法や労働契約法に関するQ & A」を公表（7月12日）。

(2) 労働災害関係

ア 労働災害発生状況

- ・ 7/5 沈砂池の排水管の詰まりの除去作業中に流された労働者1名が死亡（兵庫）
- ・ 7/6 通行止め作業中に増水した川に流され労働者2名が死亡（岡山）
- ・ 7/6 冠水の影響による工場の爆発（労働者の被災者なし）（岡山）
- ・ 7/7 工場内に流入した土砂によって生き埋めとなり労働者2名が死亡（岡山）

イ 労働災害防止対策等

- ・ 関係労働局に対し復旧工事における労働災害防止対策の徹底について課長通達を7月11付けで発出。あわせて建設業労働災害防止協会ほか建設業界に対して協力要請を行った。
- ・ 労働局を通じ、ボランティアの方を含めて防じんマスクや塩タブレットなどの保安用品を配布予定。7月13日から岡山、広島、愛媛。その他の地域でも順次配布予定。
- ・ 被災地の産業保健総合支援センターにおいて、事業者、労働者及びその家族等被災された住民に対するメンタルヘルス・健康相談に対応予定（HP掲載等周知準備中）。

(3) 労災保険関係

- ・ 7月9日付 今回の大雨による被害により、労災保険給付請求書における事業主証明や医療機関の証明が受けられなくとも請求書を受理するよう、都道府県労働局に指示。

- ・ 7月9日付 労働保険料等の納付猶予措置等を行うことができる旨、都道府県労働局に周知。（事務連絡「平成30年7月豪雨の被災事業場に係る労働保険料等の取扱いについて」）
- ・ 7月10日付 労災診療費等請求の期日延長及び被災により診療録等を滅失又は棄損等した労災診療費等を請求することが困難な労災指定医療機関について、特例的な請求を認める旨の周知を行うことなどを都道府県労働局に指示するとともに、本取扱いについて日本医師会あてに周知を依頼。

（4）社会復帰促進等事業関係

- ・ 7月9日付 今回の大雨による災害等により、アフターケアに関して健康管理手帳を実施医療機関に提示できない場合でも、アフターケアの受診が可能である旨を周知すること等を都道府県労働局に指示。
- ・ 7月12日付 今回の大雨による被害により、事業場が倒産し、賃金未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対して、未払賃金立替払制度の申請手続きの簡略化を行い、迅速に処理するよう関係労働局に指示。

（5）勤労者生活関係

①勤労者退職金共済機構

- ・ 7月9日付けで、被災した共済契約者（事業場）の掛金について、納付期間を延長することができること、支払手続を簡素化すること等の取扱いが可能をホームページにて周知。
- ・ 7月9日付けで、被災した財形持家融資返済中の方に対する返済猶予措置等をホームページにて周知。

②労働金庫

（被災した顧客への対応状況）

7月9日付けで、東海、近畿、中国、四国労働金庫において以下の対応を実施。

- ・ 通帳（証書）及び届出印を紛失した場合の払戻について、預金者本人の確認を条件に便宜的に取り扱う。
- ・ 定期預金の期限前払戻及びこれを担保とした融資について、事情により取り扱う。
- ・ 今回の災害による障害のため支払期日が経過した手形の取扱について、相談に応じる。
- ・ 汚損・破損した紙幣及び貨幣の引換（手数料無料）に応じる。
- ・ 今回の災害による被害に対する融資及び融資返済金等への相談に応じる。

（労働金庫店舗等被害状況 7月12日時点）

- ・ 中国労働金庫
⇒不稼働ATM 岡山東支店内の1台
- ・ 四国労働金庫

⇒不稼働ATM 宿毛市役所内の1台

(6) 各労働局の対応状況について

- ・次の労働局の局内、労働基準監督署、ハローワークに「豪雨被害特別相談窓口」を設置。

京都労働局（7月10日）

愛媛労働局（7月12日）

広島労働局（7月12日）

岐阜労働局（7月12日）

岡山労働局（7月13日）

兵庫労働局（7月13日）

※ 鳥取労働局においては、各ハローワークに災害相談窓口を設置（7月9日）

- ・上記6局に総合相談電話窓口を設置し、土日祝日も相談を受け付ける予定。

・上記6局、鳥取労働局及び高知労働局において、7月14日（土）、15日（日）、16日（月・祝）の間は、局（愛媛局においては大洲所）において雇用維持に関する支援策等についての電話相談及び来所相談を受け付け

- ・次の新卒応援ハローワークに「被災学生等特別就職相談窓口」を設置し、被災した学生・生徒等に対する相談を受け付け

おかやま新卒応援ハローワーク（岡山市）（7月17日）

愛媛新卒応援ハローワーク（松山市）（7月17日）

広島新卒応援ハローワーク（広島市）（7月17日）

14 雇用関係

(1) 雇用保険

・7月9日付 関係労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示。（事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」）

① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等

② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

・7月9日付 労働保険料等の納付猶予措置等を行うことができる旨、都道府県労働局に周知。（事務連絡「平成30年7月豪雨の被災事業場に係る労働保険料等の取扱いについて」）

(2) 雇用保険及び雇用調整助成金

- ・ 7月10日付 雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金の周知徹底を図ることについて、関係労働局宛に事務連絡を発出。（事務連絡「雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金の周知徹底について」）

(3) 障害者雇用関係

- ① 7月9日付 障害者雇用納付金の納付猶予措置等を行うことができる旨、都道府県労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に周知。（事務連絡「台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災事業主に係る障害者雇用納付金の取扱いについて」）

15 職業能力開発施設関係

(1) 職業能力開発施設の被害状況

以下の被害報告あり。訓練は適宜休講等で対応。引き続き情報収集に努める。

① 公共職業能力開発施設

- ・ 広島県の1施設で、水漏れにより天井が一部崩落、水の流入により訓練機器の電気系統が故障する被害あり。
- ・ 広島県の2施設、岡山県の1施設で敷地の法面がずれる等の被害あり。
- ・ 兵庫県の1施設でグラウンドが一部陥没する被害あり。
- ・ 沖縄県の1施設で台風7号の影響により実習棟の屋根の一部が破損する被害あり。
- ・ 広島県の1施設、愛媛県の2施設、岡山県の1施設、山口県の1施設、兵庫県の3施設、大阪府の1施設、京都府の1施設、石川県の2施設、静岡県の1施設、鹿児島県の1施設、香川県の2施設において雨漏り、床上浸水等の被害あり。

※（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の中国職業能力開発大学校に対し、倉敷市社会福祉協議会から災害ボランティアセンター設置の協力依頼があり、7月11日（水）より、同大学校のグラウンド、駐車場及び体育館を無償貸与中。

② 認定職業訓練施設

- ・ 福岡県の1施設で床上浸水、停電の被害あり。
- ・ 佐賀県の1施設で土砂崩れによる土砂等の流入により窓ガラス破損の被害あり。
- ・ 山口県の1施設、京都府の2施設、兵庫県の1施設において、雨漏りの被害あり。

16 災害ボランティア関係

○全国社会福祉協議会から各社会福祉協議会の災害ボランティアセンターに対し、ボランティアの方々の十分な休憩・給水などの熱中症予防対策について再度徹底（7/15）

○全国社会福祉協議会から報道機関に対し「災害ボランティア活動参加への報道にあたってのお願い」により協力を依頼（7/12）

※災害ボランティアに対し、「募集実施・募集終了の最新情報」や「活動上の注意事項（装備、熱中症等）」等を各センターホームページ等で確認するよう呼び掛けを依頼

○12府県内の58市町の社会福祉協議会で災害ボランティアセンターを設置

○全国社会福祉協議会によると、昨日までの3連休期間中に全国で約4万人のボランティアの方々が活動。

府県名	市町村名	開設日	活動開始日	備考
岐阜県	関市	7月9日	7月9日	
	下呂市	7月12日	7月12日	対象は、市内在住の方
京都府	福知山市	7月9日	7月9日	<u>当面は募集せず</u>
	与謝野町	7月8日	7月9日	対象は、町内在住・在勤の方
	宮津市	7月9日	7月10日	
	綾部市	7月9日	7月9日	<u>7月17～18日は募集せず</u>
	亀岡市	7月8日	7月9日	当面は募集せず
	舞鶴市	7月10日	7月10日	募集終了
	京丹波町	7月10日	7月10日	<u>活動終了</u>
兵庫県	丹波市	7月8日	7月9日	新規受付見合わせ
鳥取県	智頭町	7月10日	7月10日	活動終了
島根県	川本町	7月10日	7月10日	活動終了
	江津市	7月10日	7月11日	対象は、県内在住の方（16歳以上）
	美郷町	7月10日	7月11日	<u>活動終了</u>
岡山県	岡山市	7月11日	7月11日	対象は、市内在住・在勤・在学の方
	倉敷市	7月11日	7月11日	対象は、高校生以上の方
	総社市	7月8日	7月8日	
	高梁市	7月9日	7月9日	
	井原市	7月9日	7月9日	対象は、市内在住・在勤・在学の方
	矢掛町	7月11日	7月11日	対象は、県内在住の方
	新見市	7月10日	7月11日	対象は、市内在住・在勤・在学の方
	笠岡市	7月9日	7月9日	<u>当面は募集せず</u>
	浅口市	7月11日	7月11日	当面は募集せず
広島県	広島市	7月10日	7月10日	
	福山市	7月9日	7月13日	
	呉市	7月10日	7月10日	
	三原市	7月10日	7月10日	

	東広島市	7月9日	7月13日	対象は市内在住・在勤・在学の方（中学生以上）
	竹原市	7月10日	7月13日	
	江田島市	7月10日	7月10日	
	海田町	7月10日	7月11日	対象は、海田町及び広島市安芸区在住の方
	世羅町	7月9日	7月11日	対象は、町内在住、 <u>在勤</u> の方
	尾道市	7月12日	7月14日	対象は、高校生以上の方
	坂町	7月9日	7月12日	
	熊野町	7月10日	7月11日	対象は、町内在住の方
	府中市	7月10日	7月12日	対象は、市内在住・近隣市町在住の方
	安芸高田市	7月11日	7月15日	対象は、電話予約された方
	府中町	7月11日	7月11日	対象は、町内在住・在勤・在学の方
	庄原市	7月11日	7月11日	対象は、市内及び近隣の市町村、庄原市に縁のある方
	三次市	7月11日	7月11日	募集終了
	大崎上島町	7月12日	7月12日	町内に在住・在勤で高校生以上の方
山口県	周南市	7月9日	7月9日	対象は、県内在住で通える方
	光市	7月9日	7月11日	対象は、県内在住で通える方
	岩国市	7月10日	7月10日	対象は、県内在住・広島県在住（日帰り可能）の方
愛媛県	今治市	7月9日	7月10日	
	宇和島市	7月9日	7月10日	対象は、個人の場合は四国在住の方
	大洲市	7月10日	7月10日	対象は、県内在住・近県（徳島・香川・大分・宮崎）在住の方
	西予市	7月9日	7月11日	
	鬼北町	7月9日	7月10日	対象は、町内在住の方
	松野町	7月12日	7月12日	対象は、町内在住の方
高知県	安芸市	7月9日	7月9日	活動終了
	宿毛市	7月10日	7月10日	活動終了
	大月町	7月11日	7月11日	活動終了
福岡県	福岡市	7月8日	7月8日	・当面は募集せず
	久留米市	7月9日	7月11日	対象は、県内在住の方
	飯塚市	7月9日	7月9日	対象は、市内及び近隣在住の方
	嘉麻市	7月9日	7月10日	対象は、事前登録者
佐賀県	基山町	7月9日	7月9日	活動終了

17 消費生活協同組合関係

7月7日付で、共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取

扱いが可能な旨を周知。

18 独立行政法人福祉医療機構関係

(独)福祉医療機構において相談窓口を設置し、今回の被害にかかる相談窓口を設置し、社会福祉施設及び医療施設等の災害復旧資金の融資、返済猶予についての相談を開始。

19 生活福祉資金貸付関係

7月13日付けで、各都道府県に対して、当座の生活費を貸し付ける「緊急小口資金」について、被災世帯への対象拡大など貸付要件の緩和等を周知。

20 労働局、厚生局の被害状況

I 労働局

1 災害対策本部の設置

- ・ 7月7日(土) 岡山労働局及び広島労働局が災害対策本部を設置
- ・ 7月9日(月) 鳥取労働局及び愛媛労働局が災害対策本部を設置

2 その他の労働局

- ・ 現時点で被害報告なし

II 厚生局

- ・ 現時点で被害報告なし

以上

平成30年7月17日
7時00分現在

平成30年7月豪雨による被害状況等について

1 農林水産省の対応等

(1) 体制整備等

- 7月5日 17:30 農林水産省災害情報連絡室を設置
- 7月7日 10:30 農林水産省緊急自然災害対策本部へ改組
(近畿、中国四国、九州農政局、中部、近畿中国、四国、九州森林管理局災害対策本部設置済)
- 7月8日 9:30 農林水産省緊急自然災害対策本部(第2回)を開催
- 7月9日 10:20 農林水産省緊急自然災害対策本部(第3回)を開催
- 7月9日 小此木防災担当大臣を団長とする政府調査団の現地調査(岡山県及び広島県)に、大臣官房文書課、農村振興局及び林野庁の職員を派遣
- 7月10日 大臣官房総括審議官及び本省職員を被災地に派遣
- 7月10日 15:00 農林水産省緊急自然災害対策本部(第4回)を開催
- 7月12日 9:45 農林水産省緊急自然災害対策本部(第5回)を開催
- 7月13日 9:40 農林水産省緊急自然災害対策本部(第6回)を開催
- 7月14日 10:40 農林水産省緊急自然災害対策本部(第7回)を開催
- 7月14日 平成30年7月豪雨に関する農林水産省相談窓口を設置
- 7月15日 9:00 農林水産省緊急自然災害対策本部(第8回)を開催
- 7月16日 10:40 農林水産省緊急自然災害対策本部(第9回)を開催
- 7月16日 「平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策について」を決定

(2) 食料供給

①食料支援の実績

農林水産省が手配した食料支援は、県・地域ごとに以下のとおり到着している。これらはその後、県下の避難所等に届けられる。

7月16日までの合計：610,962点

配送先		到着日	支援品目	数量(概数)
岡山県 (計224,488点)	県の拠点 (計190,488点)	7月15日	赤貝缶詰	4,800
			豚角煮缶詰	5,232
		7月14日	レトルトおかゆ	9,990
			カップ麺	10,008

			お茶	21,600
			スポーツドリンク	20,000
			野菜ジュース	20,000
			栄養を強化したゼリー飲料	4,380
			介護食品(ハンバーグ、海鮮寄せ鍋、親子丼、五目煮等)	1,000
		7月13日	カップ麺	15,000
			やきとり缶詰	4,800
			水産缶詰	5,232
			レトルト牛丼	5,040
			水(500ml)	20,160
			お茶	10,368
			スポーツドリンク	10,368
			野菜ジュース	7,000
			ベビーフード(うどんと煮物のセット、肉じゃが、まぜごはん)	1,024
			介護食品(ハンバーグ、海鮮寄せ鍋、親子丼、五目煮等)	1,000
		7月12日	パックごはん	5,004
			レトルトカレー	5,010
			ビスケット	2,592
			栄養を強化したゼリー飲料	630
			粉ミルク	250
	小田郡 ^{やかげちょう} 矢掛町 (計 28,000 点)	7月12日	レトルトおかゆ	2,000
		7月10日	水(2ℓ)	20,000(※)
			乾パン	2,000
			クラッカー	2,000
			パックごはん	2,000
	倉敷市 ^{まびちょう} 真備町 (計 6,000 点)	7月9日	パン	6,000
広島県 (計 306,088 点)	県の拠点 (計 203,584 点)	7月15日	水(500ml)	74,640
			お茶	5,016

			スポーツドリンク	51,300	
		7月14日	やきとり缶詰	1,440	
			赤貝缶詰	1,584	
		7月13日	レトルトおかゆ	3,000	
			パックごはん	8,640	
			パン	5,500	
			水(2ℓ)	6,000(※)	
			水(500mℓ)	17,984	
		7月12日	パン	1,000	
			パックごはん	10,008	
			水産缶詰	10,032	
			レトルトカレー	5,010	
			水(500mℓ)	1,800	
			栄養を強化したゼリー飲料	630	
		呉市等 (計 102,504 点)	7月15日	レトルトカレー	2,880
			7月14日	パックごはん	11,520
				豚角煮缶詰	2,880
				水産缶詰	11,184
	牛大和煮缶詰			5,040	
			水(500mℓ)	21,000	
	7月11日		パン	24,000	
7月10日	パン		24,000		
愛媛県 (計 78,386 点)	県の拠点 (計 78,386 点)	7月13日	カップ麺	6,000	
			パックごはん	2,016	
			やきとり缶詰	1,920	
			水産缶詰	2,112	
			水(500mℓ)	4,000	
			お茶	2,000	
			野菜ジュース	3,500	
			粉ミルク	100	
			7月12日	レトルトおかゆ	11,664
	レトルトカレー	2,010			
	スポーツドリンク	4,008			
	経口補水液	9,000			
		ビスケット	1,056		
	栄養を強化したゼリー飲料	2,000			

		7月11日	パックごはん	9,000
			レトルトカレー	9,000
			水(500ml)	9,000
高知県 (計 2,000 点)	おおつきちょう 大月町 (計 2,000 点)	7月14日	水(500ml)	2,000

※ 水 2ℓ は 500 ml換算として個数を計算。

※ 到着日が新しい順に記載。

②被災地域のある府県を管轄する地方農政局が、7月9日から5日間、被災地域のスーパー、コンビニ等の店舗を巡回して、食料等の品薄・欠品状況を調査し把握するよう指示した。(7月9日)

品薄が残る地域においては、6日目以降も継続して調査を行うこととし、調査8日目の結果では、品薄・欠品はほぼ解消されている。

(品目数)

	× (陳列なし)							
	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
広島県 呉市	—	—	—	2	0	0	0	<u>0</u>
広島県 東広島市	—	—	4	1	0	0	0	<u>0</u>
広島県 熊野町	—	—	2	1	0	0	0	<u>0</u>
広島県 広島市	1	0	0	0	0	0	0	<u>0</u>
岡山県 岡山市	0	0	0	0	0	0	—	—
岡山県 倉敷市	0	0	0	0	0	0	—	—
岡山県 総社市	5	0	0	0	0	0	0	<u>0</u>
愛媛県 宇和島市	1	0	0	0	0	0	—	—

	△（品薄）							
	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
広島県 呉市	－	－	－	9	6	2	0	<u>0</u>
広島県 東広島市	－	－	2	7	5	3	0	<u>0</u>
広島県 熊野町	－	－	12	16	9	3	1	<u>0</u>
広島県 広島市	7	9	8	5	0	2	1	<u>0</u>
岡山県 岡山市	0	2	0	1	0	0	－	－
岡山県 倉敷市	14	7	4	3	0	0	－	－
岡山県 総社市	9	5	2	3	3	1	0	<u>0</u>
愛媛県 宇和島市	7	1	1	1	0	0	－	－

- ③大手コンビニエンスストア5社の35店舗が営業を停止。（7月16日時点）
- ④大手スーパーマーケットの5店舗が営業を停止。（7月16日時点）
- ⑤日本パン工業会、日本即席食品工業協会、全国清涼飲料連合会等に確認したところ、コカコーラボトラーズジャパンの本郷工場（広島県三原市の1階部分が水に浸かり、工場再稼働の目途立たず）を除けば、現時点で主要企業の被災情報は確認されず。旭醤油醸造場（愛媛県宇和島市）については、15日に農林水産省職員が経済産業省とともに訪問して被災状況を確認、復旧に向けた要望を聴取。

【食料供給可能量】

- ①日本パン工業会、日本即席食品工業協会、全国包装米飯協会、清涼飲料主要各社に確認したところ、各社が提出した供給可能量（※）に沿った協力の特に支障はないとの報告あり。
- ※緊急災害時対応食料供給体制整備調査結果（平成30年3月）。ただし、今後の被害の確認状況により変わる可能性あり。
- ②政府所有米穀（備蓄精米）の在庫状況は、以下の約511トンとなっており、各受託事業体に対し「指示があれば、備蓄精米を出庫できる準備をするよう」連絡済み。
- 千葉県千葉市 85トン

神奈川県横浜市 84 トン
神奈川県厚木市 87 トン
京都府舞鶴市 85 トン
兵庫県神戸市 85 トン
福岡県福岡市 85 トン

※被災県において備蓄用精米の供給要請を検討中との情報あり(7月11日)。具体的な要請があり次第対応。

(3) 農産関連

① 営農技術指導

- ・被害を受けた農作物が湿害や病害虫の影響を極力受けないよう、今般の豪雨に先立って6月8日付で発出した通知に基づき、営農可能な地域については、排水対策・防除等を徹底。さらに、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応を図るため、冠水被害を受けたほ場の防除対策、集出荷施設等が被災した場合の対応等を内容とする通知を7月11日に発出。
- ・水稻、麦、大豆等について、冠水や土砂流入といった被害が生じているとの報告を受けており、現在、具体的な被害状況を把握中。また、兵庫県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県において、一部の水稻、麦、大豆の乾燥調製貯蔵施設等も浸水等によって被害を受けているとの報告があり、現在、具体的な被害状況を把握中。
- ・愛媛県宇和島市等のみかん園地において、パイプラインや配管が損傷し、散水が困難となっていることから、15日、農林水産省職員と農研機構職員が現地を調査。道路も寸断されており、人力での散水も困難な園地が広範にわたっていることを確認。現地で聴き取った要望を踏まえ、対応策を検討中。
- ・農作物の集出荷施設が被害を受けている地域については、地域内の他の集出荷施設の利用等により円滑な出荷のための対応を行うよう、7月11日に関係機関に要請。
- ・岡山県は、ももについて、主要な集出荷施設に影響が出ていないことを確認。ぶどうについては、一部の集出荷施設に浸水被害が見られるが、出荷時期までには復旧できる可能性があることを確認。
- ・出荷期ではないが、愛媛県宇和島市のみかんについては、浸水被害を受けていない施設が1か所あることを確認。9月後半からの出荷作業には当該施設を使用できる可能性。他の集出荷施設の状況についても、市場関係者等に情報収集範囲を広げて確認中。
- ・平成30年7月11日付で病害虫発生予報第4号をプレスリリースし、通常の発生予察情報に加え、大雨の影響を受けた地域に対する病害虫防除指導を実施。

② 野菜価格

- ・大阪市中央卸売市場では、7日以降、一部品目で入荷量が減少し、価格が上昇している。（7月15、16日は休市日）

③ 果物価格

- ・主要な市場である東京都中央卸売市場、大阪市中央卸売市場では、14日時点で、もも、ぶどうの入荷量はおおむね平年並みとなっており、大きな価格の変化は見られない。（7月15、16日は休市日）

(4) 畜産関連

- ① (独) 家畜改良センターから、粗飼料、発電機、動力噴霧器、水タンク、マスク・ゴーグル等の資材を即時提供可能な体制を整備した。（7月9日）

愛媛県1地区及び1戸において水の確保に支障が生じており、現在は、タンクでの運搬など代替の方法により水を確保中。（7月16日）

- ② 家畜移動を要する場合には、場所・規模等を踏まえて、本省、農政局、(独) 家畜改良センターから人員を派遣する予定。

- ③ 道路の寸断等により配合飼料の配送に支障がある場合には、迂回路の利用、小型飼料運搬車での配送等により、畜産農家への円滑な供給に努めるよう関係団体に要請。

京都府1件、広島県1件、高知県1件（計3件）で配合飼料の配送に支障が生じており、当面必要な飼料は確保しているが、道路の復旧状況に応じた小型車両での運搬等による配送を検討中。（7月16日）

- ④ 集送乳や乳業工場での処理が滞っている地域の生乳廃棄が生じないように、鳥取県や九州など他地域からの生乳運搬用ローリー車の手配や、通常出荷している乳業工場から他の乳業工場への受入先の振替など広域的な配乳調整等について、中央酪農会議等関係団体に対応を要請。他地域の生乳生産者団体の協力により、広島県から県外乳業へ送乳する体制が確立され、広島県内は7月11日から全戸出荷再開。岡山県では13戸で生乳廃棄となっていたが、7月13日から全戸出荷再開。愛媛県では西予市野村町において、大規模停電により、40~50戸で生乳廃棄となっていたが、停電は復旧し、7月13日から全戸出荷再開。

- ⑤ 牛肉・豚肉の卸売価格は、特に豚肉について出荷頭数の減少により一時的に上昇したものの、ほぼ昨年並みの水準となっている。（7月13日）

(5) 農地・農業用施設関係

① 被害調査支援

- ・農地・農業用施設の被害の全容を早期に把握するため、農政局から、被災各府県にリエゾン（^{みどり}水土里災害派遣隊）を派遣。（7月10日から、中国四国農政局管内の7県で実施）

- ・農地・農業用施設の被害状況調査を支援するために、農政局職員（^{みどり}水土里災害派遣

隊)を被災地へ派遣。(リエゾン含め、累計2府12県へ延べ266人・日派遣。)

② 農業用ダム、用水路

・大雨特別警報が発令された4農政局管内の67の国営造成ダムについて、降水量等に応じ、順次、施設管理者による臨時点検を実施した結果、ダム本体等に係る重大な異常は確認されなかった。(～7月12日)

(貯水池内の法面の一部崩落等：4ダム、異常なし：51ダム、点検不要：12ダム)

・1道2府28県の農業用排水路、用排水機場、頭首工(堰)、農道等の農業用施設において、土砂の流入や道路崩落による管損傷、ポンプ場への浸水、路面の亀裂・崩壊等の被害が発生。

③ ため池

・大雨特別警報が発令された地域のため池について、順次、施設管理者による点検を実施。農研機構が岡山県及び広島県の被災ため池の現地調査を実施。

・効果的なため池対策を検討するため、「平成30年7月豪雨を踏まえたため池対策検討チーム」を設置。(7月15日)

④ 農業集落排水施設

1府8県において、37箇所の被害状況を確認(処理場停止12箇所、処理場能力低下6箇所、管路被災等19箇所)。仮復旧済み6箇所を含め、27箇所は稼働中。

⑤ 応急ポンプの貸出し

ため池の水位低下等のための応急ポンプを貸出し及び設置の支援を実施(累計5県に41台を貸出し)。

⑥ 査定前着工制度の活用

1道1府10県において、頭首工(ゴム堰)の破断、管水路の破損等について、災害復旧事業の査定前着工制度を活用し対応中(応急本工事15件、応急仮工事8件)。

(6) 林野関係

① 被害調査支援

・関係自治体との合同によるヘリ調査を実施。林地荒廃箇所等を確認。

7月2日 岐阜県

7月9日 兵庫県、福岡県、佐賀県

7月10日 京都府、広島県、高知県

7月11日 長野県、岐阜県、岡山県、高知県

7月12日 愛媛県、高知県

・岡山県、広島県、愛媛県ほかにおいて、森林管理署職員がドローンを活用しながら山地災害及び林道等の被害箇所の現地確認等を実施中(7月7日～)。

② 職員派遣

・本庁担当官を被災県に派遣し、災害復旧等事業の技術的指導・被害状況調査を実施(7月11日～岡山県、広島県、山口県、高知県、愛媛県)。

- ・高知県と愛媛県へリエゾンを派遣（四国森林管理局）
その他関係市町村に対し、森林管理局署職員が情報収集を実施中。
（被害調査支援等により、累計1府20県へ延べ164人・日派遣。）

③ 災害復旧木材関係

- ・災害復旧木材確保対策連絡会議（林業・木材産業関係18団体が参加）を開催し、木材産業等の被害状況の把握及び災害復旧木材の安定供給等について情報交換するとともに、生産、流通・販売への影響等の調査協力を依頼。（7月11日）
- ・八幡浜官材協同組合（愛媛県大洲市）については工場敷地が冠水し、製材機械等の被害状況を点検中（7月16日）

④ 対応状況

- ・効果的な治山対策を検討するため、「平成30年7月豪雨を踏まえた治山対策検討チーム」を設置。（7月12日）

（7）水産関係

① 被害の状況

- ・10府県において漁船、定置網、養殖施設等に被害が発生。
- ・7県において31漁港で港内への流木の流入等の被害が発生。また、4県において共同利用施設に被害が発生。

② 対応状況

a) 漁港施設等の被害への対応

- ・水産庁災害情報連絡会議を開催し、被害情報の共有及び今後の被害情報の把握と対応について協議。（7月9日、13日）
- ・被害を受けた31漁港のうち、14漁港において災害復旧事業の査定前着工制度を活用し対応中。

b) 生活者支援

- ・離島地域（広島県三原市）において、漁業取締船「みかげ」が、給水活動などの支援を継続中（漁業取締船「白鷺」は愛媛県上島町管内の水道の復旧に伴い、漁業取締業務に復帰予定。）。

（8）国立研究開発法人関係

- ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）において、全国5カ所の地域農業研究センター及び農村工学研究部門に相談窓口を設置（7月9日～）。地方農政局・地方参事官等と連携しつつ、冠水した圃場における栽培管理や破損した農業用施設の復旧など営農に必要な技術情報を提供。
- ・農研機構が岡山県及び広島県の被災ため池並びに愛媛県のみかん園地に係る現地調査を実施。
- ・国立研究開発法人水産研究・教育機構所属の調査船「陽光丸」（692トン）を使って

7月19日から21日まで(国土交通省の船舶とのローテーション)広島県呉市阿賀南^{あがみなみ}において被災者に入浴提供予定。

2 農林水産関係被害の概要（6月28日からの被害を集計）

区分	主な被害	被害数	被害額(億円) (* 1)	被害地域(現在 35 道府県より報告あり)
農作物等	農作物等 (* 2)	16,629ha	22.2	北海道、岩手、秋田、長野、富山、石川、福井、岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (30 道府県)
	樹体 (* 3)	90ha	0.2	岐阜、京都、大阪、和歌山、岡山、広島、山口、愛媛、佐賀、長崎、沖縄 (11 府県)
	家畜	9,200 頭羽	0.1	岡山、広島、山口、愛媛、佐賀、熊本 (6 県)
	畜産物 (生乳等)	調査中	0.0	岡山、愛媛 (2 県)
	農業用ハウス等	1,397 件	3.2	北海道、秋田、福井、岐阜、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、岡山、広島、山口、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 (21 道府県)
	畜産用施設	71 件	0.8	岐阜、京都、兵庫、岡山、香川、愛媛、佐賀、長崎、熊本、大分 (10 府県)
	在庫品	調査中	調査中	広島
	共同利用施設	30 件	0.3	岐阜、広島、愛媛、佐賀 (4 県)
	農業用機械	67 件	1.2	北海道、岐阜、京都、島根、岡山、愛媛、高知、佐賀 (8 道府県)
	小計			28.0
農地・農業関係施設	農地の破損	6,441 箇所	85.6	北海道、岩手、群馬、長野、静岡、富山、石川、福井、岐阜、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (33 道府県)
	農業用施設等 (* 4)	5,587 箇所	136.3	北海道、岩手、群馬、長野、静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (33 道府県)
	小計		221.9	
林野関係	林地荒廃	481 箇所	157.8	北海道、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、三重、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 (28 道府県)
	治山施設	39 箇所	7.1	北海道、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、鳥取、島根、広島、徳島、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎 (17 道府県)
	林道施設等	3,671 箇所	106.8	北海道、岩手、富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、

			愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄（31道府県）	
	木材加工・流通施設	27件	0.2	京都、島根、岡山、徳島、愛媛、高知、宮崎（7府県）
	特用林産物施設等	9件	0.0	滋賀、広島、愛媛、高知、熊本、大分（6県）
	小計		271.9	
水産関係	漁船	32隻	0.0	岐阜、京都、島根、長崎、沖縄（5府県）
	漁具	9件	調査中	長崎、鹿児島（2県）
	養殖施設	27件	0.1	京都、高知、長崎（3府県）
	漁場	2件	調査中	高知、長崎（2県）
	水産物（*5）	13件	0.0	岐阜、岡山、高知、長崎、宮崎、沖縄（6県）
	漁具倉庫等	1件	0.0	大分
	漁港施設等	31漁港	7.8	兵庫、山口、愛媛、高知、福岡、長崎、大分（7県）
	共同利用施設	21件	0.0	岡山、高知、長崎、宮崎（4県）
	小計		7.9	
合計		529.7		

*1：現時点で都道府県から報告があったものを記載しており、引き続き調査中。なお、報告には被害数の報告のみで被害額は調査中のものも含まれる。

*2：そば、大豆、レタス、キャベツ、わさび、ほうれんそう、ハーブ、アスパラガス、チンゲンサイ、サンチュ、オリーブ、こまつな、カボチャ、スイカ、いちご、枝豆、里芋、イチジク、とうがん、だいこん、にんじん、トマト、スイートコーン、アジサイ、もも、なし、ブルーベリー、メロン、ニラ、ショウガ、なす、ピーマン、みかん、きゅうり、ズッキーニ、ネギ、ペニアオイ、ソルガム、葉たばこ、さとうきび、オクラ、ニガウリ、水稲等

*3：柿、茶、葡萄、栗、りんご、なし、いちじく、みかん、マンゴー、バナナ

*4：ため池の決壊 21か所（京都府 福知山市「塩津古池」、^{ふくちやまし しおつふる}「樋の口東池」、兵庫県 川西市「石打谷池」、^{ひのくちひがし}兵庫県 多可町「平田池」、^{かわにしし いしうちたに}岡山県 浅口市「大田池」、^{たか}広島県 福山市「勝負迫上池」、^{へいだ}「勝負迫下池」、^{あさくちし おおた}「山田上池」、^{ふくやまし しょうぶざこかみ}「山田古池」、^{しまだかみ}広島県 竹原市「沖登祖池」、^{やまだふる}広島県 北広島町「向迫田ため池」、^{たけはらし おきのほそ}広島県 府中市「竹田池」、^{きたひろしまちよう むこうきこた}広島県 三次市「二ツ池下池」、^{ふちゆうし たけだ}広島県 東広島市「上池」、^{みよし ふたついでしも}「乙池」、^{ひがしひろしまし かみ}「大池」、^{おと}「横池」、^{おお}広島県 安芸高田市「はんぞうため池」、^{よこ}広島県 坂町「大城池」、^{あきたかた}愛媛県 今治市「塔の外池」、^{さか おおしる}福岡県 筑前町「中島ため池」を含む。

*5：アユ、養殖ヤマメ等

3 通知等の発出

6月1日 林野庁が「林野に係る山地災害等の未然防止について」を通知

6月4日 林野庁が「林道施設災害が発生した場合の迅速な対応について」を通知

6月8日 大臣官房が「今後の気象動向（台風・大雨等）を踏まえた農林水産業共同利用施設の事前点検及び災害発生時の応急対策の実施について」を通知

- 6月8日 生産局及び政策統括官が「夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」を通知
- 6月8日 経営局が「夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について」を通知
- 6月29日 農村振興局が「台風第7号接近に伴う事前点検及び災害発生時の復旧箇所における応急対策の実施について」を通知
- 6月29日 水産庁が「西日本の大雨と台風第7号に対する備えと被害報告等について」を通知
- 7月2日 林野庁が「台風第7号接近に伴う山地災害の未然防止について」を通知
- 7月2日 林野庁が「台風第7号接近に伴う山地災害等に備えた対応について」を通知
- 7月5日 経営局が「平成30年台風第7号及び梅雨前線による6月28日からの大雨による被害農林漁業者等に対する資金の円滑な融通、既往債務の償還猶予等について」等を通知
- 7月6日 生産局が「平成30年台風第7号及び梅雨前線による6月28日からの大雨により、経営への影響を受ける畜産農家に対する飼料代金の支払猶予について」を通知
- 7月9日 農村振興局が「農地農業用施設等災害緊急派遣調査の実施について」を通知
- 7月9日 農村振興局が「国営造成施設の緊急調査の実施について」を通知
- 7月9日 農村振興局が、農政局に対し、多面的機能支払交付金の農地維持活動の取組のうち、異常気象後の応急措置として、農用地等に堆積した土砂や流木等の撤去を活動組織及び広域活動組織の共同活動の対象としていること等をあらためて通知
- 7月9日 農村振興局が、農政局に対し、自然災害により農業生産活動等の継続が困難となった場合の中山間地域等直接支払交付金の返還の免責及び復旧計画の提出により引き続き交付対象となることをあらためて通知
- 7月9日 農村振興局が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究部門に対して、ため池の決壊等の被災状況、原因分析等の支援要請
- 7月9日 農村振興局が「災害復旧事業における査定前着工提出資料の簡素化等について」を通知
- 7月9日 農村振興局が「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」を通知
- 7月9日 水産庁が、各漁業共済組合、全国漁業共済組合連合会及び日本漁船保険組合に対し、加入者へ共済金及び保険金が早期に支払われるよう依頼文書を発出
- 7月9日 経営局及び水産庁が、農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会等に対し、災害救助法の適用された地域の被災者について、通帳、印鑑等を紛失した場合でも貯金者であることを確認して払い戻しに応じる等の適切な措置を講ずるよう通知

- 7月9日 経営局及び水産庁が、全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会等に対し、災害救助法の適用された地域の被災者について、共済金の迅速な支払いや、共済掛金の払込期間を延長する等の適時的確な措置を講ずるよう通知
- 7月9日 水産庁が、関係県及び関係団体に対して、既貸付金の償還猶予等について、適切な指導等を依頼
- 7月9日 水産庁が、水産多面的機能発揮対策事業関係者に対し「大雨被害に伴う迅速な水産多面的機能発揮対策事業の活用について」を通知
- 7月9日 林野庁が各都道府県に対して、補助施設を被災者の緊急避難所等に、高性能林業機械をがれきの除去等に使用することを緊急的な目的外使用として取り扱うことを通知
- 7月9日 林野庁が関係団体に対して、がれきの除去等の復旧作業に対する協力を依頼
- 7月9日 経営局が経営局公式 Facebook「農水省・農業経営者 net」にて被災農林漁業者への支援対策に関する情報を配信開始（併せて、「一農ネット」及び「農業女子プロジェクトメンバー向けメール」でも同様に情報を配信開始）
- 7月10日 消費・安全局が関係団体に対して、動物用医薬品等の流通に支障が生じている事例があれば報告するよう通知
- 7月10日 生産局が各都道府県及び関係団体に対して、浸水した農業機械は漏電や火災の危険があるため、点検前にスイッチを入れられないこと等農業者の指導を徹底するよう通知
- 7月10日 政策統括官が「平成30年7月豪雨」に伴う被害を受けた地域における収入減少影響緩和交付金に係る積立金の納付期限の延長措置について」を通知
- 7月11日 生産局、消費・安全局及び政策統括官が、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応を図るため、冠水被害を受けたほ場の防除対策、集出荷施設等が被災した場合の対応等について通知
- 7月11日 生産局が、集出荷施設の被害を受けている地域において地域内の他の集出荷施設の利用等により円滑な出荷のための対応を行うよう、関係機関に対し通知
- 7月11日 経営局が「平成30年7月豪雨」に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業共済の対応について」を通知
- 7月11日 消費・安全局が、関係団体に対して、防除に必要な農薬が不足しないよう、円滑な供給への協力依頼を通知
- 7月11日 消費・安全局が、農政局及び動物検疫所に対して、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な防疫対応を行うにあたり、防疫作業用資材及び人員の不足があれば、協力し対応するよう通知
- 7月11日 林野庁が関係団体に対して、応急対策及び復興対策に必要な木質資材、特に仮設住宅の建設に必要な杭丸太等の優先供給等について適切な対応を要請

- 7月11日 林野庁が各都道府県に対し、治山・林道施設を緊急に復旧する必要がある場合には、「査定前着工」を積極的に活用するよう通知
- 7月11日 大臣官房が農政局を通じ、共同利用施設の所有者に対し、共同利用施設を緊急に復旧する必要がある場合には、「査定前着工」を積極的に活用するよう通知
- 7月12日 農村振興局が「平成30年7月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の取扱いの周知について」を通知
- 7月13日 消費・安全局が、被災地への輸入液体ミルク支援に対応し、消費者庁及び厚生労働省と連名で、各都道府県等に対し、食品表示法の弾力的運用を通知
- 7月13日 経営局が「平成30年7月豪雨に係る農業次世代人材投資事業の取扱いについて」により、研修状況報告等の提出期限の延長、生産関連の復旧作業の従事日数等への算入等の柔軟な対応について、関係機関に対応を依頼
- 7月13日 経営局が「平成30年7月豪雨に係る農の雇用事業の取扱いについて」により、助成金の申請期限の延長、生産関連の復旧作業の研修時間への算入等の柔軟な対応について、関係機関に対応を依頼
- 7月13日 経営局が、被災者が生活再建に必要な資金送金を受けられないなどの事態が発生しないよう、JAバンク等の口座開設時に本人確認書類が用意できない場合に、本人の自己申告に基づく開設を認める等の犯罪収益移転防止法施行規則の特例を措置
- 7月13日 経営局が、農業共済団体等に対し、災害救助法の適用された地域の被災者について、共済掛金の払込期間を延長する等の措置を講ずるよう通知
- 7月13日 経営局及び水産庁が、農林中央金庫、全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会等に対し、災害救助法の適用範囲が拡大されたことに伴う新たな対象地域について、7月9日付けの通知（金融上の措置を適切に講ずる等の要請）を改めて通知
- 7月13日 経営局が、農業女子プロジェクトメンバーに対し、被災状況及び被災された方へのお役立ち情報や励ましのメッセージの情報を募集するメールを発出
- 7月15日 農村振興局が、農政局に対し、農業農村整備事業等の機動的かつ弾力的な施行に努めるとともに、被災農林漁家の就労が円滑かつ効率的に行われるよう配慮することを通知
- 7月16日 農村振興局が、農地・農業用施設の災害復旧事業における査定前着工制度の積極的な活用に向けたリーフレットを送付
- 7月16日 農村振興局が、今後の大雨に備えて、ため池を含む農地・農業用施設における応急対応の徹底と査定前着工制度の積極的な活用を通知

7月5日からの大雨に係る被害・対応状況について
(7月17日(火) 5:30時点)

平成30年7月17日
経済産業省

経済産業省関連の被害状況は、現時点で把握している限りでは以下のとおり。

1. 電力

○中国電力 7月16日21:00時点

【住民が居住する地域については、7月13日に復旧済】

※設備の本復旧に時間を要する見込みであり、かつ避難等により電気の使用をしないことが確認できている需要家数は以下のとおり。

広島県：25戸

※現在、中国電力は約1800名体制で設備の本復旧作業を継続。万が一、需要があるにも関わらず停電が継続している家庭があれば中国電力がポータブル発電機により電力を供給。

※沼田西変電所（広島県三原市）については、変電所設備の復旧に伴い、発電機車による送電を終了。変電所設備については3台あるトランス（変圧器）のうち3号変圧器を13日に復旧済。2号変圧器は15日に健全性を確認済であり、今週中に復旧予定。1号変圧器は18日に健全性を確認する予定。

2. ガス

○都市ガス 7月16日21:00時点

【住民が居住する地域については、7月8日中に復旧済】

※都市ガス供給支障は合計で7戸生じているものの、いずれも住民は避難中のため不在。7戸の状況は以下のとおり。

・家屋周辺の道路崩壊に伴う配管の閉止による供給支障

広島県：呉市 4戸、尾道市 3戸

※避難住民が居住可能となる時点で、即日開栓を行う予定。

※家屋倒壊箇所については、保安措置を実施し、対応を完了。

・道路法面崩落により広島ガスの中圧A導管（広島市及び尾道市の道路4箇所）の露出を確認。ガス供給に支障なし。道路復旧に伴い解消の予定。事業者が圧力監視、巡視を実施中。

○小売事業による供給（旧簡易ガス）

・岡山県倉敷市において、3団地（計307戸）が冠水。

※避難住民が居住可能となる時点で、即日のガス供給を可能とする準備を完了。

3. LPガス関連施設・容器

○LPガス充てん所（高圧ガスの製造事業所） 7月16日17:00時点

- ・岡山県及び愛媛県内のLPガス充てん所から、約2400本のLPガス容器が流出。既にうち約2250本を回収済。引き続き各県LPガス協会や事業者が回収作業を実施中。

○需要側 7月16日21:00時点

- ・土砂崩れによる容器埋没：事業者等は消防の指示を待って容器を回収予定。
京都府（2戸）、大阪府（1戸）、兵庫県（5戸）、高知県（5戸）、山口県（1戸）
鹿児島県（1戸） 計15戸。
- ・大雨による容器流出：事業者等が回収作業を実施中。愛媛県、高知県及び島根県において、44本のLPガス容器の流出を確認。既にうち7本を回収済。

※10日、経済産業省及び各県LPガス協会から、容器の発見時の対処（触れない、火気使用しない等）について注意喚起を実施。また、経済産業省から全国LPガス協会に対して、迅速な容器回収を要請。

※一般的に、LP容器は、外部から加わる衝撃にも十分耐え得る構造、強度を有している。また、容器につながるホースが切断した場合等、概ね1時間以内にはガスの放出が終了するため、現時点において、リスクが残存している可能性は極めて低い。

4. 鉱山・火薬類

○中国化薬（広島県呉市・江田島市）

- ・火薬製造工場に土砂が侵入。起爆用の製品（安全装置付）は、安全な火薬庫に移管済み。

○災害廃棄物より火薬類発見（岐阜県関市）

- ・7月13日、下之保グラウンドにてダイナマイト10本と雷管のついた導火線が発見された。本ダイナマイト等は専門業者による引き取りが完了。17日に適切に処理される予定。

5. 石油（製油所・油槽所、備蓄基地）

○昭和シェル石油 広島油槽所（広島県安芸郡）

- ・大雨等による施設への直接的な被害は無い。油槽所前の国道31号が土砂崩れの影響で通行止めとなり、出荷が止まっていたが、国土交通省による道路啓開が進展し10日から出荷を再開。

6. 石油（SS）

- ・ガソリン等の在庫不足が懸念されていた広島県呉市では、10日（火）、11日（水）、12日（木）の重点的な配送により、在庫不足は解消。
- ・道路の通行状況が改善したことなどにより、配送時間も短縮。13日（金）以降は平常通りの配送を実施予定。
- ・その他の地域も含め、供給不安地域はなし。

7. コンビニエンスストア・スーパー（7月16日20:00時時点）

鉄道の運転休止や浸水等による影響で指定公共機関のコンビニエンスストア・スーパーにおいて一時営業停止中（38店舗）。

約4割程度は近日中に営業再開予定。

※山陽自動車道（河内IC～広島IC）における救援物資等の輸送車両の通行措置に伴い、徐々に物資供給が復旧。

※輸送艦「おおすみ」でトラックを輸送。（11日）

※自衛隊による緊急輸送を実施。（12日）

8. 支援物資の準備状況

物資供給の可能量（発災後1週間分の供給可能量）について（16日20時00分現在）

○大型クーラー

約1,450台（調達要請後即日（24時間以内に）出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による）

○スポットクーラー

約1,550台（調達要請後即日（24時間以内に）出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による）

○ルームエアコン

約150台（出荷可能日は未定）

○トイレ

・仮設トイレ

洋式・新品：約120棟（調達要請から製造し2～3日後に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による）

和式・新品：約10棟（調達要請から製造し2～3日後に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による）

和式・中古品（簡易水洗式）：約180棟（調達要請後即日（24時間以内に）で出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による）

和式・中古品（非水洗式）：約50棟（調達要請後即日（24時間以内に）で出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による）

・簡易トイレ

約1,170台（調達要請から1～3営業日で出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。）

・携帯トイレ

約117万回分（調達要請から1～2営業日で出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。）

○水

最大18万L（被災地への到着は道路事情による。）

○業務用扇風機

約150台（出荷時期は販売会社への実在庫の確認待ち。出荷後の到着時期は交通状況次第。）

○家庭用扇風機

約2,400個（調達要請から1～2営業日で出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による）

- 洗濯機
調査中
- 冷蔵庫
調査中
- トイレ用消毒液
9, 600個（要請日の翌日に出荷可能。大阪から調達予定。）
- 仮設トイレ用消臭液
約10万袋（調達要請から1～2営業日で出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事業による。）。
- 消臭剤
スプレータイプ約66,000個、置き型タイプ約30,000個（要請日の翌日に出荷可能。大阪・兵庫から調達予定（兵庫の調達先からは即日出荷可能）。）
- トイレ掃除用洗剤
約14,000個（要請日の翌日に出荷可能。大阪、和歌山から調達予定。）
- トイレトーパー
約288万ロール（調達要請から即日（24時間以内）に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。静岡・大阪・兵庫・福岡から調達予定。）
- 毛布
約6万2千枚（調達要請から即日（24時間以内）に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。京都、埼玉から調達予定。）
- タオル
約1万枚（調達要請から1～2日（営業時間外の要請であれば2～3日）を目途に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。大阪、愛媛から調達予定。）
- ペーパータオル
30万パック（調達要請から即日（24時間以内）に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。静岡から調達予定。）
- ゴミポリ袋
90,000枚（調達要請から即日（24時間以内）に出荷可能。愛媛、福島から調達予定。）
- レジ袋
400,000枚（調達要請から即日（24時間以内）に出荷可能。愛媛から調達予定。）
- 下着
 - 紳士パンツ（M・L合計） 8,500枚
 - 婦人肌着（M・L・LL合計）14,500枚
 - 婦人ショーツ（M・L合計）24,100枚
 - 生理用ショーツ（M・L合計）1,200枚
 - 授乳用ブラジャー 200枚
 - 子供肌着女児（M・L合計）400枚
 - 子供肌着男子（M・L合計）100枚
 - 女児パンツ（M・L合計）100枚
 - 男子パンツ（M・L合計）200枚
 （調達要請から1～2日程度で出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。）

京都等から調達予定)

○歯ブラシ

3, 500本(調達要請の1~2日後に(営業時間外の要請であれば2~3日後に)出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。大阪から調達予定)

○歯磨粉

約12, 000個(調達要請から1~3日を目処に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。滋賀、大阪、兵庫等から調達予定)

○石鹸

約28, 000個(調達要請から2~3日を目処に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。大阪、埼玉から調達予定。)

○ハンドソープ

約25, 400個(調達要請から1~3日を目途に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。大阪、千葉、埼玉から調達予定。)

○ボディシート(身体を拭く用途としたもの)

約170, 000個(調達要請から1~3日を目処に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。大阪、京都、埼玉等から調達予定。)

○給水タンク

約4, 700個(調達要請から1~2営業日に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。福岡、長野、兵庫、岐阜から調達予定。)

○パーティション(避難所でのスペースの仕切り用)

約150セット(調達要請から3営業日に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。大阪から調達予定。)

○マットシート(避難所の床敷用)

約8, 000セット(調達要請から1~2営業日に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。大阪、京都から調達予定。)

○段ボール製簡易ベッド(避難所用)

5, 000セット(調達要請から3日後に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。大阪から調達予定。)

○間仕切り用段ボール(避難所でのスペースの仕切り用)

5, 000セット(調達要請から3日後に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。大阪から調達予定。)

○エンジン発動機

約500台(調達要請から2~3日に出荷可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。)

○スコップ・シャベル

約10万丁(約1m程度のスコップ・シャベルの合計、調達要請から2時間程度で大阪府堺市から出荷可能。)

○ハンマー

欠品中

○つるはし

約4000~5000個(調達要請から2時間で大阪府堺市から出荷可能)

○くぎ

約50トン(車両の提供・積込・輸送をしてもらえるのであれば、関西、兵庫、北九州

から即時出荷が可能。)

○鉄線

約45トン(車両の提供・積込・輸送をしてもらえるのであれば、関西、兵庫、北九州から即時出荷が可能。)

○ドラム缶

約2000~3000本(斎藤ドラム罐工業(株)(和歌山県有田市)から1千~2千本、東邦シートフレーム(株)(千葉県八千代市)から1千本程度を1~2日程度で出荷可能。)

○ユンボ

約300台(コマツの広島拠点から即時出荷が可能。出荷後の被災地への到着は道路事情による。運転には資格を有するオペレータが必要(全国建設業協会を通じて調達)

○テント

小型テント 約2000台(うち約1000台は東大阪市から発送。)

ドームテント 2台(東京から発送。設営に約1日必要。)

(いずれも、調達要請から3日程度で出荷可能。)

9. 物資の供給状況(7月16日20:00時点)

これまで、クーラー、仮設トイレなどの被災者の生命と生活環境維持のために不可欠な緊急性の高い物資を集中的に支援を実施。今後は、避難所での生活環境を改善あるいは復興に向けた物資調達を計画的に実施する。

被災自治体の要望を踏まえ、以下の物資を供給。

○クーラー(大型クーラー、スポットクーラー含む)

7月15日(日)までに岡山県倉敷市真備町、水島、連島の避難所などで189台、広島県広島市、熊野町、坂町、三原市の避難所などで122台、愛媛県西予市、大洲市の避難所などで102台が稼働済み。

○下着

7月12日(木)に約8,200点を岡山県倉敷市内の避難所等10か所に出荷、7月13日(金)までに全て到着。

○仮設トイレ

(愛媛県)

7月10日(火)に5棟を大洲市の避難所に設置。別の5棟は西予市野村支所周辺に設置。7月11日(水)に10棟を宇和島市の避難所に設置。7月13日(金)に20棟を上島町に設置。

(岡山県)

7月10日(火)に150棟を倉敷市真備町の浄化センターに出荷。到着後は、倉敷市が設置を差配し、現時点で約140棟を設置。

(広島県)

7月12日(木)までに7棟を三原市の避難所に設置するとともに、10棟を呉市の避難所に設置。16棟を坂町の小屋浦ふれあいセンター周辺に設置。

○トイレットペーパー

7月10日(火)に3,072個(=32ケース)をJAえひめ中央伊予選果場に向けて出荷、輸送し同日中に到着。

○消臭剤

7月10日（火）中にスプレー式200個を JA えひめ中央伊予選果場に向けて宅配便で送付し、7月11日（水）に到着。

○段ボールベッド

・広島県（609台）

避難所の閉鎖に伴い、一部広島県内の工場に返送。現在609台が到着済み。このうち100台は7月15日に愛媛県から到着したもの。

・岡山県（2,233台）

避難所の事情により、一部岡山県内の工場に返送。現在2,233台が到着済み。このうち、200台は7月13日に愛媛県から到着したもの。

・愛媛県（700台）

県庁から1,000台を発注。7月12日に500台、13日に残りの500台が到着済み。発注した1,000台のうち200台を7月13日に岡山県へ、100台を7月15日に広島県へ輸送し到着済み。

○段ボール間仕切り

7月14日（土）に広島県より50個要請があり、同日に発注。発送日は調整中。

○テレビ

NHKにおいて、総務省、経産省及びJEITAと連携しテレビを設置。

・15日までに51箇所55台を設置済み。

・16日には6箇所6台を設置。

・岡山県（★は県から経産省に要望があった箇所ので、14日ですべて設置完了）

12日：倉敷市（岡田小学校、★菫小学校、★二万小学校、★船穂小学校）
総社市（サンワーク総社、清音公民館）

13日：倉敷市（★連島南中学校、★上成小学校、★乙島小学校、★吉備路クリーンセンター）

14日：倉敷市（★倉敷東小学校、★倉敷西小学校、★連島南小学校、★福田中学校、★第五福田小学校、水島中学校）

15日：倉敷市（くらしき健康福祉プラザ）

16日：岡山市東区（★平島小学校、★上道公民館）

・広島県

11日：東広島市（造賀公民館 → 造賀地域センター（17日撤収予定））

12日：広島市（矢野小学校、矢野南小学校、温品小学校②）

13日：広島市（畑賀小学校 → 畑賀福祉センターに移転）、熊野町（熊野町民体育館②）、海田町（海田公民館）

14日：広島市（南区スポーツセンター③）、呉市（天応小学校）、府中町（安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ）、江田島市（沖美市民センター）

15日：竹原市（竹原市民館）、福山市（山手コミュニティセンター）、呉市（中畑自治会館）

16日：呉市（畑老人集会所、（旧）小坪小学校）

三原市（本郷船木ふれあいセンター、沼田西町民センター）

・愛媛県

9日：西予市（野村小学校、野村中学校、野村公民館）

- 10日：大洲市（大洲小学校、菅田小学校、大川公民館）
 12日：宇和島市（吉田小学校、玉津公民館、川之内集会所）、西予市（明間小学校）
 13日：宇和島市（君ヶ浦集会所、白浦コミュニティセンター、畦屋三つ尾集会所）
 15日：宇和島市（吉田公民館）

○冷蔵庫

<岡山県>

- ・倉敷市16か所：28台

（倉敷東小学校③、倉敷西小学校②、連島東小学校②、連島南小学校①、連島南中学校②、福田中学校①、第二福田小学校①、第五福田小学校②、上成小学校②、乙島小学校③、船穂小学校①、くらしき健康福祉プラザ④、岡田小学校①、藺小学校①、二万小学校①、吉備路クリーンセンター①）

→12～13日に段階的に発注 →15日中に設置・稼働を確認。（二万小学校の1台は現場の意向で稼働の確認まではせず、設置するのみの対応。）

<愛媛県>

- ・西予市2か所：6台

（明間小学校①、野村小学校⑤）

→13日に発注 →明間小学校は14日に設置・稼働、野村小学校は13日に5台とも設置・稼働

- ・大洲市1か所：1台

（菅田小学校①）

→14日に発注 →20～22日に設置・稼働予定

<広島県>

- ・広島市10か所：10台

（矢野南小学校①、矢野小学校①、矢野西小学校①、安芸区スポーツセンター①、口田小学校①、高南小学校①、井原小学校①、福木集会所①、南区スポーツセンター①、温品小学校①）

→15日に発注

→18日中に設置・稼働予定

○洗濯機

<岡山県>

- ・倉敷市4か所：7台

（倉敷西小学校①、連島南小学校①、上成小学校③、乙島小学校②）

→12～13日に段階的に発注 →15日中に設置・稼働予定（うち1か所1台（倉敷西小学校①）は設置・稼働済み）

- ・倉敷市14か所：16台※乾燥機能付き

（倉敷東小学校①、倉敷西小学校①、連島東小学校①、連島南小学校①、連島南中学校①、福田中学校①、第二福田小学校①、第五福田小学校①、上成小学校①、乙島小学校①、船穂小学校①、岡田小学校①、藺小学校③、二万小学校①）

→14日に発注 →19～20日に設置・稼働予定

- ・呉市1か所：2台※乾燥機能付き

（安浦まちづくりセンター）

→15日に発注

→17日に設置・稼働予定

<愛媛県>

・宇和島市1か所：20台

(日本たばこ産業跡地⑳)

→14日に発注 →16日に設置

・西予市2か所：6台

(明間小学校①、野村小学校⑤※乾燥機能付き)

→13日に発注 →14日に6台とも設置・稼働

<広島県>

・広島市3か所：6台※各箇所1台は乾燥機能付き

(矢野南小学校②、矢野小学校②、矢野西小学校②)

→16日に発注 →18日午後に設置・稼働予定

○電子レンジ

<愛媛県>

・大洲市8か所：17台

(総合福祉センター③、平公民館③、八多喜公民館②、新谷公民館①、菅田小学校②、大川公民館②、望湖荘③、三善公民館①)

→14日に発注

→20～22日に設置・稼働予定

・倉敷市12か所：28台

(倉敷東小学校②、倉敷西小学校①、連島東小学校④、連島南中学校⑤、水島中学校①、福田中学校①、第二福田小学校⑤、第五福田小学校⑤、上成小学校①、乙島小学校①、船穂小学校①、健康福祉プラザ①)

→15日に発注

→17～18日に設置・稼働予定

・西予市1か所：5台

(野村小学校⑤)

→15日に発注

→18日午後に設置・稼働予定

○掃除機

<愛媛県>

・西予市1か所：10台

(野村小学校⑩)

→15日に発注

→18日午後に設置・稼働予定

○高圧洗浄機

<岡山県>

・倉敷市真備町4か所：60台

(岡田小学校⑳、蘭小学校⑳、二万小学校⑫、吉備路クリーンセンター⑧)

→16日に発注

→18日午後に設置・稼働予定

○乾電池

<岡山県>

・倉敷市：単三1000本、単四3500本

(倉敷市西中新田640番地)

→16日、在庫確認中、17日に正式発注予定

→19～20日に納品予定

○ベッドマット

・愛媛県(127枚)

7月14日に122枚が到着済み。さらに7月15日(日)に5枚が到着済み。

・広島県(150枚)

7月15日までに150枚全て到着済み。

○土嚢袋

7月14日(土)に岡山県総合展示場(コンベックス岡山)に6万枚が到着済み。

7月16日(月)に岡山県矢掛町村環境改善センターホールに3,000枚が到着済み。

○パーテーション

7月15日(日)までに広島県呉市、府中町、坂町に380セットを搬入済み。

○タオル

7月14日(土)に広島県海田小学校に約1万枚が到着済み。

○給水タンク

7月15日(日)までに1,000個を愛媛県新居浜港に搬入済み。

10. 工場等の停止状況

工場については、在庫、代替調達により、生産を再開する動きがみられている。他方、被災したサプライヤーや物流・交通事情等の影響もあり、以下のような状況の企業がある。

- ・工場、設備等に重大な被害があり、操業再開が困難な企業がある。(サプライヤー関係、金属関係、素形材関係等)
- ・稼働率の調整などにより操業を再開した企業もあるが、道路渋滞、運送会社の確保困難等、ロジステックスの面でリスクを含んでいる。(自動車関係、機械関係、素形材関係、伝統工芸品関係等)
- ・断水中のため、設備の清掃・稼働ができず、操業開始が遅れている企業がある。(素材関係、金属関係、文具関係、素形材関係、伝統工芸品関係等)

例えば、このまま操業再開が遅れた場合、他会社への取引切替に追い込まれる可能性もあり、今後の被害状況確認の進展や被害の長期化による影響も含めて、引き続き注視が必要。

11. 中小企業・小規模事業者対策

○災害救助法が適用されたことを受けて、被災中小企業・小規模事業者対策を実施する。※
()内は適用日

- ・高知県 あきし 安芸市、こうなんし 香南市 及び ながおかぐんもとやまちょう 長岡郡 本山町 (6日) / 宿毛市 (7日) / 土佐清水市、
幡多郡三原町及び幡多郡大月町 (8日)
- ・鳥取県鳥取市、やずぐんわかさちょう 八頭郡 若桜町、やずぐんちづちょう 八頭郡 智頭町、やずぐんやずちょう 八頭郡 八頭町、とうはくぐんみささちょう 東伯郡 三朝町、さいはくぐん 西伯郡
なんぶちょう 南部町、さいはくぐんほうきちょう 西伯郡 伯耆町、ひのぐんにちなんちょう 日野郡 日南町、ひのぐんひのちょう 日野郡 日野町、ひのぐんこうふちょう 日野郡 江府町、(6日)
- ・広島県広島市、呉市、竹原市、三原市、おのみちし 尾道市、福山市、府中市、東広島市、えたじまし 江田島市

あきぐんふちゆうちょう あきぐんかいたちょう あきぐんくまのちょう あきぐんさかちょう
・安芸郡 府中町、安芸郡 海田町、安芸郡 熊野町、安芸郡 坂町 (5日)

いばらし そужやし たかはしし にいみし せとうちし あかいわし
・岡山県岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市
まにわし あさくちし つくぼぐんはやしまちょう あさくちぐんさとしょうちょう とまたぐんかがみのちょう あいだぐん
・真庭市、浅口市、都窪郡 早島町、浅口郡 里庄町、苫田郡 鏡野町、英田郡
にしあわくらそん かがぐん きびちゆうおうちょう おだぐんやかげちょう
西粟倉村 及び 加賀郡 吉備 中央町 (5日) / 小田郡 矢掛町 (6日)

きょうたんごし なんとんし ふないぐんきょうたんばちょう
・京都府福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡 京丹波町、
よさぐんいねちょう よさぐんよさのちょう
与謝郡 伊根町 及び 与謝郡 与謝野町 (5日)

ささやまし あさごし しそうし あこうぐんかみごおりちょう みかたぐんかみちょう
・兵庫県豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡 上郡町、美方郡 香美町 (5日) /
たんばし たかぐんたかちょう さようぐんさようちょう やぶし
姫路市、西脇市、丹波市、多可郡 多可町、佐用郡 佐用町 (6日) / 養父市、たつの市、
かんざきぐんいちかわちょう かんざきぐんかみかわちょう
神崎郡 市川町 及び 神崎郡 神河町 (7日)

いまばりし おおずし せいよし きたうわぐんまつのちょう およびきたうわぐんきほくちょう
・愛媛県 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡 松野町 及び 北宇和郡 鬼北町 (5
日)

なかつがわし えなし みのかもし かにし やまがたし ひだし もとすし
・岐阜県高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市
ぐじょうし げろし かもぐんさかほぎちょう かもぐんひちそうちょう かもぐんやおつちょう かもぐんしらかわちょう
・郡上市、下呂市、加茂郡 坂祝町、加茂郡 七宗町、加茂郡 八百津町、加茂郡 白川町
かもぐんひがししらかわむら おおのぐんしらかわむら かもぐんとみかちょう かもぐん
・加茂郡 東白川村、大野郡 白川村 (7日) / 岐阜市、美濃市、加茂郡 富加町、加茂郡
かわべちょう
川辺町 (8日)

・福岡県飯塚市 (5日)

・島根県江津市 (6日)

・山口県岩国市 (6日)

計 61 市、37 町、4 村

① 特別相談窓口の設置

② 日本政策金融公庫による災害復旧貸付 (別枠で 1 億 5,000 万円など)

③ セーフティネット保証 4 号 (別枠での 100% 保証、無担保 8,000 万円など)

④ 既往債務の返済条件緩和等の実施

⑤ 小規模企業共済災害時貸付の即時実施

○ 特別相談窓口について、これまでに中小企業等から合計 555 件の相談あり。

○ 中小企業庁次長以下、現地に職員を派遣し、被災中小企業の状況・ニーズ把握を実施。

経済産業省の対応

5 日 ・ 経済産業省災害対策連絡室設置

8 日 ・ 経済産業省非常災害対策本部設置

・ 各経産局に対し、各地の避難状況・ニーズ調査を指示

- ・電事連に対し、全国の電力会社による応援体制の構築及び支援を要請。被害状況や復旧見通し等を SNS 等で積極的に情報発信するよう要請。
- ・経産省から所管業界に対し、支援物資の供給可能量の調査開始
クーラー：岡山県倉敷市真備地区、水島地区、広島県安芸郡熊野町、坂町に向けて、スポットクーラーの発送・電気工事を依頼。トイレ：在庫量・発送見込みを事業者に確認。

9 日 ・各県に本省職員を派遣

広島県：リエゾン2名、避難所巡回3名（東広島エリア2名、三原市1名）

岡山県：避難所巡回3名（倉敷（真備、水島、井原エリア）3名）

愛媛県：リエゾン1名、避難所巡回3名（大洲市1名、西予市1名、宇和島1名）

高知県：避難所巡回1名（安芸市1名）

香川県：（四国局）1名

- ・電源車への切れ目ない燃料供給を実現するため、全国石油組合に協力を要請
- ・中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社から、災害救助法適用市町村及び隣接市町村における規制の小売料金及び託送料金等についての特別措置に関する認可申請を受け、認可。

10 日 ・全国 LP ガス協会に対し、流出した LP ガス容器の迅速な回収を指示

11 日 ・中国電力に対し、残る停電箇所の復旧に向けた一層の取組を要請

- ・貿易保険の手続きに関する特例の創出について
株式会社日本貿易保険（NEXI）では、保険料支払いなどの貿易保険契約の諸手続きにおける期限猶予や船積が中止となった場合の未経過保険料の全額返還などの特例対応を行う。

12 日 ・日本ガス協会及び日本コミュニティガス協会に対し、残る供給支障箇所の復旧加速化を指示。

【連絡先】

経済産業省大臣官房総務課

危機管理・災害対策室

山口、江澤、渡部、佐藤

電 話 03-3501-1327

F A X 03-3501-1704

平成 30 年 7 月豪雨に対する国土交通省の主な対応状況

※下線部は 7 月 16 日 6:00 版からの変更箇所

1. 捜索・救助等（海上保安庁） 救助・人員輸送 244 名、患者搬送 27 名

- ・各地において、河川転落者及び行方不明者の捜索、漂流船、転覆船の捜索等を実施(7/6～)
- ・巡視船艇により、罹災遺体揚収(7/9～)
- ・呉市において透析患者 21 名輸送(7/8～)
- ・回転翼により、倉敷市真備町において要救助者を捜索(7/8)、宇和島市吉田町にて透析患者 1 名を吊り上げ救助(7/8)
- ・巡視船艇により、山口県笠戸島の孤立者 27 名を救助(7/7)、愛媛県宇和島市の負傷者 4 名を搬送(7/7)、山口県笠戸島の患者等 5 名を搬送(7/13)

2. 被災者の生活支援

○国土交通省被災者生活支援チーム（会議開催 7/9, 10, 11, 13, 15）

(1) 二次的避難場所の確保

- ・旅館・ホテルにおいて、約 1,000 人分の部屋が受け入れ可能。7/16 までに 73 人が避難所から移動。
- ・宿泊関係 4 団体に対し、宿泊施設における被災者の受入を協力依頼(7/8)
- ・宿泊等施設としての船舶の活用を検討中(7/8)

(2) 応急的な住まいの確保

- ・被災者に提供可能な公営住宅等、UR 賃貸住宅及び民間賃貸住宅について、関係地方公共団体に情報提供(7/11)、国土交通省 HP で公表(7/12～)
※公営住宅等：8,494 戸、UR 賃貸住宅：7,786 戸、国家公務員宿舎 2,546 戸（計 18,826 戸のうち入居決定 183 戸）、民間賃貸住宅 93,240 戸(7/17 8:00)
- ・住宅業界団体に対し、各府県との災害協定等を踏まえ、応急仮設住宅の建設に向けた準備等を行うことを依頼(7/8)

(3) 給水・入浴等支援

- ・広島県三原市三原港において、(独)水資源機構が保有する可搬式浄水装置（海水淡水化装置）による飲料水(7/16～)及び雑用水(7/15～)の給水を実施
- ・散水車により、広島県三原市等において雑用水の給水支援を実施(7/12～)
※広島県広島市(7/12～14)、三原市(7/13～14)、呉市(7/13)、坂町(7/14)、岡山県倉敷市(7/15)
- ・海洋環境整備船により、広島県呉市において給水支援を実施(7/11～)
- ・海上保安庁巡視船艇により、広島県三原市、呉市及び愛媛県岩城島において給水支援を実施(7/8～)、16 日 1900 現在の総給水量 679 トン
- ・浚渫兼油回収船により、広島県呉市において入浴・洗濯支援を実施(7/12～)
- ・(独)海技教育機構の保有する練習船により、広島県呉市において入浴、洗濯等支援を実施(7/14～)

(4) 路面・側溝清掃等支援

- ・ 散水車、路面清掃車、側溝清掃車等により、広島県、愛媛県、岡山県において生活道路等の路面散水、路面清掃、側溝清掃等を実施(7/12～)。散水車 10 台を追加派遣中(7/15～)。

※散水車：広島県広島市、三原市、坂町(7/15～)、愛媛県大洲市(7/12～)、西予市(7/12～)、宇和島市(7/15)、岡山県倉敷市(7/16～)

路面清掃車：愛媛県大洲市(7/12～)、西予市(7/12～14)

側溝清掃車：愛媛県大洲市(7/12)、西予市(7/12～14)

配水管清掃車：愛媛県大洲市(7/12～)、西予市(7/12～14)、岡山県倉敷市(7/15～)

- ・ 岡山県倉敷市へ土のう袋約 19 万袋を提供し、泥かき作業を支援(7/16)
- ・ 一般社団法人日本建設機械レンタル協会、建設機械メーカーの協力を得て、小型の油圧ショベルを派遣(7/13～)

※広島県安芸郡熊野町 2 台、愛媛県大洲市 3 台、愛媛県西予市 3 台等計 13 台を派遣

3. 物流・物資輸送等

(1) 物流・物資輸送

■ 物流

- ・ 7/11 までに物流事業者等の協力のもと、岡山県、広島県、愛媛県において広域物資輸送拠点を設置。
- ・ 第二種貨物利用運送事業について、輸送力の迅速な確保を図るため、豪雨災害に伴う利用運送の区域又は区間等の追加を目的とした事業計画等の変更認可申請に係る柔軟な手続き運用を開始(7/11～)。
- ・ 内閣府設置の「緊急物資調達・輸送チーム」及び同チーム現地連絡調整室に職員を派遣(7/10～)。
- ・ 各地方運輸局等、指定公共機関(日本通運(株)、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)、西濃運輸(株)、福山通運(株)、(公社)全日本トラック協会)に対し、支援物輸送等の要請依頼があった場合に備えて必要な準備を指示(7/5, 6～)。被災地域に対するプッシュ型輸送等を実施(7/5～)。

■ トラック

- ・ 自治体からの要請に基づき、府県トラック協会による物資輸送を実施(7/5～)
- ・ 埋立浚渫協会の協力のもと、堺泉北港基幹的広域防災拠点の備蓄支援物資を、広島県広島市、江田島市、呉市へ輸送(7/10, 14)
- ・ 貨物自動車運送事業について、輸送力の迅速な確保を図るため、柔軟な手続き運用を開始(7/10～)。

■ 船舶

- ・ 国土交通省保有船舶、海上保安庁巡視船艇により物資輸送を実施
 - ※国土交通省保有船舶：広島県 呉市(7/8～)、竹原市・尾道市(7/9～)、江田島市(7/11)、三原市(7/14～)、愛媛県 上島町(7/11～)
 - ※海上保安庁巡視船艇：広島県呉市、三原市、坂町及び山口県下松市(7/7～)
- ・ 日本港運協会に支援物資や人員輸送等の岸壁利用に係る調整協力を要請

■航空

- ・ 救援活動を行う民間会社等の航空機の活動確保のための航空法の柔軟な運用を実施(7/8～)
 - ※空港以外の場所への離着陸を行う場合等に必要な航空法の許可等に関し口頭による手続を認めるなどの柔軟な運用を実施(7/8～)。7 社 26 件(岐阜県、京都府、愛媛県、香川県、高知県、広島県、岡山県)について対応済み(7/11 17:00)
 - ※被災地への救援物資等に含まれる爆発物等(小型燃料ガスボンベ等)の輸送に必要な承認について口頭による手続等を認める柔軟な運用を開始(7/10～)。
 - ※航空機の耐空証明並びに操縦士の航空身体検査証明及び特定操縦技能審査の有効期間満了後の運航を可能とするための特例許可の柔軟な運用を実施(7/10～)
- ・ 防衛省による支援物資輸送のため、広島空港の運用時間延長を実施(7/10)、駐機場確保等を実施(7/10～)

(2) 交通

■道路

【物資輸送・渋滞対策】

- ・ 被災地への物資輸送の円滑化のため、整備局や県、警察等で構成される広島県災害時渋滞対策協議会を設置し、ソフト・ハードの渋滞対策を検討(7/12～)
- ・ 国道 31 号全線に、相乗り等の交通量抑制を呼びかける看板を現地に設置(約 20 箇所)し、7/17 より主要渋滞箇所の緊急交差点改良の実施
- ・ 広島呉道路の通行止めにより、広島県呉市周辺へのアクセスが著しく低下していることから、山陽道+東広島呉自動車道の経由をしやすくするため、山陽自動車道 高屋 JCT・IC と広島 IC～西条 IC 間について、高速道路料金の半額措置を実施(7/17 0:00～)
- ・ 広島呉道路の一部(天応西 IC～呉 IC、坂北 IC～坂南 IC)において、7/17 始発より、バス(広島・呉間)の通行を開始予定。
- ・ 高速道路と並行する一般道の通行止めに伴う高速道路の代替路(無料)措置を実施(7/7～)
 - ※山陽自動車道(岩国～熊毛)【通行止め：国道 2 号】
 - ※京都縦貫自動車道・舞鶴若狭自動車道(綾部安国寺～舞鶴西)【通行止め：国道 27 号】
 - ※東海北陸自動車道(飛騨清見～白川郷)【通行止め：国道 156 号】
- ・ 災害救助車両・災害ボランティア車両に対する高速道路の無料措置(7/10～)
 - ※措置中：岡山県、広島県、愛媛県(7/10～)、京都府、大阪府、高知県(7/12～)、岐阜県、兵庫県、福岡県(7/13～)
- ・ 被災地域の物流確保、早期復旧等の観点から、特殊車両許可申請の「目的地」又は「出発地」が岡山県、広島県、愛媛県、福岡県の場合は、最優先で処理を行い、可能な限り迅速に許可証を交付(7/10～)
- ・ 「広島市・呉市周辺通れるマップ」を公表(7/10～)
- ・ 山陽自動車道(河内 IC～広島 IC)において、緊急車両に加え、救援物資等を輸送する車両を通行可能とする運用を実施(7/10 10:00～7/14 6:00)

【復旧状況（高速道路）】

- ・ 東西の大動脈である山陽道の通行止めは全て解除(7/14 6:00)
 <中国地方の通行止め延長 最大 847km → 現在(7/17 4:00) 47km>
 - ※E2 山陽道 福山西 IC～本郷 IC : 7/9 17:00 通行止め解除
 - E54 尾道自動車道 尾道 JCT～尾道北 IC : 7/9 17:00 通行止め解除
 - E2 山陽道 本郷 IC～河内 IC : 7/10 5:00 通行止め解除
 - E75 東広島呉道路 高屋 JCT～阿賀 IC : 7/10 7:00 通行止め解除
 - E54 尾道自動車道 尾道北 IC～世羅 IC : 7/12 10:00 通行止め解除
 - E31 広島呉道路 仁保 IC～坂北 IC : 7/13 18:00 通行止め解除
 - E2 山陽道 広島 IC～河内 IC : 7/14 6:00 通行止め解除 等
- ・ 本州と九州を連絡する交通軸を上下線ともに 2 車線以上確保
 - ※E3 九州道 門司 IC～小倉東 IC : 7/11 11:30 下り線 通行止め解除
 - 北九州高速道路 4 号線 : 7/10 17:00 通行止め解除 等
- ・ 被災による通行止めは、現時点で 5 路線 5 区間。
 - ※E10 東九州自動車道（椎田南 IC～豊前 IC）、E3 九州自動車道（門司 IC～小倉東 IC 上り線）、E31 広島呉道路（坂北 IC～呉 IC）、E54 尾道自動車道（甲奴 JCT～吉舎 IC）、E54 松江自動車道（三次東 JCT・IC～高野 IC）

■鉄道

【復旧状況・見込み】

- ・ 5 事業者 12 路線の全区間または一部区間において 1 ヶ月以内に運行再開を予定
 - ※JR 西日本:舞鶴線(全区間)、山陰線(一部区間)、山陽線(一部区間)、芸備線(一部区間)、因美線(一部区間)、福塩線(一部区間)、津山線(一部区間)/JR 四国:予讃線(一部区間)、内子線(全区間)/JR 九州:肥薩線(一部区間)長良川鉄道:越美南線(一部区間) /平成筑豊鉄道:門司港レトロ観光線(一部区間)

【運転休止】

- ・ 中国・四国地方を中心に、10 事業者 24 路線で運転休止
 - ※最大時 32 事業者 115 路線で運転休止 (7/7 5:00)
 - ※JR 東海:高山線/JR 西日本:姫新線、山陽線、山陰線、舞鶴線、芸備線、因美線、木次線、福塩線、伯備線、呉線、津山線、岩徳線/JR 四国:内子線、予讃線、予土線/JR 九州:筑豊線、肥薩線/長良川鉄道:越美南線/WILLER TRAINS:宮津線/井原鉄道:井原線/錦川鉄道:錦川清流線/平成筑豊鉄道:田川線、門司港レトロ観光線/JR 貨物:山陽線、伯備線、予讃線
 - ※主な施設被害等
 - JR 東海 高山線 坂上(さかがみ)駅～打保(うつぼ)駅間 土砂流入
 - JR 西日本 山陽線 本郷駅～河内(こうち)駅間 盛土崩壊
 - 芸備線 狩留家(かるが)駅～白木山(しらきやま)駅間 橋梁流失
 - 呉線 水尻(みずじり)駅構内 土砂流入
 - J R 四国 予讃線 本山(もとやま)駅～観音寺(かんおんじ)駅間 橋脚傾斜、軌道変位
 - J R 九州 肥薩線 鎌瀬(かませ)駅～瀬戸石(せといし)間 土砂流入
 - WILLER TRAINS 宮津線 栗田(くんだ)駅～宮津駅間 道床流出

4. 主なインフラの復旧状況・二次災害防止

(1) 河川

■国管理河川

- ・ 浸水被害 : 20 水系 35 河川、施設等被害 : 34 水系 53 河川

- ・国管理河川の被災箇所 145 箇所について、大規模な被災をうけた全 10 箇所、その他の被災 135 箇所のうち 94 箇所で対策完了
- ・岡山県倉敷市真備町：高梁川水系小田川等の決壊により、浸水面積約 1,100ha、約 4,600 戸の家屋浸水。7/8 から排水作業を実施し、宅地及び生活道路については概ね浸水解消(7/11)。堤防決壊箇所 2 カ所の盛土による仮復旧を完了(7/15)、引き続き二重締切を実施中。
※小田川支川の県管理河川の堤防決壊箇所の盛土等による仮復旧を完了(7/16)。
- ・愛媛県大洲市：肱川水系肱川の暫定堤防及び二線堤からの越水により、浸水面積約 970ha、約 720 戸の家屋浸水。

■道府県管理河川

- ・浸水被害：67 水系 194 河川、施設等被害：95 水系 272 河川
- ・岡山県岡山市：旭川水系砂川において堤防が決壊し、多数の家屋等浸水(7/7)。決壊箇所の盛土による仮復旧を完了(7/16)。
- ・岡山県倉敷市真備町：高梁川水系小田川支川の末政川、高馬川、真谷川の堤防決壊箇所 6 箇所の盛土等による仮復旧を完了(7/16)。
- ・福岡県：筑後川水系陣屋川及び山ノ井川等で、多数の家屋等浸水(7/7)。
- ・岐阜県：木曾川水系津保川で多数の家屋等浸水(7/8)。

(2) 土砂災害

- ・1 道 2 府 28 県で 857 件の土砂災害が発生(土石流等 272、地すべり 37、がけ崩れ 548)
- ・国総研・土研の土砂災害専門家(TEC-FORCE 高度技術調査班)による調査及び二次災害防止等のための技術的助言を実施(7/10~)。
※広島県内 2 名(7/10~)、愛媛県内 2 名(7/11~)：土砂崩れ等の発生源調査や二次災害防止のための技術的助言
※京都府福知山市に 1 名(7/10)：天然ダムの危険性調査、応急対策等の技術的助言
- ・土石流が集中的に発生した地域等の自治体に対して、今後の警戒避難について説明を実施(7/14, 15)
- ・二次災害防止のため太田川水系榎川に監視カメラ等を設置(7/12~)
- ・土砂災害の発生状況調査を TEC-FORCE が広島県、岡山県、愛媛県で実施中(7/8~)

(3) 交通(3.(2)記載分以外)

■道路(高速道路を除く)

○直轄国道

- ・被災による通行止め：1 路線 6 区間
※国道 2 号
- ・広島市~呉市間のアクセスが確保
※一般国道 3 1 号(広島市~呉市)：7/11 23:00 通行止め解除 等
- ・広島県内の国道 2 号：7/21 頃目途に通行止めを解除する見込み

○地方公社

- ・被災による通行止め：なし

○補助国道

- ・被災による通行止め：29 路線 41 区間

○都道府県・政令市道

- ・被災による通行止め：489 区間

■港湾

・30 港で被害を確認

※国際戦略港湾（神戸港）、国際拠点港湾（四日市港、北九州港、水島港）、重要港湾（東播磨港、鳥取港、岡山港、呉港、今治港、高知港、唐津港、伊万里港、巖原港、郷ノ浦港、福江港）、兵庫県の 1 地方港湾、広島県の 1 地方港湾、愛媛県の 3 地方港湾、長崎県の 8 地方港湾、熊本県の 2 地方港湾

- ・水島港、東播磨港、今治港、呉港等で港内の漂流物の回収を実施
- ・呉港湾管理者である呉市からの要請により、港湾法 55 条の 3 の 3 に基づく国土交通大臣による呉港の港湾管理の一部管理を実施(7/16～)
- ・海洋環境整備船等による漂流物の回収

※漂流物回収(中部地整 1 隻、近畿地整 3 隻、中国地整 1 隻、四国地整 3 隻、九州地整 3 隻)

(4) その他

- ・下水道：下水道処理場やポンプ場 19 箇所で浸水によりポンプ機能停止。
このうち 17 箇所で応急復旧済。
道路陥没、土砂流入等による管路破損・閉塞 60 箇所。このうち 38 箇所で応急復旧済み（対応不要箇所含む）。
- ・公園：国営公園 2 公園、都市公園 193 公園で被害を確認
- ・観光：1 道 2 府 8 県のホテル・旅館の計 20 軒で床上・床下浸水被害等が発生

5. 被災自治体等の支援

(1) TEC-FORCE（テックフォース）

○TEC-FORCE 総派遣数：のべ 5,272 人派遣（7/3～）、7/17 は 458 人で活動

- ・河川、道路、土砂災害危険箇所等の被災状況調査、土砂災害の高度技術調査（調査、技術的助言等）や緊急排水：のべ 4,442 人派遣（7/3～）

※7/17 は岡山県倉敷市、広島県東広島市、三原市、愛媛県大洲市、高知県安芸市等に 412 人派遣

- ・激甚災害の迅速な指定に向け、21 班 83 人を追加派遣、被害状況調査を加速化（7/12, 13）
- ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策用資機材：のべ 1,418 台派遣（7/3～）
※7/17 は岡山県岡山市、倉敷市等へ排水ポンプ車 24 台、照明車 19 台、散水車 18 台、路面清掃車 6 台、側溝清掃車 3 台、排水管清掃車 4 台等計 79 台を派遣
- ・リエゾン：のべ 629 人派遣（7/3～）
※7/17 は岡山県倉敷市、広島県広島市、愛媛県大洲市等に 34 人派遣
- ・JETT(気象庁防災対応支援チーム)：のべ 201 人派遣（7/4～）
※7/17 は岡山県、倉敷市、広島県、広島市、呉市ほかへ 12 人派遣

- ・ 6 地方整備局の防災ヘリによる上空からの被災状況調査（のべ 32 日飛行）
※北海道方面調査（7/6, 7）、中部方面調査（7/9, 10）、近畿方面調査（7/8～）、中国方面調査（7/8～14）、四国方面調査（7/8～13, 17）、九州方面調査（7/7, 11）

（2）専門家等の派遣

- ・ 本省災害査定官等をのべ 42 人派遣し、災害緊急調査を実施（7/10～）
※岡山県、広島県、愛媛県、福岡県内の河川、道路等に 7 人派遣し、被災した公共土木施設に対する応急措置、復旧工法等の技術的助言・指導を実施（7/10～13）
※岡山県管理の末政川、高馬川、真谷川（倉敷市真備町内）に引き続き 1 人派遣（7/14～）
- ・ 河川・土砂・道路被害状況調査にかかる高度技術指導のため、国土技術政策総合研究所・土木研究所の専門家をのべ 30 人派遣（7/8～）
※河川：岡山県倉敷市他に国総研・土研からのべ 8 人派遣（7/8：各 2 人、7/10～11：各 1 人）
※土砂：広島県坂町他に国総研からのべ 12 人派遣（7/12～15：3 人）
広島県広島市他に国総研からのべ 5 人派遣（7/15～16：2 人、7/17：1 人）
※道路：NEXCO 西日本（広島呉道路）に土研からのべ 2 人派遣（7/12～13：1 人）
広島県三次市他に国総研・土研からのべ 3 人派遣（7/14：国総研 1 人、土研 2 人）
- ・ 海上保安庁によるリエゾンのべ 131 人派遣（広島県等）（7/6～）
- ・ 土砂崩落調査のため、北海道小平町、せたな町に寒地土研より専門家を 1 人派遣（7/3、7/5）

（3）その他

- ・ 「広島市・呉市周辺通れるマップ」を公表（7/10～）[再掲]
- ・ 国土地理院による、要望に応じた地図の提供（7/6～）、空中写真の緊急撮影・提供・公開（7/9～）
- ・ 一般社団法人日本建設機械レンタル協会、建設機械メーカーの協力を得て、小型の油圧ショベルを派遣（7/13～）[再掲]
※広島県安芸郡熊野町 2 台、愛媛県大洲市 3 台、愛媛県西予市 3 台等計 13 台を派遣

I. 避難所の確保

①一次避難所

- ・学校、公民館などの公的施設
【227ヶ所4,879人】
(7月15日20:00現在)

②二次避難所

- (1) 宿泊施設
【1,009名受入可能
(うち73名入所済)】
- (2) 船舶
 - ・入浴サービス
 - 防衛省の護衛艦等5隻で実施中
 - 国土交通省(地方整備局、(独)海技教育機構)及び水産庁((国研)水産研究・教育機構)の船舶で順次実施



自宅の損傷が軽微な場合は、地域のライフラインの復旧後、帰宅

II. 応急的な住まいの確保

①公営住宅等の空室提供

- ・公営住宅等 : 8,494戸
 - ※中部以西27府県
 - ※被災者のニーズを踏まえ、新たに東京都が受け入れを公表(7/15)群馬県・栃木県においても提供をホームページに掲載。他は確認中。
 - ・UR賃貸住宅 : 7,786戸
 - ※中部以西17府県
 - ・国家公務員宿舎 : 2,546戸
 - ※避難指示、避難勧告発令、避難所設置等の18府県
- 計 18,826戸 (うち入居決定183戸)
※再集計により修正

②民間賃貸住宅の空室提供

- ・災害救助法適用8府県 : 58,616戸
 - ・7/12以降追加適用3県 : 34,624戸
- 計 : 93,240戸
(全国賃貸住宅経営者協会連合会調べ)

- ・岡山県倉敷市等4市1町において入居相談、申込みを実施中
- ・広島県において入居等相談(7/17)、申込み(7/20)を開始
- ・愛媛県が実施の意向を表明(7/15)

③応急仮設住宅の建設

- ・応急仮設住宅の建設が必要となる場合に備え、被災県と住宅業界団体において協議を実施
- ・愛媛県が実施の意向を表明(7/15)

III. 恒久的な住まいの確保

- ・自力での再建・補修等を支援

○被災者生活再建支援金制度

○住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度

- ・コールセンターにおいて電話相談を受付

自力での再建等が困難な被災者への公営住宅の整備

15 環境省

平成 30 年 7 月豪雨による被害状況等について

平成 30 年 7 月 17 日(火) 5:30 現在
環境省大臣官房総務課危機管理室

環境省関連の被害状況及び対応状況については、以下のとおり。

1. 被害状況

【災害廃棄物等関係】

- ・ 現在、災害廃棄物の発生状況、廃棄物処理施設の稼働状況について、全地方環境事務所に確認中。
- ・ 下記の被害について、道路の支障については啓開作業中、施設の被害については早期復旧作業を行うとともに、長期化も視野に入れて広域処理を検討中。

(個別の被害状況)

- ・ 岡山県の高梁地域事務組合（高梁市、吉備中央町）クリーンセンター（焼却施設）の地下施設が水没し稼働停止中。
- ・ 岡山県の高梁地域事務組合（高梁市、吉備中央町）し尿処理場が水没し稼働停止中。
- ・ 岡山県の旭川中部衛生施設組合（岡山市）のし尿処理施設が取水ポンプの浸水により稼働しない状況であったが、稼働再開。
- ・ 香川県の坂出市の坂出環境センター（最終処分場）の埋め立て処分地へ下りる進入路法面が一部崩落し 4 t ダンプでの焼却灰等の運搬に支障があったが復旧完了。
- ・ 福岡県の遠賀・中間地域広域行政事務組合（中間市、水巻町、芦屋町、岡垣町、遠賀町）の最終処分場の搬入路で舗装面剥離及び擁壁倒壊で大型車両が通行できない状況。
- ・ 広島県の庄原市の東城ごみ固形燃料化施設、東城し尿処理施設が一部水没したため被害を調査中。
- ・ 広島県の安芸地区衛生施設管理組合（府中町・海田町・熊野町・坂町・広島市の一部）の安芸クリーンセンターが道路の寸断により運搬が困難な状況であったが受け入れ再開。
- ・ 山口県の光市の深山浄苑し尿処理施設について、搬入路の一部で土砂崩れにより施設への運搬ができない状況。
- ・ 愛媛県の大洲・喜多衛生事務組合（大洲市、内子町、伊予市、砥部町）の清流園（し尿処理施設）において浸水被害発生が発生し、稼働停止中。
- ・ 島根県の邑智郡総合事務組合（川本町、美郷町、邑南町）のし尿処理施設が浸水により停止中。
- ・ 広島県の呉市安浦のし尿処理施設が、タンク破損と一部土砂流入により埋没し稼働不可であったが仮復旧し稼働再開。

【機密性1】

- ・ 広島県の呉市豊町のし尿処理施設が、搬入道路崩壊により稼働停止中であつたが稼働再開。
- ・ 広島県の呉市のクリーンセンターくれ（焼却施設）が、断水が解消され、稼働再開に向けて復旧作業中。
- ・ 広島県の福山市のし尿処理施設（西部衛生）が断水のため稼働停止中。
- ・ 愛媛県の上島町の上島クリーンセンター（焼却施設）が断水のため停止中であつたが、下水処理場の処理水を活用することで運転再開。
- ・ 福岡県の太宰府市の環境美化センター（粗大ごみ処理施設）が搬入路の崩落により停止中。

2. 対応状況

【省全体関係】

- ・ 大臣官房総務課危機管理室に環境省災害情報連絡室を設置（7月3日）。
- ・ 環境省災害対策チームを設置（7月7日15:30）し、コアメンバー会議（第1回：7月8日12:00～、第2回：7月14日13:00～）及びチーム会合（第1回：7月9日8:00～、第2回：7月9日19:00～、第3回：7月10日10:30～、第4回：7月10日18:30～、第5回：7月11日18:00～、第6回：7月12日18:00～、第7回：7月13日18:50～）を開催。
- ・ 7月13日に本省の環境再生・資源循環局等担当の大臣官房審議官を広島県の政府現地連絡調整室に派遣し、被災地における災害廃棄物処理に関する現地支援体制を強化。
- ・ 7月16日、中川環境大臣が岡山県の災害廃棄物処理の状況について現地調査。
- ・ 7月16日に環境再生・資源循環局総務課長を岡山県倉敷市に派遣し、被災地における災害廃棄物処理に関する現地支援体制を強化。

【災害廃棄物等関係】

- ・ 災害廃棄物対策室から九州地方環境事務所廃リ課へ台風7号に係る被害情報の収集を指示（7月2日）。
- ・ 災害廃棄物対策室から全地方環境事務所へ台風7号及び前線等に係る被害情報の収集を指示（7月3日）。
- ・ 災害廃棄物処理に関して以下の旨の事務連絡を全都道府県に発出（7月6日）。
 - 災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について
 - 初動時の対応、仮置場の確保及び災害廃棄物の分別の徹底について
 - 災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について
 - アスベスト飛散防止対策について
 - 被災した太陽光発電設備の保管等について
 - 被災したパソコンの処理について
 - 被災した家電リサイクル法対象品目の処理について
 - 廃石綿、感染性廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について
 - 被災した自動車の処理について
- ・ 7月9日に九州地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家を福岡県久留米市へ派遣。
- ・ 7月9日から中国四国地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家を岡山県岡山

【機密性1】

- 市・倉敷市・高梁市・総社市へ派遣。
- 7月10日から本省・中国四国地方環境事務所・東北地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家を広島県広島市・坂町・熊野町・東広島市・竹原市・三原市・尾道市・呉市・三次市・府中市・江田島市・安芸高田市へ派遣。
- 7月10日から中国四国地方環境事務所・関東地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家を愛媛県宇和島市・大洲市・西予市・鬼北町・松野町へ派遣。
- 7月10日に近畿地方環境事務所職員を京都府舞鶴市へ派遣。
- 7月11日に中部地方環境事務所職員を岐阜県関市・下呂市へ派遣。
- 7月11日から九州地方環境事務所職員及びD. Waste-Netの専門家（日環センター）を福岡県久留米市・飯塚市へ派遣。
- （公社）全国都市清掃会議及び関係団体を通じて、被災自治体への収集運搬車両等の派遣支援について調整。
- 7月13日に近畿地方環境事務所職員を兵庫県宍粟市へ派遣。
- 7月15日から中国四国地方環境事務所及びD. Waste-Netの専門家を高知県宿毛市・大月町へ派遣。
- 片付けごみの収集運搬に支障が生じている市町村については、環境省及び全国都市清掃会議の調整等により、収集運搬車両を派遣。7月13日から大阪府大阪市及び岡山県赤磐市が岡山県倉敷市に、福岡県福岡市が福岡県久留米市に、7月14日から福岡県行橋市が福岡県飯塚市に、兵庫県神戸市が岡山県倉敷市に、7月15日から福岡県大牟田市が福岡県飯塚市に、大分県大分市及び熊本県熊本市が愛媛県大洲市に派遣。
- 7月12日から岡山県倉敷市において防衛省とも協力し、がれきの撤去等を行う。

【動物愛護管理関係】

- 動物愛護管理行政を所管する全国の自治体（121自治体（都道府県、政令市、中核市））に対して、以下の確認と被害等があった際の環境省への連絡を要請（7月7日22:00）。
 - 動物愛護管理センター等関連施設の被害状況
 - 特定動物（人に危害を加える恐れのある危険な動物）の逸走の有無
 - 避難所等が設置された場合の「人とペットの災害対策ガイドライン」に基づいた各種支援等の有無
- （一財）ペット災害対策推進協会に対して、随時情報を共有するとともに、環境省、自治体と連携して対応してほしい旨要請（7月9日9:00）
 - 岡山県にて「岡山県動物救護本部」が設置（7月9日21:00）
 - 広島県にて「広島県動物救護本部」が設置（7月10日11:00）
- 広島に派遣中の本省職員が広島市内3カ所の避難所の現地調査を行ったところ、ペットを原因としたトラブルの発生は確認されなかった（7月11日20:00）。
- 岡山に派遣した本省職員と中国四国地方環境事務所職員が倉敷市内2カ所、総社市内2カ所の避難所避難所の現地調査を行ったところ、ペットを原因としたトラブルの発生は確認されなかった（7月12日22:00）。
- 環境省への支援要請、関連施設の被害状況、特定動物逸走の情報、避難所でのペットを原因とした特段のトラブルの発生報告は現在までのところなし。

【機密性1】

【環境保健関係】

- ・ 22関係府県の熱中症予防対策担当部局に対して、被災住民等の熱中症対策について事務連絡を発出（7月9日 16:24）
- ・ 各都道府県の衛生主管部（局）に対して、環境省所管の法令等に係る公費負担医療の取扱いについて事務連絡を発出（7月10日 17:52）

【地方環境事務所関係】

- ・ 中国四国地方環境事務所現地災害対策本部を設置（7月8日12:00）
- ・ 近畿地方環境事務所現地災害対策本部を設置（7月8日15:00）
- ・ 中国四国地方環境事務所現地災害対策本部会合を開催（第1回会議7月9日9:30～、第2回会議7月10日9:30～、第3回会議7月11日9:30～、第4回会議7月12日9:30～、第5回会議7月13日9:30～）し、各課、四国事務所から被害状況の報告等を確認。
- ・ 近畿地方環境事務所現地災害対策本部会合を開催（第1回会議7月9日10:00～、第2回会議7月10日9:30～、第3回会議7月11日9:30～、第4回会議7月13日9:30～）し、各課から被害状況の報告等を確認。
- ・ 岡山県庁、広島県庁及び愛媛県庁へ職員をリエゾンとして各1名派遣（7月11日～）。

【大気環境関係】

- ・ 災害廃棄物の処理等に係るアスベスト飛散防止対策の周知を図るため、全国の都道府県に対して事務連絡を発出（7月6日）
- ・ アスベストの確認調査の相談先の紹介と、救護活動等を行う従事者向けの注意喚起用チラシの活用の周知を図るため、全国の大防法所管自治体に対して事務連絡を発出（7月10日）

以上。

災害廃棄物対策の基本方針：現地支援チームを被災地に派遣し、被災自治体のニーズに即してきめ細やかに対応。

1. 生活圏内の災害廃棄物の早急な撤去・運搬

- ・全国の市町村と民間事業者から収集運搬車両を派遣
- ・片付けごみ等を被災地域から撤去・搬出。ボランティアとも連携
- ・がれきの撤去等については防衛省とも協力

2. 仮置場における分別・保管

- ・災害廃棄物を分別・保管するための一次仮置場を設置
- ・災害廃棄物を破碎・選別するための二次仮置場を設置

3. 災害廃棄物の処理

- ・4県※の128の廃棄物処理施設の内、1施設が稼働停止中
 - ・被災した廃棄物処理施設については早期復旧に向けて作業
 - ・被災した廃棄物処理施設周辺の自治体における受入れや、セメント業者及び大手産廃業者による広域処理
- ※ 床上浸水以上の住家被害が500件以上発生している県

災害廃棄物処理の進捗状況(環境省による調整・対応状況等)

◎岡山県

1. 災害廃棄物の早急な撤去・運搬

- 【倉敷市】
 - ・防衛省と連携しがれき撤去(7/12～)、作業加速化のための体制強化
 - ・ごみ収集車を大阪市(12台を7/13～)、赤磐市(5台を7/13～)、神戸市(9台を7/14～)が派遣
 - ・ごみ収集車を京都市(3台を7/17～)が派遣予定
 - ・全体統括機能強化のため、環境省職員(審議官級)を派遣(7/17～)

- 【総社市又は倉敷市】
 - ・ごみ収集車を高松市が派遣予定

2. 仮置場における分別・保管

- 【岡山市、倉敷市、高梁市、総社市】
 - ・一次仮置場を環境省現地支援チームが巡回し、運営を支援(7/9～)
- 【倉敷市】
 - ・二次仮置場を設置し、4haから10haに拡張することを決定。破碎・選別の開始に向けて準備中

3. 災害廃棄物の処理

- 【高梁市・吉備中央町】
 - ・焼却施設が停止し、県内周辺自治体にて広域処理中
- 【高梁市等】
 - ・災害廃棄物をD.Waste-Netの県外大手産廃業者に搬出し処理することを決定

◎広島県

1. 災害廃棄物の早急な撤去・運搬

- 【呉市】
 - ・防衛省と連携しがれき撤去(7/17～)
- 【広島市、東広島市】
 - ・県内の民間事業者に支援を要請し、十分なごみ収集車を確保済

- 【坂町】
 - ・ごみ収集車を名古屋市が派遣予定

2. 仮置場における分別・保管

- 【広島市、坂町、熊野町、東広島市、竹原市、三原市、尾道市、呉市、三次市、府中市、江田島市】
 - ・一次仮置場を環境省現地支援チームが巡回し、運営を支援(7/10～)

3. 災害廃棄物処理

- 【呉市】
 - ・断水のため呉市の焼却施設が停止していたが、断水が解消し、7/17より運転再開
- 【三原市】
 - ・満杯になった一次仮置場の災害廃棄物をD.Waste-Netの県外大手産廃業者に搬出し処理する方針

◎愛媛県

1. 災害廃棄物の早急な撤去・運搬

- 【大洲市】
 - ・ごみ収集車を大分市(4台を7/15～)が派遣
 - ・ごみ収集車を熊本市(3台を7/15～)が派遣

2. 仮置場における分別・保管

- 【宇和島市、大洲市、西予市、鬼北町、松野町】
 - ・一次仮置場を環境省現地支援チームが巡回し、運営を支援(7/10～)
- ・二次仮置場について検討中

3. 災害廃棄物の処理

- 【宇和島市、大洲市、西予市】
 - ・県内の産廃業者で災害廃棄物の処理を開始

平成30年7月17日
金融庁

平成30年7月豪雨に関する対応等について（7月16日22:00現在）

1. 金融機関の被災状況（7月13日9:00現在）

- ・ 大雨による浸水等のため、6金融機関8店舗が臨時休業。
- ・ 大雨による浸水等のため、郵便局39局が臨時休業。
- ・ 20金融機関59箇所のATMが利用不可。

2. 金融庁の主な対応**(1) 平成30年7月豪雨にかかる災害を踏まえた金融の円滑化等（7月16日）**

「平成30年7月豪雨にかかる災害に対する金融上の措置について」（既要請）の周知徹底に加え、本部指揮の下、各営業店で、被災者の要請内容を踏まえ、被災者の状況に応じてきめ細かく弾力的・迅速な対応を行うよう要請（別紙のとおり）。

- ・ 引き続き、被災個人・事業者の状況や応急資金の需要等を勘案して、既存の融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更や、融資手続きの簡便化・迅速化、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用にかかる相談に応じること等、顧客の便宜を考慮した適時的確な措置の実施を徹底。
- ・ 金融庁は、職員を現地に派遣し、中小企業庁等と連携しながら、被災個人・事業者や現地金融機関から被害状況やニーズを把握。その上で、事業者の既存融資や必要資金の提供に関する問題等への対応について、関係機関と協議するとともに、住宅ローン等については、ガイドラインの活用に関して、関係機関と協議し、被災者にとって必要な政策対応を策定・実施。金融機関においては、こうした取組みに協力すること。
- ・ 来店が困難な被災個人・事業者もいることなどの状況を踏まえ、当局からの要請内容やこれに関連する各金融機関の対応方針等について、可能な限り顧客に広く周知するよう努めるとともに、金融機関が訪問して、被災個人・事業者に対して親身かつ積極的に相談、アドバイスを行うこと。

(2) 金融上の措置要請（7月6日～）

- 災害救助法の適用を決定したことを受け、適用地域の所轄財務局において、日銀との連名で11府県内の金融機関等に対して、「平成30年7月豪雨にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出。

※ 6日：高知県、7日：鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県
8日：岐阜県、12日：福岡県、島根県、13日：山口県

➤ 要請事項（一部のみ記載）

【金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）】

- ・預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- ・届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- ・事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。
- ・今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分に対する配慮を行うこと。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮すること。
- ・既存の融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害を受けている顧客の便宜を考慮した適時適切な措置を講ずること。
- ・「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に応じること。
- ・損傷した紙幣や貨幣の引換えに応ずること。

【生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者】

- ・生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- ・生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の被災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(3) 金融庁相談ダイヤル（フリーダイヤル）を設置（7月13日～）

被災者の方からの金融機関や取引に対する照会、ご相談を受け付ける「平成30年7月豪雨金融庁相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を設置。

(4) 金融庁ウェブページに特設サイト（7月13日～）

金融庁ウェブページに「平成30年7月豪雨関連情報」特設サイトを設け、被災者の方に向けた金融に関する情報を掲載（相談ダイヤル、休日相談窓口等の掲載）。

(5) 被災地の金融機関の対応状況の把握

被災地の金融機関の対応状況（顧客の相談対応、休日対応、被災者への支援策、取引先の被害状況把握等）について、直接又は財務局を通じ、随時情報収集。

(6) 貸金業法施行規則を改正し、以下の例外措置を実施（7月13日公布・施行）

- ① 総量規制の例外となる緊急貸付の借入期間の延長等
- ② 個人事業主が総量規制の例外として借りる場合の事業計画書等の提出不要化
- ③ 配偶者の年収に基づき借りる際に必要な住民票等の提出期間の延長
- ④ リボルビング貸付が一定額に達した際の年収証明書等の提出期間の延長

- (7) 犯収法施行規則を改正し、以下の例外措置を実施（7月13日公布・施行）
- ① 義援金の現金振込みについて、本来10万円超で必要となる本人確認を200万円以下は不要
 - ② 被災者が口座開設をする場合、本人確認書類がなくとも本人の申告のみで可
- (8) 平成30年7月豪雨に関連する有価証券報告書等の提出期限の延長
平成30年7月豪雨の影響により、金融商品取引法に基づく開示書類（有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書）について、期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限の延長を認める。

3. 金融機関の主な対応

- (1) 被災地の金融機関において、預金の払戻時の柔軟な取扱いや顧客企業への融資の返済猶予、今回の豪雨対応のための特別融資等の被災者への支援策を実施しているほか、被災者の方からの相談対応として、休日対応を含む相談窓口等を設置。
- (2) 被災地の取引先や顧客の方々を訪問してお見舞いや被害状況の把握中。
- (3) 生命保険協会・日本損害保険協会において、保険料の払込猶予（最長6ヶ月）、必要書類の一部省略による保険金の簡易迅速な支払いを決定。

（以 上）

金監第2182号
平成30年7月16日

一般社団法人 全国銀行協会会長 殿
一般社団法人 全国地方銀行協会会長 殿
一般社団法人 第二地方銀行協会会長 殿
一般社団法人 信託協会会長 殿
一般社団法人 全国信用金庫協会会長 殿
一般社団法人 全国信用組合中央協会会長 殿
農林中央金庫代表理事理事長 殿
一般社団法人 全国労働金庫協会理事長 殿
株式会社ゆうちょ銀行代表執行役社長 殿

金融庁監督局長 遠藤 俊英

平成30年7月豪雨にかかる災害を踏まえた金融の円滑化等について

平成30年7月豪雨により、極めて広範囲にわたって中小企業・小規模事業者
に大きな被害がもたらされているところである。

平成30年7月6日以降、災害救助法の適用があった地域の金融機関に対して、
「平成30年7月豪雨にかかる災害に対する金融上の措置について」(注)を要
請したところであるが、当該要請の内容について、改めて貴協会傘下の上記地
域に営業店を有する金融機関への周知徹底を図るとともに、本部の指揮の下、
本支店間の連携を密にし、必要に応じ他の金融機関や関係機関等とも連携をと
り、各営業店において、被災者の方々の要請内容を踏まえ、被災者の状況に応
じてきめ細かく弾力的・迅速な対応に努められたい。

(注)「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨にかかる災害に対する金融上の措置に
ついて」を含む。

各金融機関におかれては、7月14日から16日までの3連休においても、被
災に遭われた個人や事業者がアクセスできる電話相談窓口等の対応(金融庁の
ウェブサイトでも公表)が行われたところであるが、引き続き、被災に遭われ
た個人や事業者の状況や応急資金の需要等を勘案して、既存の融資にかかる返
済猶予等の貸付条件の変更や、融資手続きの簡便化・迅速化、「自然災害による
被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用にかかる相談に応じること等、
災害を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置の実施を徹底するよう
努められたい。

金融庁においては、金融庁の職員を現地に派遣し、中小企業庁等と連携しながら、被災個人・事業者や現地金融機関から被害状況やニーズを把握することとする。その上で、事業者の既存融資や必要資金の提供に関する問題等への対応について、金融機関はもちろん REVIC を含む関係機関と協議するとともに、個人住宅ローン等については、今後、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用が重要となるため、金融機関や日弁連を含む関係機関と協議し（注）、被災者にとって必要な政策対応を策定・実施していく。各金融機関におかれてはこうした取組みにご協力願いたい。

（注）今般の災害で住宅ローンなどの返済が困難な被災者においては、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用により、取引先の金融機関に住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができる。金融庁は、金融機関に対して、関係機関と連携しながら、同ガイドラインの周知や相談に応じることを要請している。同ガイドラインの活用スキームにおいては、現地の弁護士会が選定した弁護士が債務整理の支援を行うこととなっている。

また、来店が困難な被災個人・事業者もいることなどの状況を踏まえて、当局からの要請内容やこれに関連する各金融機関の対応方針等について、可能な限り顧客に広く周知するよう努めるとともに、金融機関が訪問して、被災個人・事業者に対して親身かつ積極的に相談、アドバイスを行うよう努められたい。

以 上